

(四) 国会会議録

【三五六】第十三回国会衆議院予算委員会議録第九号 (昭和27年2月5日)

(発言者)

高橋等 (委員)

吉武恵市 (国務大臣、厚生大臣)

(臣)

〔発言順、敬称略〕

○高橋(等)委員 次に、遺族問題を解決いたしまするには、もちろん根本的解決ということはむずかしい、英霊が生きて帰らない限りは、遺族さん方も、十分な解決がされたものとはお考えにならないだろうと思うのであります。それはしかたがないことではあります、これを解決いたしまするには、物質方面のみでなしに、ただいまも厚生大臣がお話になりましたように、精神面に十分な力を入れて、同じものを出すにいたしましたも、ほんとうに心のこもつたものを出す。またいろいろな遺族さん方の補償、援護をなすにつきましても、精神面の点につきまして十分な御考慮をお願いいたさねばならぬのであります。とりわけ英霊を国がおまつりをする、英霊に対して国民が尊敬をし、また遺族さん方に対しまして、ほんとうにお気の毒であるということ、行いをもつて国民が接するということにならなければいけないことであろうと私は考えます。つきましては、合同慰霊祭について、政府の方で一億円の予算を計上いたされておりますことは、まことに当然とは申しながら、機宜の措置であります。私がここで提唱したいことは、日本が独立をいたしましたその日に、でき得れば全国一齊の慰霊祭を行うとか、あるいはまた慰霊祭を全国一齊に行うの間に合わないようなことがございますれば、全国一齊に、この独立の日を期して英霊に黙禱をささげ、わが国の独立を報告をする、在天の霊を慰めるということ、ぜひとも実行していただきたい。そして毎年どうせ独立の日を国民は記念するのでありますから、毎年この行事をこの日には行うことを、ぜひ実行していただきたいと考えます。独立も相当間近に迫つておるように考えますので、今から政府の方でこうした点について十分な御配慮と御準備をいただきたいと思うのであります。この点厚生大臣の御答辯を承りたいと思ひます。

○吉武国務大臣 ただいまの高橋さんの御意見は、ごもつともと思ひます。私も今回とりました措置も、予算的措置としては不十分だと思ひますが、まず何といひましても、ここ七年間、英霊に対して何らなすべきことのできなかつたことを遺憾に存じまして、今回の予算でも、まず英霊をおまつりをしようということ、一億円の予算を計上したわけでありまして。この英霊を慰めるの措置は、なお具体的にどういふふうに行つて行きますか、十分検討したいと存じます。ただいま高橋さんのお説なんかも十分考慮に入れて、至急に具体的な措置を講ずるつもりであります。

○高橋(等)委員 次に、最近新聞紙上あるいは雑誌等で、南海の諸島にいまだに引取手がなく散在しております遺骨に対する報道が、ひんびんとして行われております。私は先般の新聞紙におきまして、硫黄島における遺骨が雨ざらしになつておりますその状況を拜見いたしました、まことに胸が痛む思いがいたしました。全国の遺族の人々はあの写真を見てどういふ感じに打たれたであろうか、おそらく私どもの想像以上のものであつたらうと考えるのであります。一日も早くこれらの遺骨を引取りまして、そうして丁重にこれを葬るといふことは、どうしても急いでやらねばないことであると考えます。政府として、従来この遺骨の引取りに対しまして、いかなる措置をおとりになつておるか、また今後この問題についていかなる方法を講じて、先ほど申しましたように遺骨を一日も早く内地へ持ち帰りまして、これを丁重に葬つて英霊を慰める、遺族を安心さすということをお考えになつておられますか、この点厚生大臣にお伺いをいたしたのであります。

○吉武国務大臣 南方の諸島に残されました遺骨に対しましては、今日まで何らの処置のできなかつたことを、はなはだ遺憾に存じておるわけでございます。ようやく関係方面の了解を得まして、先般復員局の職員を硫黄島に派遣いたしました、英霊を弔うと同時に、その調査を進めておるわけでございます。近く帰つて参りましたならば、今高橋さんのお話でございますように、これらの遺骨の取扱ひについては、十分考慮を拂ひたいと思つております。

○高橋(等)委員 この遺骨の引取り、埋葬という問題は、国民感情の上から行きましても、遺族さん方の立場から行きましても、非常に大切なことであります。ぜひとも早急にこの解決を政府がいたされるよう措置されることを強く要望いたします。次は、靖国神社の問題であります、私の手元へ全国の遺族

さん方から参ります手紙等によりますと、一体自分らのむすこは、夫は、靖国神社にまつてあるのだらうかどうだらうか、實際まつたという知らせも何にも来ない。靖国神社へよく団体で参るが、何だかここにはまつてないのじやないかというような気がするが、その点はどうなつておるであらうかということ、よく聞き合はされるのであります。政府はこの際、この問題につきまして、どういふような扱いになつておるかということ、詳しく国民の前にお知らせをお願いいたしたいと存ずるのであります。

○吉武国務大臣 靖国神社の合祀につきましては、合祀すべきものは、ほとんど合祀されたように聞いております。ただ遺族の方に通知が遅れておるといふふうになつておるのであります。○高橋(等)委員 遺族に対しまして、どうして通知が遅れておりますか。承れば、その通知を正式のもので出すだけでも、一億くらいの金がかかるということ、神社側は言つていられる原因があるかと存じますので、至急お調べくださいます。一日も早くこれがおまつりであるということ、遺族の方々に御通知をいただきたい。これは神社の方とよくお話し合ひになつて御連絡願ひたいと思ひます。

【三五七】第十三回国会衆議院厚生委員会議録第十  
 一号（昭和27年2月29日）

（発言者）

岡山一（委員）

小山進太郎（説明員。厚生事務官（大臣官房総務課長））

畠中順一（説明員。厚生事務官（引揚援護庁長官官房総務課長））

荻田アサノ（委員）

大石武一（委員長）

木村忠二郎（政府委員。引揚援護庁長官）

堤ソルヨ（委員）

〔発言順。敬称略〕

○岡（長）委員 引揚援護庁の長官の御出席を願つて、責任ある御返答をいただきたい点もありますので、その点は御出席を得ていただきたいと思えますから、さしあたりの問題としては、主として小山総務課長に率直なる御見解をたゞしておきたいと思うのであります。

第一点は、引揚げ問題の今日までの推移、その過程を見ましても、また最近国会を通じて決定されるであろう遺族あるいは戦傷病者に対する国の責任における援護の法律——特に予算はすでに通過いたしました、こういうことになりますと、引揚援護庁というものの構成、たとえば、現在は引揚援護局、第一復員局、第二復員局というふうに分かれておりますが、そのうち陸軍、海軍にわたる復員業務というふうなもの、日本が独立をする、そうして国連なり中立国なり、あるいは当事国との間に、なお残留すると予想される七万有余の残留抑留者については、これは当然外務省がこの問題の責任ある立場に置かれることとなる。いわば日本の自主外交の一環として、この問題は大きく取上げられなければならないと思うのであります。そういったしますと、たとえば、先般のジュネーブの会議にも、主として引揚援護庁の關係の方々が出ておられるというふうな形で、引揚げ促進の問題が、厚生省の所管業務であるかのごとき感を与えらるというふうなことを揚棄して、当然日本の自主外交の一環として、外務省所管業務として、外務省が主体的に引揚げの

促進に当るべきものではないかというふうに感ずるのであります。その点について、小山総務課長の御見解を承りたいと思ひます。

○小山説明員 ただいまお話がありました引揚げ促進に関する事務を、外務省が主管してやるべきでないかという御意見についてでございますが、これは、現在においても、そのようになつてゐるわけでございまして、今後ともそういうやり方にはかわりはないわけでございまして、ただ、実際上の問題といたしまして、引揚げ促進のやり方を効果的にいたしますためには、引揚げの問題について最も研究もしているし、また実質的に関心を持つております引揚援護庁が、いろ／＼な意味において外務省に強い協力をして事を進めて行く。その結果が、ともすれば、あるいは印象として、引揚げ促進も引揚援護庁が取扱うというような感じを与えてゐるかもしれませんが、建前上も、また実際の事務の進め方も、先ほどお話がありました通りにしてゐるわけでございます。今回参られました三人の代表の中にも、この意味で外務省からは人が正式に参加してゐるわけでありまして、引揚援護庁からは参加してゐないわけでございまして、實際上そうなつてゐるわけでございまして、この点について、実

○岡（長）委員 なお引揚げ促進の業務は、引揚援護庁の設置とともに、もつぱらこの庁が大きな関心を示し、また協力しておつたということについては、私どもも了とするのであります。しかしながら、たとえば実際問題といたしまして、現在いると予想されてゐる在留邦人について、これはもはや復員局あるいは留守業務等に備へつけてある兵籍名簿と申しましようか、こういったものも、かなり整理されてゐるのじやないかと思ひます。また今後予想される引揚者について、なお中共なり、ソ同盟なりに生存してゐるかどうかということについての、世話課がやつてゐる業務等につきましても、やはりそれは引揚げを促進する資料として、あるいは前提としての業務であつて、当然引揚げを担当する外務省の手にこれが移されるということになるならば、機構的にも、やはりはつきりと、引揚げて来た者についての援護は、引揚援護庁なり厚生省の所管業務としてやる、しかし引揚者が日本の土を踏むまでに至る実際の手配と、またそういう情勢を馴致するための外交的な方途というものは、当然外務省の所管ではないかと思ひます。そういう点を実はお伺ひしてゐるわけであります。

○畠中説明員 お答えいたします。引揚げ促進の問題は、先ほ

ど小山総務課長からお話ございましたように、建前も實際上外務省で担当してゐるわけでございます。それで引揚援護庁といたしましては、引揚げて来た者の援護と、それから引揚げに關しましては、まだ引揚げない人、特に軍人につきましては、調査業務をいたしてゐるわけであります。促進の問題は、あくまで外務省が担当してゐるのでございまして、それで復員局の仕事は、引揚げ促進の問題ではないのでございまして、調査の仕事でございまして、それも含めまして、引揚援護庁では引揚げて来た援護だけをやつて、あとの調査なりを促進に關係のある外務省でやるということになりますれば、現在の復員局の機構をみな持つて行つて外務省でやることならば、一応一貫はいたしますけれども、現在のところでは、促進の問題は外務省、それから軍人の引揚げて来ない人の調査と引揚げて来た人の援護を援護庁でやる、こういう建前でやつてゐるわけでござい

○岡（長）委員 まあそれでいいわけなんです、なお関連して、それではお尋ねをしたのですが、この間昭和二十七年年度一般会計予算を拝見いたしましたときに、関連してお尋ねいたしましたところ、たしかこれは大臣の御答弁であつたと思ひますが、障害年金、遺族年金を含むあの費目というものは、社会局の款項目に出ておりましたけれども、実質的には引揚援護庁がこれを取扱うということで、われわれもあの予算の審議においては、引揚援護庁の中でこの問題をいろいろ当局にただしたことは、御存じの通りであります。そういったしますと、この遺族あるいは傷病軍人等に対する援護というものは、おそらくウエートとしては、引揚援護庁が所管しておられる業務の中で、一番大きいものじやないかと思ひます。今、未復員者給与法なり特別未帰還者給与法なり、あるいは引揚者の住宅なり、また今年度から打ち切りになりましたが、更生資金の問題にいたしましても、あるいはまたそういうものよりも、今後国会を通過し得ると想像されておるところの遺族あるいは戦争による身体障害者に対する援護の法律を施行する業務というものは、引揚援護庁が一番大きなウエートを持つて来ることは、だれしも想像ができるのであります。そういったしますと、引揚援護庁の設置令は、当然具体的に大きな変化を遂げなければならぬのではないかと思ひますが、そういう事態に処して、この際皆さんの方で具体的にこういうふうにするべきではないか、またしたい、その他そういうふうな御意向があつたら率直に承りたいと思ひます。

○皇中説明員 遺族援護の問題と傷痍者の問題につきましては、御承知のように年金等の予算は社会局の方に組まれておりますが、その実施は引揚援護庁において行う方針でございます。そういう場合に引揚援護庁の現在の設置令の中では、遺族とか傷痍者に対する援護の措置が、法的にとられておりませんので、これは遺族・傷痍者の援護の法律が出ました場合に、その法律の中で引揚援護庁の設置令を改正して、引揚援護庁において、そういう新しい仕事ができるように規定したいという方針でございます。それからなお引揚援護庁におきましては、引揚者の住宅問題とか、あるいは更生資金の問題、あるいは応急援護の問題は、援護庁の中に援護局というものがございまして、復員局とは別途に行つておるのでありますが、遺族援護をいたすにいたしましても、引揚者の援護は、援護局において従前通り行つて行くつもりでございます。なお遺族援護、あるいは傷痍軍人援護の問題は、これは現在の復員局の機構とは切り離すことができないと申しますか、切り離しますと、非常に不経済な能率の悪いことになるのでございまして、たとえば大体のところ、遺族にいたしまして、戦死者が百七十六万近くある、それ以上の方がおられますし、その遺族の数は四百万近くある、であります。こういう人々の援護をいたす場合には、そういう人々が軍人であつたか、軍属であつたかという身分の判定のはつきりした資料がないと、支給に非常に錯誤を来すのであります。それからまた、そういうものがほんとうに公務で戦死をしたのか、あるいは戦傷死なのか、あるいは戦病死であるかというふうな調査がはつきりいたしておりませんと、遺族と称する者からたくさん申請がありましたときに、はつきりした認定ができないのでございます。そういう旧軍人、軍属の身分、それから死亡原因の調査等につきましては、従来そういった仕事に携わつておられましたところの復員局の方々が、この仕事にはきわめて適切でございまして、幸いにそういうことになれておる人々でその仕事をやつて行くということが、厚生省といまして、能率的なことじやないかと考えますので、そういうふうに行いたいと思つております。

○岡(長)委員 引揚援護庁設置令第二条の中で、所管業務が二つにわかれております。そこで今御説明のように、第一号については、主として引揚援護庁がそれに当る。そのためには先ほども申しましたように、未復員者給与法なり特別未帰還者給与法なり、その他住宅の問題、生業資金の問題等についていろいろな御努力を願つておる。第二号の旧陸海軍の復員及びこれに

関する事務を行う——問題はこれなんです、引揚援護庁が第二条第二号の旧陸海軍の復員及びこれに関する事務を行うというの、内容的に見れば、これは結局戦傷病者の援護、あるいは戦死に伴う遺族の援護、こういうことがもはや中心の課題となつて来たのであつて、復員ということ、またこれに関する事務という問題は、非常にいわばヒンテルグランドに行つておるのじやないかという考え方でお尋ねしているのです。第一復員局と第二復員局というふうな局が持つておられるいろいろ、な旧軍隊内における資料というものは、これを私は否定するものではありませんが、この資料に基いての遺族あるいはこの戦傷病者に対する援護というものは、これはもはや復員業務というよりも、援護業務ではないかということで、第一復員局、第二復員局が復員業務を中心としていた時代は過ぎ去つた、むしろそういう戦争の犠牲者である傷痍軍人や遺族に対する援護というものが大きくクローズ・アップされて来ておる現在、第一復員局、第二復員局を存置しなければならぬということ、は、実際の業務上、私は納得ができないのです。しかも、予算が通過するならば、もう四月にも、おそらく遺族なりまた傷痍軍人に、それ／＼の支給を急ぐということにもなるかと思ひますが、やはり名は実の實を現わすということにも、その実体に基づきわし名称にかえて、またそれに伴う人的構成をも充実する。人的構成としては現在の人はいいとしても、問題は資料の取扱いにあるので、そういう点で、引揚援護庁の方では、やはりもつとその業務にふさわしき名前にも、また機構にもかえて行くというふうなことが必要ではないかと思ひますので、重ねてお尋ねしたい。

○皇中説明員 引揚援護庁におきまして、復員局が主となつて遺族の援護なり、傷痍軍人の援護を行つて来ておるといふ場合におきまして、その復員局の名称なりを考えたらどうかとお話でございますが、名称等の問題につきましては、今後いろいろ／＼研究して参りたいと考えております。

○岡(長)委員 いずれの問題は、近い将来の具体的な問題として、これ以上の点については、お互いに十分研究して善処したいと思ひます。

○皇中説明員 引揚援護庁におきまして、第一復員局、第二復員局におられる旧軍人の諸君、その数、それから旧軍人の時代における階級、またこれらの諸君がどういふ取扱いで軍服をセピロに着かえて残つておられるのか。またこの中で、いまだ追放を解除されない方は何名あつて、それはどういふ名前の人で、

現在復員局においてはどのような地位についておられるか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○皇中説明員 復員局に現在おられますところの旧陸海軍の軍人は、総数で百八十名でございます。階級別にいたしますと、陸軍海軍つきまぜてでございますが、大佐が二十六名、中佐が四十九名、少佐が六十五名、大尉が二十六名、中尉が十二名、少尉が二名、計百八十名となつております。これは御承知のように、昭和二十年十一月三十日に、陸海軍省が第一、第二復員局になりまして、それから数度の変遷を重ねまして、昭和二十三年の五月三十一日から引揚援護庁に復員局が吸収されました。そのころは、たくさん旧軍人が復員局にりましたが、司令部からのいろいろな要求もございまして、その業務に支障を来さない限りにおいて減して参つたのでございまして、ただいまでは、百八十名になつておりますが、これらの人は、復員業務をやつて行く上に、ほかの文官ではわからない仕事が多いのでございまして、今日まで留任申請をいたしまして、復員業務に関してとはどまつて仕事をやつてもよいということでも参つたわけでございます。しかしながら、最近追放解除になりました、現在残つております者は五名でございます。それは復員局の局付と申しまして、局長のすぐ下におられますが、局付の美山要蔵氏、元の陸軍大佐でございます。それから同じく復員局の復員業務部長の高山信武氏、これは元の陸軍大佐でございます。それから中部復員局の資料整理部長、元陸軍大佐服部卓四郎氏、それから中部復員局の広島支部支部長をしております元陸軍大佐、斎藤明雄氏、それから海軍関係では第二復員局残務処理部長の元海軍主計大佐初見五郎氏、以上申し上げました五名が、覚書該当者として残つておる次第でございます。

○岡(長)委員 最近私が見たのでも、二箇月ほど前の朝日新聞また数週間前の読売新聞、また昨日の読売新聞にも、現在復員局にとどまつておられる方で、覚書該当者としていまだ追放を解除されない方々の名前が出ておることは、課長も御存じだと思ひます。このことについては、なお大臣からも御答弁を得たいと思ひますから、その点も委員長にお含みを願ひたいと思ひます。

○皇中説明員 ところで、まず部内の様子を知つておられると考へまして、総務課長にお尋ねしたいのでありますが、いわば在職延期ということ、実質的には謹慎の立場において、まつたくセピロに着かえて、一般普通の行政事務に携わつておられるのでありまして、こういう方が、従来の経歴から、そうした業務において

いろ／＼と内部の事情、従来のいきさつをよく御存じであるから適当な方であるということ、またその立場から、それらを生かしてこの業務にお働きをいただいたということについては、われわれも特別に異議に申し立てるものではありません。しかし、現在いろ／＼な新聞の情報などによつても、日本の再軍備というような問題が大きく取上げられております。これには、現在セビロを着た厚生省復員局の部長なり課長なりという諸君の名前が出ておるのであります。おそらく厚生省としても、そういう事実は御否定にはならないと思ひます。こういう情報が伝えられるということは、いろ／＼な意味で、厚生省の職員が諸君の身分と関連して、誤解を招きやすい点でもあり、問題によつては、重大な責任をも伴う事項と思ひますが、こういう新聞情報等が出たときに、厚生省あるいは引揚援護庁の内部として、またその責任者の立場から、何らかの御調査をなされたことがあるかどうか、まずこの点を承りたい。

○島中説明員 復員局におります者が、最近新聞雑誌等で、再軍備に関連して名前がいろ／＼出ておりますことは、われ／＼も承知をいたしておりますが、先ほどお言葉にございましたように、復員局の職員は、最近まで追放の身でございました。復員の事務に限定されまして、その範囲内で職に就いて今日まで来て、最近大部分の者が追放解除となりましたが、援護庁なり復員局なりといったしましては、復員局の者は、ややもすれば世間からいろいろな目で見られるので、いつも常に機会あるごとに、特に出処進退には注意をいたしまして、限定された復員業務に専念するように、そして再軍備の問題が世論でやかましくなつて来るに連れて、そういうものに巻き込まれないようによく注意して、与えられませんでした復員業務に専念するようにということ、長官、次長からも常に訓辞もいたしますし、復員局の者もお互いに戒め合つて、今日まで来ておるわけでございます。たゞ、これも復員局の一、二の者でございまして、その程度そのことにつきまして、本人にいろ／＼話してみるのでございまして、復員局においては再軍備等に関していろ／＼な仕事をしておるか、その準備をしておるかというような事実は全然ございません。さように御承知願ひたいと思ひます。ただ新聞雑誌等で言われますことにつきましては、そういうことも新聞、雑誌等に取上げられないように注意して行くように、その都度お話をいたしておる次第でございまして、

○岡（長）委員 復員局は、別に作戦局じやないのであつて、そ

ういうことをせられないということは当然なことですが、ただ問題はまだ追放解除をされておらない覚書該当者であり、かつては阿南陸軍大臣の高級副官であつた、あるいは東條の秘書官であつた、こういう身分の諸君が、復員局の一事務官としての身分にありながら、しかも覚書該当者でありながら、再軍備計画等について直接関係をしておる。しかもそういうことが読売とか、朝日とかいう日本の大きな一流の中央新聞に載つて広く国民にばらまかれておる。これでは、まったく覚書該当者に対する処置を、覚書該当を厳密に施行すべき政府が、その覚書該当者がきわめて遺憾な行動をしておるにもかかわらず、これに對して、復員局ではしておらないが、外へ出てしておつてもいいということ、再軍備計画というものは、これは日本の一切の政策にかかわる問題であり、また国会が当然審議すべき予算に重大な関係を持つものである。こういうものについて、復員局の職員たることをやめて彼らが行動せられることは、隠密のうちになさる限りにおいてはわれ／＼もとがめだてたり、追究する理由はないかもしれませんけれども、復員局の事務官たる立場におられる人が、そういうことをおるといふことに對して、政府としてそれを黙つて見とおすということでは、私はこれは単にその人個人の問題ではなく、政府自体としても重大なやはり政治的責任があるかと思ふのです。そういう点からお尋ねをいたしておるのであります。これは総務課長も、お立場上いろ／＼言いくいこともあろうと思ひますけれども、私も資料なしにこの問題についてお話ししてはならないので、委員長の方で後刻厚生大臣と引揚援護庁長官の御出席を願つて、その上でこの点を明らかにしたいと思います。

以上で一応私の質問は打ち切りたいと思ひます。

○大石委員長 菊田君。

○菊田委員 岡委員の質問によりまして、大体のことは明らかになつたのでありますけれども、さらにこの引揚援護庁の中の仕事の一、二につきまして、明瞭にしたいと思います点をお聞きしたいと思います。

この長官官房で行われます事務の中に、機密に関する事務とすることがあるわけなんです、これはどういう種類の機密に関する事務であるのか。お話ししたいと思います。

○小山説明員 これは共通の問題でございますので、私御説明申し上げますが、総じて大臣とか長官の所管事項の中には、ほかの仕事のように現わされ切れない仕事で、機密に関する事項

というような言葉で表現することが例になつております。ただそういう例に従つてあげてあるだけでございまして、特別の意味のあるものではございません。大体秘書官が扱つていたぐいの仕事が、これに当るわけでありまして。

○菊田委員 どういうことですか。一、二具体的にいへば……

○小山説明員 別に大したことはございませんが、たとえばあなたが面会を求めておられますが、これは断るようになつたかどうか、それともお会いするようになつたかどうか、こういったような程度のことでございます。（笑聲）

○菊田委員 どうもお役所の仕事にはそういうことがあつて、私どもやはりよくわからないのでお聞きするわけですが、それでは同じような長官官房で取扱われる事務の中の、国有財産及び物品に関する事務というのは、この中ではどういうことか、うのですか。

○島中説明員 国有財産及び物品に関する事務ということですが、これはたとえば舞鶴の援護局がございまして、それは国有財産に属してございまして、これの管理とか、いろ／＼な問題をいうのでございます。

それから物品は、これは普通の物品でございまして、そういうものを総務課で一まとめに取扱つておるといふようなことでございます。

○菊田委員 その十のところでございますが、報に関する事務というものは、どういふのですか。

○島中説明員 こう報に関する事務と申しますのは、これは厚生本省にもございまして、引揚援護庁でも行つておる仕事を広く国民の方々に知らせして、その仕事を円滑にできるようにして行くという意味でございまして。

○菊田委員 それから、今度は復員局の方のことについてお聞きしたいのですが、これは今度廃止する条項に該当しておると思ひますが、連合国軍の要求に基く諸調査事務ということがあるわけですが、これはもうすでに廃止する事項にはなつておるのですが、参考のためにどういふことについて調査が命ぜられておつたかということをお聞きしたいと思います。

○島中説明員 連合国軍の要求に基く諸調査事務でございまして、これは主として太平洋戦争に関しまして、連合国軍の方から、その当時の日本軍の戦闘配備状況がどうであつたか、どこでどういふ戦闘をしたかというような問題が、おもなるものでございまして。

○菊田委員 今度はやはりこの残る部分に該当しておる事務な

んですが、旧陸海軍の残務整理に関する事務というのがあつたわけですが、これはどういう事務がなお残つておりますか、お聞きしたいのであります。

○島中説明員 旧陸海軍の残務整理に関する事務といたしましては、主たるものが復員手続とか、あるいは未復員者の調査というふうなものも一応入りますけれども、ここに掲げてありますのは、たとえば旧陸海軍当時の債権の、まだ取立ててないものの整理というふうなものがござります。

○荻田委員 これははつきりしておきたいと思いますが、陸海軍の残務整理というものは、取立てていない債権の処理だけのことをいつているわけなんですか、そのほかの仕事は全然入っていないわけですか。

○島中説明員 今申し上げました債権の処理が大部分かと思われま。

○荻田委員 これはやはり先ほど総務課長の御答弁の中にあつたわけですが、援護局の中のとつて、たとえば資料整理部長の仕事というふうなものがあるわけですが、この資料整理部というものは、どういうことに関する資料をやつておるわけなんですか。

○島中説明員 資料整理部は、その第六条の四に、連合国軍の要求に基く諸調査事務というのがござりますが、それが、主として資料整理部の仕事でございまして、先ほど申し上げましたように、連合国軍の方から、主として太平洋戦争で、当時の軍が、どこにどういう配備をして、どういう戦闘をしたかというふうなことについて、いろ／＼こまかい調査を要求して参りますので、その関係の仕事であります。

○荻田委員 そうしますと、今度は連合国側からのそういう要求というふうなことはなくなつて、そうして日本も一応独立国という態勢のもとに自主的にやつて行くわけなんですから、こういう服部卓四郎というふうな人が部長をやつておる資料整理部というふうなものは、当然仕事がなくなるといふふうな考えられますが、その点いかがですか。

○島中説明員 日本が独立いたしますと、連合国軍の要求に基く調査事務というものは、お説のようになくなると思ひます。従ひまして、資料整理部の大部分の仕事はなくなると思ひます。なおこの部では、たとえば、まだ外地に残されております皆さんの遺骨の問題につきましても、当時の軍の行動等から調査して行かなければ、どこにどれほど遺骨があるかというふうな調査にも関連しますので、そういう問題もやつておりま

す。また、外務省等の要求で、当時の軍が戦地におきまして与えられた損害につきまして、賠償問題で、いろ／＼な資料を要求されるわけでございます。たとえば、どこにどういう施設を持つておつて、そのためにどういう損害を与えたかというふうなことで、賠償に關連しまして、外務省から調査を要求して参りますので——独立後は連合国軍からの要求に基く調査はないと思ひます。従つて大部分の仕事は終ると思ひますけれども、そういうつたまだ残された仕事若干残るかと思ひます。

○荻田委員 どこに遺骨がどういふふうに残つてゐるかというふうなことが、終戦後六年も七年もたつた今ごろになつて、まだこれから調査しなければならぬというふうなことは、実際今までそういう方面に調査の部課を設けておつてどういふ仕事をしておつたのか。一体ここでそういう仕事をやつていたのか、それともそうでない仕事か、そういう建前でやられていたのかというふうなことが、非常に疑問になつて来るわけですが。それから特にあなたがおつしやるために、今後の賠償の取立てに對して参考にしたというように、こういう一部課を残して、今後やはり店開きをしていなければならぬかどうかというふうなことも、私どもは非常に問題になつて思ふのです。そういう点につきまして、私どもここで、できればもつと實際上の調査もやつた上で、そういうふうなものを實際残しておく必要があるかどうかということも検討しなければ、簡単にこれはいい、このまま残しましょうということには、ちよつと言ひ切れなかつたと思ふのです。こういうことにつきましては、総務課長に御答弁を求めるとは、ちよつと無理かと思ひますので、やはり私は後刻こういう問題に關しましては、大臣がおいでになりますれば、直接大臣からお話を聞きたい、あるいは援護庁の長官からも聞きたいと思ひますけれども、総じて、今まで勅令によつてできました引揚援護庁というふうなところが、近年アメリカのジャーナリストであるマーク・ゲインなんかの日本滞在日記を見ましてもわかりますように、何とかして旧軍人軍閥の勢力を温存したいという一つの逃込み場所として、こうした復員局等に、必要でない、つまり實際は日本が民主国家として誕生するために好ましくないやうないろ／＼な根が、ここに温存されておつたのじやないかということが、そういう資料なんかから見ましても、想像できるわけなんです。特に今後こういう勅令が廃止されて、新しく日本独自のものとしてここににつくられるという機会に遭遇いたしましたので、私どもはこうした世上での、復員局の機構を利用いたしまして、旧在郷軍人等

の再組織、地下組織が進められておるといふふうなうわさをひんびんとして聞いております際でもございまして、こういう問題につきまして、私どもは、もつと徹底的な調査究明をいたしませんことには、この引揚援護庁をそのまま存置するということには對しましては、了承できないと思ふのです。こういう点につきまして、後刻大臣なり援護庁長官なりの御出席を得ました上で再度質問したいと思ひますので、きようおいでになつております政府委員に対する質問は、このくらいにいたします。

(略)

○岡(長)委員 ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く厚生省關係諸命令の措置に關する法律案に關しては、単に厚生省のみならず、日本が独立をするというその大きなスタートラインに立つて、受諾に伴ひ発する命令に關する一切の法規は、あらゆる省を通じてこれは一応廃棄するべきものであるというものが、私の考えであります。しかしながら、實際問題といたしまして、これとともにまた復活しなければならぬという二重の行政的な複雑さを避ける意味において、この受諾に伴ひ発する命令に關して、厚生省關係諸命令についてまた特に考慮を要するものがあると思ひますので、一応そういう前提から、今度御提出になりました案件については、私は日本社会党の立場から賛意を表するものであります。

しかしながら、特に引揚援護庁の設置に關する問題であります。この点は先ほど來の質疑を通じて、一応明らかになつた問題でありますけれども、われ／＼は、遺族あるいは傷痍軍人に対する援護の新しい法律ができるならば、この法律を施行する行政官庁として、あるいは特別未帰還者給与法なり未復員者給与法なり、その他戦争犠牲者に対する生業資金なり、職業補導なり、住宅対策なり、総合的な戦争犠牲者に対する諸種の国家補償の事務を担当する諸官庁としての機構を設置するべきことを、われ／＼は要求するのであります。そういう点から、たとえばこの設置令第二条にうたつてあるやうな、旧陸海軍の復員業務、こういう業務は至つて縮小されておることは、政府も御存じの通りであると思ふ。あるいは第六条における復員局業務のうちでも、特に四、五の事項のごときは、もはやほとんど意味をなさぬものにならうと思ひますのであります。こういう点も指摘するまでもないのでありますから、政府はすみやかに厚生省設置法を改正いたしましたので、未復員者給与法、特別未帰還者給与法、並びに傷痍軍人遺族に対する援護

の諸法律、こういう法律に基くところの戦争犠牲者に対する援護ないし国家補償のための行政官庁というように機構を大幅に改革せられまして、その法律に基く事務を主管し、人的構成をも十分考慮せられて、名実ともにその遺憾なきを期するがごときすつきりした改革をしていただきたいということを、強く念願するのであります。

また行政機構改革の声とともに、労働省や厚生省の統合等の問題も起つておりますが、こういう行政簡素化の方向は、わが国における厚生行政をむしろ大幅に圧縮しようとする事態を起すことをわれわれは十分懸念いたします関係からも、この点に関しては存置を認めるが、以上申し述べましたような内容ないしその人的構成においても、新たにふさわしいものに切りかえられることを強く要望し、それを条件といたしまして、この御提出の案件には賛意を表する次第であります。

○大石委員長 荻田アサノ君。

○荻田委員 日本共産党は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案のうち、引揚援護庁設置令に反対して反対しております。私どもが引揚援護庁設置令に反対する理由も、設置令のできた二十三年当時には、海外残留者の引揚げ援護に関して、こういう特別な外局の必要であった理由も——ここで何が実際になされたかということとは別といたしましても——考えられるわけなんでしょうが、ところが現在は、海外残留者は七万人余りを残して大部分の引揚げを完了しているのでありますから、今後の引揚げは、対等な国際関係の中で、主として外務省所管のもとに行われることが当然であります。かつ、午前中の政府の答弁によつて見ましても、従来とも外務省で引揚げ促進のこゝをやっていくということであれば、なおさら特別に引揚げ促進のための局を置くという理由はないと思うのであります。外務省の重要な任務の一つとして、今後は中国地区その他の引揚げの促進、その実行のために十分な予算をとつてやつてもらいたいということとは、私どもの希望であります。設置令の各条項を検討してみましても、その他の部分を検討してみましても、長官、次長、局長を置いて、そういう大きな門構えでやらねばならぬような特別な仕事はない。むしろその中には、復員局のような、引揚げとは特別関係のない、また他の部署でも十分やり得る局があるのであつて、しかもその中の責任のある地位に、旧日本軍隊の中核に参加した覚書該当者の追放軍人を充てて、仕事をやらせておられる状態でありまして、しかもその仕事は、他の文

官ではわからないと言つておるのであります。文官がわからないような仕事というものがあること自体今日問題であり、それを旧軍隊の幹部がインシアチーフをとつてやつておるところに、今日、再軍備の震源地が復員局だと一般に見られるようなことが生れるのであります。また在郷軍人の下部組織が、こういう機関を通して進められておるといふような印象を外部に与えておるのであります。実際私どもが見て、何が行われておるか、大きな疑問を持つておるわけであります。今日一方では、なお海外に残つておる同胞の引揚げを、できるだけすみやかに行うという問題があるわけでありまして、これはさつき申しましたように、外務省の管轄下で十分やり得るのであつて、引揚者の生活の援護の問題が、今度は、非常に大きな問題になるのであります。これは、ただ海外の引揚者だけの問題でなくて、一般戦争犠牲者の問題とか、遺族問題とか、あるいは傷痍軍人の問題と同様な大切な問題であります。このためには、厚生省の中の社会局なり、あるいは特別の局なり課なりを設けてやるべきであつて、引揚援護庁のような、再軍備の伏魔殿のようなものを包蔵しておるのをそのままここで承認することに對しては、私どもは反対を表明せざるを得ないのであります。以上が私どもの反対理由でございます。

(略)

○大石委員長 次に、引揚援護庁長官に対する質疑の発言を求められておりますので、これを許可いたします。岡良一君。

○岡(良)委員 午前中にも少し触れたのでありますが、引揚援護庁の木村長官にお伺いをいたします。

まず第一に、もしあなたの下僚に、覚書該当者でありながら政治に参画をする者があつたといたしました場合に、あなたは監督にある立場において、いかなる処置に出られる御決意を持つておられるかということ、一応一般論として聞いておきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 覚書該当者が政治に参画してはならないということ、申すまでもないことでありまして、われわれの監督の下にあります職員にいたしました、そういうものがございましたらば、それに対しましては、適當なる処置をとらなければならぬと思つております。

○岡(良)委員 おとなしい木村さんのことですから何ですが、もう少し大きな声で勇敢にお答え願ひたいと思ひます。これはかつて週刊朝日にも掲載されて、広く世間にも読まれておりま

すし、数週間前にも読売新聞に数段抜きで取扱われております。きのうきょう二日間にわたつても、読売新聞が取上げております。この点についてお伺ひしたいのですが、きのう、きょうにわたつて連載されております読売新聞の記事は「生きかえる参謀本部」という表題のもとに出ております。この記事の中には、両日とも、あなたの下僚の方の名前がはつきり出ており、しかもこの方々が、生きかえる参謀本部の中心的な役割をしておるといふことが報道されております。このきのうきょうの読売新聞の記事を、長官はお読みになつたかどうか、この点を質問いたします。

○木村(忠)政府委員 読売新聞の記事は、確かに拝見いたしました。

○岡(良)委員 それではこういうことが、きのうきょうの読売新聞だけではなく、すでに二箇月前の週刊朝日にも、また数週間前の読売にも、やはりあなたの下僚が生きかえる参謀本部的な中心人物であるという報道がされておりますが、こういう報道に對して、かつてあなたは部内の当事者について、また関係者について、御調査をされたことがあるかどうか。もし御調査をされたとするならば、その結果としてどういふ御報告を得られたか、この点を伺ひます。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、その当人に対しても調査をいたしましたけれども、現在までのところ、人々に對しては調査をいたしましたが、現在までのところ、そういう事実がないというふうには私には考えております。

○岡(良)委員 現在までのところそういう事実がないということとは、その当事者のあなたに對する御返答であつたのか、それともそういう事実について、当事者のみならず諸般の事情を御調査の上での結論でありますか。

○木村(忠)政府委員 当事者並びに関係者に對していろいろの聴聞をいたしました結果、現在までのところそういう事実はないというふうには私には考えております。

○岡(良)委員 そういう事実がないということ、長官としては確認をされたということでありまして、そうなりますと、事は単純な汚職の問題よりも、ある意味においてはもつと大きな波紋を描き得る問題でもあり、特にまた覚書該当者が、再軍備といへば、これは国の一切の政策と予算に關係する問題であります。そういう問題に關する具体的な企画に参画しておるといふことについて、調査をしたけれども、そういう事実がない。そうすると読売新聞に報道され、週刊朝日に報道されてお

つた記事は、事実無根であると長官は考えられるか。もし事実無根であるならば、事がこれだけの大きな問題であるだけに、厚生省としても、しかるべき処置をとられることは当然なことと思うのですが、かつてそういう処置をとられたかどうか。あるいはきのうきよう連日にわたって出ているこの「生きかえる参謀本部」なる記事については、いかなる処置を講ぜられようと思えるのか、その点を承りたい。

○木村(忠)政府委員 現在まで私の調査いたしましたところでは、事実そういうことはないというふうに考えております。これにつきましては、今後も十分調査いたしたいというふうに考えております。

○岡(良)委員 であるから、もしないならば、この天下の大新聞である読売新聞に五段抜きで出ているのですが、こういう大きな記事に対して事実がないという以上、これはプレス・コード違反であるから、その点についても、厚生省としては責任ある処置を具体的にとらなければならぬと思うのですが、とるとすれば、どういう処置をとるかということです。

○木村(忠)政府委員 その点に關しましては、今後も十分調査をいたしました上で、確かにそういう事実がないということが断言できる——と申しますのは、われ／＼としましては、調査しますことにつきまして、どうしても仕事に限界がございます。従いまして、現在までのところ、新聞に書いてありますことほどの程度の根拠で書いておるかということもわからない状態でございますので、ただちにこれに対しまして抗議を申し込むというところは、きわめて困難でございます。ただわれわれといたしましては、現在までそういう事実がないということ、今のところ信じておる、こういうことを申し上げます。

○岡(良)委員 問題は、たとえば旧軍人の諸君が、太平洋戦史編纂のために参画しておるとか、あるいは軍事的な必要から、プライベートに、あるいは総司令部のセクションの中で、いろいろな戦略面において、いろ／＼陸軍の計画を参考等に言うておる、こういうことならば別な問題なんです。しかし、たとえば岡崎国務大臣のもとにおいて、公式な発令のない者が委員会のようなものをつくって、こういうような計画を準備しつづけるということは、これは天下周知の事実であり、私自身も証拠を持つておる。そういう点について、なお調査をして、どうおつしやいますか、それでは、これは重大な問題なので、日限を切つてもらいたいと思うのだが、はつきりとした調査をいつなさるか。その調査の結果は当然われ／＼に文章でご報告を願

い、また調査の結果において、とるべき処置が生まれれば、これをとるということになって、おとりになる意思があるかどうか。この点について、もう一べん長官の御答弁を承りたい。

○木村(忠)政府委員 私至つて政治にうとうございませうので、調査をどういうふうな方法でやつたらいいか。つまり表において私が当る限度において調査することはできますけれども、それ以上、私は警察権を持つておりませんので、個人の私行につきまして、どこまで探ることができませんか、私どもとしては、何ともお答えのしようがありません。従いまして、私どももいたしましては、役所の職員といたしまして不都合なことがあつたかどうかということについては、十分究明したいと思いが、何日までに、そういうことは絶対にならないと思いたいということ、これは、ちよつとここで申し上げかねます。

○岡(良)委員 問題は、取扱つておる問題が日本の再軍備という問題であること、いま一つは、それに参画しておる者が覚書該当者であるということ、そしてその覚書該当者でこれに参画しておる者が、あなたの下僚であるということでありませう。これについては、長官としても、その職責上重大な責任があると思うのであります。これはおつしやる通り、なかなか実体をとらえることは、政府部内のあなたとしては困難かもしれませんが、しかし、それにいたしまして、あなたはあなたの職責上、かりにいろ／＼な圧迫があつても、それをたね返して、すつきりした、やはり戦争犠牲者援護を中心とする引揚援護庁というものにして行くというわれ／＼の希望にこたえて、明確な調査をできるだけ早くせられること、そしてまたその責任については、これまたはつきりとした処断をとつてもらいたいということ、この点を強く要求しておきたいのであります。またわれ／＼の方としても、多少の資料は持つております。人の名前も、人の数も、いつ、どこそでということもわかつておりますが、これはさらに厚生大臣に対して一応お伺いして、その所見を承りたいと思ひますので、一応長官に対しては、この程度で打切つておきます。

○刈田委員 午前中の質問で御答弁は得たのですけれども、今度復員局において、連合国軍の要求に基く調査事項等がなくなり、また旧陸海軍の残務整理といつても、大した用事がなくなつたような印象を受けたのですけれども、長官の御意見として、現在の復員局をそのまま置いて、つまりこれだけの仕事を、こういう門構えの中ですなければならぬというふうなお考えを、やはりまだ持つておいでになりますかどうか、その点を承りたい

いと思ひます。

○木村(忠)政府委員 現在復員局でやつております仕事のきわめて大きな部分を占めておりますのは、御承知の通りに、留守家族に對しまして、現在まだ帰つておられない人たちの動静につきまして、できるだけ新しい資料をもつてこれをお知らせして、留守家族の方に御満足いただくことが非常に大きな仕事でございます。現在の復員局の仕事といたしましては、そういうような非常にめんどうな仕事をいたしております。これにつきましては、現在きわめて資料が少い状態にある際に、その少い資料の中から、できるだけはつきりしたものをとらえなければならぬ、これはなか／＼困難な仕事であります。これにつきましては、適切な資料を提供する者がございますれば、きわめていいのでございますけれども、現在資料を得ますためには、向うから帰つて来ました人々につきまして、一々當つてこれを調べなければならぬということで、非常にむづかしいことになつております。これには非常に長い期間にわたりますので、困難な仕事を現在いたしております。しかも、この仕事に従事しております者の数は、逐次減つて参つております。減りますに従いまして、仕事のむづかしさは逐次増して参つておるものであります。従つて、こういう仕事が多くなつて行きますと、遺族の援護につきましても、留守家族の援護につきましても、十分なことができないということになるのであります。現在御承知の通り、外務省で発表しておりますところの数字の基礎になるような調査をいたしておりますが、そういう調査をする仕事というものは、非常にたいへんな仕事でございます。現在そういう意味でもつて、逐次復員局は縮少されつづけておりますけれども、今ただちにこれをやめてよろしいという結論までは、まだ達しておらないわけでございます。

○刈田委員 まだ海外に残留しておる人たちの調査の仕事というものが大きな仕事であるということは、よくわかるのですが、私はやはりその仕事の仕方自体が、今の復員局のやつておることが適當であろうかどうかということも、問題だらうと思ひます。実際のお話をしますと、岡山県の勝田郡飯岡村という所で、村議会を通じて私はお聞きしたのでありますが、ここで残つてゐる未復員者と、それから吉野村という所に残つてゐる未復員者とが重複してゐたということが、調べてもらいましたらわかつたわけですから、だからこういうことは、復員局の中だけでやつてゐるということ自体が、非常に仕事を遅らせておるので、やはりこういうことは、一般にもう少し公開的にやつて、そうして地元

の人たちの協力を得てやるということが、私はほんとうに仕事を促進させる一番重要なやり方だと思えます。それを今まで通りのやり方で、何人か、やはり相当の人がいなければできないでしょうが、そういうことをやっておるから、こういう何か軍人の専売特許みたいなことになるので、私はそういうことをやめられて、もつとほんとうに効果的に仕事をやられる方法というようなことを考えられれば、あなたのとおしやつたようなことも、もつと促進して、やがてそういう軍人をたくさん使わなければできないというようなこともなくなるのではないかと思えますが、そういう点についてどうでしょうか。

○木村(忠)政府委員 調査の方法等につきましては、だん／＼とその調査のやり方等につきましても精密の度を加えて来まして、だん／＼こまかい、いい方法をとるようになつて来まして、だん／＼能率的にやつて来ているという状況でございます。御説のご意見を言いましたように、各方面の協力がなければならぬということ、言うまでもないことでございまして、これにつきましても、常に文書あるいは会同等によりまして、いろいろな人を集めまして、それと協議と申しますか、情報を集めながらやつておるわけでありませう。従いまして、これにつきましても、復員局の中だけでこそ／＼やつておるといふことではないのでありまして、各方面と連絡をとりながらやつておるのであります。もちろん復員局の中でいくつらやつても、全体がわかるといふことではないのでありまして、各方面の協力を得なければならぬということ、同感でございます。われ／＼といたしましても、そのようにやつておるつもりであります。

○荻田委員 ちよつと本筋からはずれませんが、問題が重大なお聞きしておきたいのは、そういたしますと、これは氏名を發表しないのだということ、正面から行くと、なかなか知らせてもらえません。県の世話課におきましても、それから市町村におきましても發表しないのですが、發表しないということでは、協力しようと思つても、協力の仕方がないので、これを公表するということが、この事態を促進させる根本になると私は思うのですけれども、なぜこれができないのですか。

○木村(忠)政府委員 これを公表いたしますと、いろいろ問題もございしますので、われ／＼の方としましては、そういうようなことをいたすよりは、むしろ遺族の方々、留守家族の方々に十分な御連絡をとるといふ方法でやるのが一番いい、従い

まして、われ／＼の方へ出ました情報によりまして、遺族なり留守家族の方々に十分御連絡をとつておりますし、またそちらの方へ出ました資料につきましても、やはり続々と復員局の方へも参つておるのであります。従いまして、これを公表いたしました場合に起るいろいろな弊害を考えますならば、ただ数字を公表いたしますよりも、今申しました留守家族の方々に十分連絡をとるといふことが一番いい、あるいは帰つた方々に連絡するといふことが一番いいということではございませう。○荻田委員 公表した場合の弊害というのは、どういふことでしょうか、その点をひとつ伺いたい。

○木村(忠)政府委員 最も往々にしてありますのは、留守宅詐欺、これに濫用されるおそれが非常にあります。従いまして、そういうような意味をもちまして、この名前を出しましたために、留守宅の詐欺を行うといふようなことが多い、その他いろいろあるわけです。

○荻田委員 留守宅の詐欺が公表しない理由だということは、私は今初めて聞いたのです。私も、しば／＼これを公表してはいけないという嚴重な達しがあるといふことを、聞いておるのです。留守宅詐欺のことではないといふことを、聞いておる局から聞いたのです。これも日本中に留守宅詐欺のこの心配があるから、やはり公表ができないといふならば、たとえばそういうものに対して、何らかの手を打つてこれを公表するといふふうなことは考えられませんか。ただ留守宅の詐欺の場合だけではあれば、たいしてその留守の様子を知つておる人が詐欺に入るのだから、人々がいるかいないかといふことは、別に公表しようと思つて、詐欺をする人にとつては、そんなに大きなことにはならないと思うのですが、どうですか。

○木村(忠)政府委員 私の方では、留守宅詐欺が行われるということが、非常に心配でありますし、ちよつと名前が知れたために、留守宅詐欺が行われたといふような事例も聞いておりますので、この名前を公表することは、あくまでも避けたいと考えております。

○荻田委員 その点は、ここではもうよろしいのですが、さらにお聞きしますが、復員局には百八十人の軍人がおられるわけです。大佐二十六人、中佐四十九人、少佐六十五人といたふうなぐあいに、佐官以下の軍人が大勢おられる。その中には先ほど申しましたように、まだ追放の解けない人も五人おるといふわけですが、こういう大勢の旧軍人の幹部たちの協力を、終戦後六年七年もたつた今日なお受けなければ、そういう引揚

げ援護の事務ができないような実情に實際あるのかどうか、この点をお聞きいたします。

○木村(忠)政府委員 御承知の通りに、ある人が戦死したかどうかといふことを確認いたしますためには、戦場の状況を十分に聞かなければなりません。そういうようなことを聞くについては、どうしてもその言うことに知識のある人でありませんと、しろうとが聞きましては、その実相がな／＼つかめな。従いまして、こういうような調査の仕事は、そういうことについて十分な知識を持つた人でなければできないということから、百八十名だけ現在残つております。御承知かと思ひますが、復員局は全体で千四、五百人おるのであります。そのうちの百八十名が元軍人でありませう。

○荻田委員 その百八十人というのは、そういう戦場の様子を聞くために雇つてある人ですか。

○木村(忠)政府委員 戦場の様子から、確かに戦死したかどうか、その人がどこでどういふふうになつてしまつたとか、行方不明になつたとかいふ状態を聞くためには、しろうとではなかなか聞けません。軍の行動といふものにつきましても、いろいろの知識がありません。たとえは私らでは、そういうことは聞いともわからない、そういう知識を持つた人が聞きますれば、割合に容易に筋道を立ててそのときの状態を一応再現することができます。そういう情報を持つた人々々の話を正確に理解していろいろの調査をするためには、そういう専門家を使わなければ、何ともいたし方がないという場合が多いのであります。その他いろいろ／＼な軍人の跡始末をいたします関係でございますので、それにつきましても、やはりその方の知識がございませんと、ただしろうとが入りましたのでは、従前の状態が全然わからないといふことになりませうので、そういう人たちの知識を使うというのが現状でございます。

○荻田委員 週刊朝日など、こういった一般の輿論を代表しておると見られるようなものの記事を見ますと、復員局に残つてゐる旧軍人は、終戦直後、一般国民が非常な生活の苦勞をなめて来まして、その間に實際自分の身の皮を通じて国際情勢なり、日本の苦しい状態なりを考えておるから、とても日本の現状では再軍備などできるものでないといふことは、一般に外部にいて国民と同じような生活の苦勞をなめた人は、その人が専門の軍人であればあるほど、よくわかつておるはずなのに、こういう復員局の中に温存されて一切の社会の荒波から守られて残つた人たちは、一向にそういう認識がなくて、今度の再軍備



の中心になつておるのだということが、一般の輿論として、そういう大きな日本の代表的な報道機関などから言われているわけです。それはやはり考えなければならぬと思う。復員局で実際のそういう戦場の様子を聞くために、百八十人も人がいるということも、ずいぶん私はおかしな話だと思ふ。そういうことをするために、復員局の正式な部員としなくても、何か特別な方法があるのではないかと思ひます。そういう人々を、単に引揚援護庁の中の普通一般の人たちと同じような取扱いでもつて任免をやることのできるのかどうか。こういう人たちは、やはり特別な扱いをしなければならぬのではないか、そういう点をお聞きしたい。

○木村(忠) 政府委員 現在では、別に軍人でもございませんで、厚生事務官でございますから、普通の事務官と同じように扱つておるわけでありませぬ。

○堤委員 議事進行について——先ほどの岡委員の新聞記事につながらる御質問、それから荊田委員の御質問は、非常に大きな問題だと思ひます。それでこれは援護庁の長官に聞いておられますが、はつきりしない点があるのじやないか、もつと責任を追究しなければならぬ役目を私たちは持つておると思ひますので、これはまず厚生大臣を呼んで、一応このことについての質問を緊急的にこの委員会でする機会をつくつてもらはう、そしてさらにわからないときは、首相の出席を求めらるなりしてやらなければならぬ問題だと思ひますから、委員長はひとつ超党派的におとりはからい願ひたいと思ひますが、どうですか。

○大石委員長 ちよつと速記をやめて……  
〔速記中止〕

○大石委員長 速記を始めて。  
本日はこれにて散会いたします。

【三五八】第十三回国会衆議院厚生委員会議録第四号 (昭和二十七年三月十九日)

(発言者)

青柳一郎 (委員)  
天野貞祐 (国務大臣、文部大臣)

篠原義雄 (説明員、文部事務官、大臣官房宗務課長)

木村忠二郎 (政府委員、引揚援護庁長官)

寺島隆太郎 (委員)  
柳原三郎 (委員)

〔発言順、敬称略〕

○青柳委員 私は文部大臣に対して御質問いたしたいと思ひます。大臣すでに御存知のように、昭和二十年の十二月十五日にいわゆる神道指令なるものが發出せられたのであります。この内容は、すでに御存じだと思ひますが、信教の自由を護持し、さらに政教の分離をはつきりとさせ、さらにはいわゆる神道、神社神道より軍国主義的、超国家主義的色彩を除去せんとして發出せられた命令であるのでございます。称して、国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する覚書と申すものでございます。この指令は、講和が効力を發したあかつきには、当然効力を失うものであると存するのでございますが、その効力を失つた後におきましても、この神道指令の内容はなお残つて、日本国家として効力を存続して行くべきものと存するのでございますが、御所見を承りたいと思ひます。

○天野国務大臣 その通りでございます。

○青柳委員 この神道指令の内容を見ますと、その第一項におきまして、日本の国家、県並びに地方の行政機関は、神道の支援を禁止し、即時これが停止を命ずる、こういうことをうたつております。さらには、公共の財源よりする一切の財政的支援及び神道並びに神社神道との一切の公の結合を禁止し、即時これが停止を命ずるとあるのであります。公の機関と神道との關係を切斷しておるのでございます。さらに、大臣御存じのように、憲法二十條によりますと、いかなる宗教団体も国から特權を受けてはならないという規定もございませぬし、さらに憲法

八十九條によりますと、財政的支援を與へてはならないという條文もございませぬ。これ等の考え方、これらの規定と、今回政府において行おうとしております戦死した軍人の慰靈式典に対する補助との關係は、どういふふうにかへたらいいのかという点でありまして、この点につきまして御教示を得たいと存するのでございます。

○天野国務大臣 慰靈祭といつても、その内容にいろいろ差別がありはしないかと思ひます。だから、その内容を明らかにしないと、一概に慰靈祭という概念だけでは、片づかないのではないかと。しかし、詳しいことは宗務課長から申し上げます。

○篠原説明員 ただいまの御質問でございますが、神道指令並びに憲法の條項によりまして、信教の自由並びに政教の分離は、その本来の形において確保されておるのであります。今後ともその方向に進むことは当然でございます。従つて、憲法の二十條に規定しておりますところの宗教活動という解釈のいかんによりまして、ただいまの慰靈祭の問題等に關連して、解釈上いろいろな疑義が生じて来るかと思ひますが、これにつきましては、われわれの方は、厚生省並びに關係の方面とも、事務的にいろいろの研究をしております。そうして慰靈祭を執行いたした面についても、その方法あるいは主催のやり方、それから実施の面における、たとえば宗教団体とどういふ結びつきを持つかという實際の問題、こういう問題につきましても、いわゆる慰靈という言葉の内容、この問題はわれわれもいたしましても、十分研究して行かなければならぬというので、今申し上げますように、各官庁と會議して、万遺憾ないようになしたいと思ひます。

○青柳委員 ただいま御答弁の協議は、済まされたものであるかどうか。済まされたものであるならば、その済んだところをお示し願ひたいのでございます。

○篠原説明員 目下具体的に協議中でございます。

○青柳委員 この法案が衆議院を通過するまでに、はつきりとおきめのほどを願ひたいと思ひます。

次に御質問いたしたい点は、私の取上げております神道指令にも、こういう規定が第二項にあるのであります。本指令の目的は宗教を国家より分離し、宗教を政治目的に悪用することを防止し、一切の宗教の信奉者及び信者を完全に同一な法的基礎の上に立たしめ、もつて正確に同一の機会と保護を受けしめんとするものである、こうあります。さらに、同じ項目の第五項に當ると思ひますが、そのうちの二に、神社神道は国家より分

離され、その軍国主義的及び超国家主義的要素を剝脱された後、その信奉者の要望あらば一宗教として認めらるべく、事実において個々の日本人の哲理または宗教たる限り、他の一切の宗教と同様の保護を與うべし、こうあります。さらに最近戦没者の公債につきまして、相当緩和せられた指令を、文部次官と厚生省の引揚援護庁次長の名前をもって各府県に出してござりますが、この前書にも、「民主主義諸制度の確立による国内情勢の推移及び多数遺族の心情にかんがみ」こういう文句もあるでございます。すでに国家神道は、軍国主義の色彩、超国家主義の色彩から離脱したいものと、私には思えるのであります。この客観的情勢の変化に基いて、すでにまつたく国家から分離され、その軍国主義的及び超国家主義的要素を離脱したこの神社神道は、すでに他の宗教と平等同一のものとして認められてさしつかえないと思われるのでございますが、いかがでありますでしょうか。

またこの意味よりいたしまして、現在各学校の児童が、社会科に必要な視察のために、神社仏閣に団体的に視察に行くことを許されておるのでございますが、ひとり靖国神社並びに護国神社に關しまして、これが禁止せられておるのでございます。靖国神社、護国神社に対して、ひとりの遺族の心情ばかりでなく、一般国民の心情から申して、その当時の戦争は間違つておつたであろうとも、戦いで死んだ人は、そんなことは知りません、国家のために死んだのでございます。そういう意味から申しましても、かかる措置を靖国神社、護国神社に対しても、他の神社仏閣に対して許されると同様に、許さるべきであると存するのでございますが、大臣の御所見を承りたいと存じます。

○天野國務大臣 初めの神道に關するお考えは、その通りと存じます。

第二の点は、お説の通りです。私もそう思いますけれども、しかし、まだいろいろな点について研究をする点が残つておりますので、御趣旨は、私はその通りと思うのですけれども、今ただちにそれをほかのと同じように扱うということを、ここに明言するまでに至つてないということを、御了承願います。

○青柳委員 前段をお認めいただきまして、まことにありがたいことと思つております。同一の宗教として認められるのであります。同一の宗教であるならば、他の神社仏閣と同様に、児童生徒をして視察せしめてけつこうであるかと私は思うのです。大臣の御心配の点は、その点は平和條約が効力を發した場合には拂拭せられるものと存するのでございますが、御所見いかがでござ

ざいまするか。

○天野國務大臣 これはちよつと事務的な關係がありますから——御趣旨は、私は全然同感なんですけれども、事務的なことがありますから、事務当局から……。

○青柳委員 大臣御同感の意を表せられました。従いまして、近き日に解決するものと存じます。

(略)

○青柳委員 木村長官に御質問したい。合同慰靈祭の補助ですが、いかなる合同慰靈祭に補助するのか、その合同慰靈祭の主催者はだれであるかということにつきましてお話を承りたい。

○木村(忠)政府委員 正確にきまつて上の方の御決裁はまだ得ておらないのでありますから、これは結論であるということでは、遺族の方々の氣持をくみとりまして、できる限り都道府県知事または市町村長等の公共団体でもつて、この慰靈祭をやつていただきます。これに対する補助をいたすようにいたすのが、一番いいのではないかと考えております。どういうふうな形をもつてやるか、そうしてこれについてどういうことをしなければならぬか、いろいろな問題がございますが、これらにつきましては、十分検討いたしておるわけでありまして、われわれの方針といたしましては、なるべくそういうしたい、また予算もそういう趣旨の予算になつていくように承つております。

○青柳委員 そうなると、神道指令に關連しておる通牒の中に、相当多数内容をかえなければならぬ問題が出て来ると思うのであります。その点につきましての御覚悟があるかということについて、承つておきたい。

○木村(忠)政府委員 この問題につきましては、司令部からの指令は、一応講和の発効後には全部効力を失うと考えております。ただ、憲法によります一つの精神がございますので、憲法には従わなければならぬ。従つて憲法の範囲内におきまして、どういふふうにしたら一番国民感情に合うかということにつきまして、考究いたしました上、適當な措置をいたしたいと考えております。

○寺島委員 援護庁長官に、關連して質問したいのです。今まで方々で慰靈祭をやつておるのに、私たちも参加をいたしておるのであります。ある慰靈祭は仏式において行つており、ある慰靈祭は神式によつて行つておる。神社神道あり、また宗派神道あり、仏教十三宗、五十六派あるのであります。またそ

のほかキリスト教も儒教もあるのであります。今度の慰靈祭には、一体どういうものを祭司にするような指導方針でありますか、これをお答え願いたいと思つております。

○木村(忠)政府委員 御承知の通り、憲法によります制限がござります。一宗一派に偏するような行事はできないと思つて従いまして、憲法の規定に違反しないで、しかも遺族並びに国民の感情に合うやり方でやらなければならぬのであります。このやり方等につきましては目下検討中であります。

○青柳委員 府県を主催者とするということになりますと、もちろん府県の費用で行うということになりまして、それに対して国の補助が行われる。府県がそういうことに費用を出すということは、憲法上の疑義があるのではないかと——私の意見は別として、そう思うのでございます。その点につきまして、私の疑問を解いていただきたいと思つております。

○木村(忠)政府委員 これは宗教活動という言葉の解釈になるのじやないかと思つてございます。現在宗教活動というものの解釈につきまして、その方の担当のところで協議をいたしておりまして、どうしても憲法に違反することに相なれば、当然国からの補助は全然できないということになります。これにつきまして、われわれもいたしましては、国からの補助ができる建前でおりますので、なるべくそういうふうな形に相なるようにいたしたい。もちろん、これは憲法の解釈でありますから、憲法の解釈を曲げることはできません。憲法の許します範囲におきまして措置を考えたい、かように考えております。

○青柳委員 慰靈祭の問題は、精神的な遺族に対する措置として、非常に大事な問題だと思つておるのです。これをやつて、あとからいろいろな解釈上の問題でも起つては相ならぬと思つて、それから、そこは慎重に考えられる必要があると思つて同時に、遅くはならぬのであります。遺族の心情にこたえる上からいつても、期待に沿うゆえんからいつても、できるだけ早く方針を立てていただくように重ねて希望を申し上げておきます。

○木村(忠)政府委員 厚生省といたしましては、国内の關係方面と協議いたしまして、一応大体的な成案を得まして、あるやり方をもつて、今文部省の方にその書面を出しております。文部省でそれでよろしいということになりますれば、それでござらうかと私は考えております。

○柳原委員 慰靈祭の問題で、ちよつと聞いたり、希望と申し上げたいのですが、各市町村でやる慰靈祭の日には、地方自

治団体がかつてに選定して行くとする、大体行ける建前の構想なんだろうが、そうするとあなたの方は非常にめんどうである。私としては、日本中全部、ある特定の日をきめて、思い出の日とか記念日とか、この日は日本国民全体が遺族のために哀悼の念をささげる、こういうふうに行うことを行つていただく、すべての面にいいではないかというのを考えているのですが、そういうことは考えておられぬのですか。

○木村(忠)政府委員 やり方等につきましては、そういういろいろな御意見もあるかと存じます。事務当局でもつて、一律にどうこうということが、はたしてよいかどうかという点も、問題になります。遺族の方々のお気持ちもございましょうし、国民全体がどういう気持ちかということも考えなければならぬと思ひますので、国民大多数のお気持ちでもつてどちらがよろしいかということはお考えになつてしかるべきではないかと考えております。われ／＼といたしましては、強制してどうこうするというような形は、適当でないと思ひますとともに、各方面のいろ／＼な御意向を伺ひまして最後の決定をしたいと考えております。

○柳原委員 そういうふうにしてもらいたいと希望を申し上げておきます。

【三五九】第十三回国会衆議院厚生委員会議録第十  
六号(昭和27年3月24日)

(発言者)

金子與重郎(委員)

吉武恵市(國務大臣、厚生大  
臣)

高橋等(委員)

〔発言順。敬称略〕

○金子委員 (略)

それから最後に、これは小さい問題ですが、現地で処刑された戦犯、そういうものが死んだ場合には、これはどういうふうな形になりますか。

○吉武國務大臣 実は戦犯関係でなくなりました方は、どうも公務として取上げにくい点でございまして、実は入つておりません。

○金子委員 向う様から見れば戦犯でしようけれども——こちらから見れば愛国心の発露でやつたものが、向う様から見れば戦犯になるのですが、その点はどういうことになりますか。

○吉武國務大臣 非常にむずかしい問題でございしますが、今のところは、どうもちよつとこれを公務として取上げにくいのであります。

○金子委員 それでは一応そういうことに承つておきます。質問の時間でありまして、意見にわたることは申し上げませんが、最後にお願ひしておきますのは、くれ／＼も私もはこの法律を党利党略の道具に使つて行くということは、厳に慎むべきだということを十分承知しております。それだけにまた提案者であるところの政府も、虚心坦懐に、面子や何かにとらわれることなく、今後の審議を、とも／＼より完成したものをつくるということに努力していただきたいということをお願いいたします。私の質問を一応打ち切ります。

○吉武國務大臣 ただいま最後にお述べになりました事項につきまして、私も、この問題は国家に対する犠牲者のことでございますから、皆様とともに実はよりよい方法を考えたいということに努力したいと思ひます。

(略)

○高橋(等)委員 次に、合同慰霊祭につきまして、最近われ／＼のところへ、一体経費はどういうようになって来るのか、

市町村へそれ／＼別々に来るのかどうか。またちよど今彼岸を控えて、今やるのがいいだろうか、あるいはもつと経費が早く来るなら、先へ延ばして一ぺんにこれを行つて——今やればやはり遺族が主催しなければいかぬが、先にやれば国でこれを主催してもらう、そのときにやつた方がいいのじやないか。しかしいつごろになるのか。この一億の経費の分配方法の腹案と、それからそれをいつごろお出しになるか。これは事務当局からでもいつころでありますし、大臣でもいつころでございます。

○吉武國務大臣 私も七年間慰霊祭というものが行われなかつたので、独立後は、できるだけ早い機会に全国的にこれをやりたいと思つております。従いまして、予算もおそらく今月中に通過するでありますから、予算が通過すれば、この方は、支出はそう困難ではございません。従いまして、一応の建前は、各町村一万円程度のございませぬ。従いまして、そのわけ方につきましては、なお考究の余地があると思ひます。それから府県でも、おそらく合同慰霊祭が行かれるというように私も期待をしておるわけでありまして、そうしますと、市町村だけではないか、こう考えております。それから全国的にわたる中央での合同慰霊祭でございしますが、これも政府が直接やるということはいかかるといふ点がございすれば、方法は幾らもございまして、これもひとつできるだけ皆さん方と相談をいたしまして、中央でもやりたい、かように存じておりますが、その時期は、四月の半ばにはおそらく独立するでありまして、独立後の早い機会に実はやりたいというつもりでございます。この点につきましては、また追つて御相談をいたしたいと思います。

○高橋(等)委員 ありがとうございます。ぜひひとつ急いでいただきたいと思ひます。それから先般予算委員会におきまして、二月の五日でありましたか、私遺骨の引取りの問題について大臣にお伺ひをいたし、お願ひをしております。また硫黄島から調査団が帰りまして、非常に苦勞をして調査をされました。様子がよくわかつて安心をいたしましたのでありますが、これが引取りは非常に大切なことであります。できるだけ急いでこれを引取りたい。また引取つた後におきまして、どういう措置でこれを丁寧に葬るかというふうな点について、政府でも準備を進められておると思ひますが、先般木村局長に伺ひましたところでは、まだそれほどでもないように実は感じて、局長にも急いでこれが方針を立て、準備をしてもらいたいということをお願いしております。その後いかがでございませうか、政府の

その後の準備の進捗状況その他をお伺いしたい。  
 ○吉武国務大臣 硫黄島につきましては、先般職員を派遣いたしまして実情調査をいたしまして、一応遺骨なり遺品を持ち帰りまして、わかっておりますものにつきまして、それ〴〵遺族にお渡しをしておるのでありますが、なお引続きまして、沖繩にも近く派遣をいたす予定にいたしております。沖繩の方では、大体私どもの方の情報では、沖繩の住民間で大体それ〴〵埋葬なり何かをしておられるようでございます。しかし、そのほか南方の島々にもございますので、漸次職員を派遣いたしまして、遺骨の引取りということもやつて行きたいと思っております。そうしてこれをどうおまつりするかという問題につきましては、実は民間にも、全国的に方々でいろ〴〵な計画がございます。それはけっこうだとは思いますが、あまりいろ〴〵な組織が出て参りましてどうかと思ひまして、できればこの民間で統一をして、一つの団体等においてこれを一まとめにして、慰霊塔と申しまするか、そういうふうなものでも建設をするというふうな計画に進めたい、かように存じております。

【三六〇】第十三回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第十二号（昭和27年4月22日）

（発言者） 池見茂隆（委員）

木村忠二郎（政府委員） 引揚

援護庁長官

堤ツルヨ（委員）

中山マサ（委員）

〔発言順。敬称略〕

○池見委員 硫黄島の調査報告を先日の委員会で聞き、さらに沖繩の状況を今ここにおいて聞きましたが、硫黄島と沖繩とはその遺骨の内容において、はなはだ異なつておる点があるといふことを直感したのであります。硫黄島は少くとも軍人、軍属、しかし沖繩に至つては、今聞くように、軍人、軍属のほかには、民といつた一般人がこれに含まれておるということにおいて、硫黄島あるいは沖繩においてのこういつた遺骨の収容を、政府として今後さらに続行して行く考えであるかどうかということが第一点。

それと沖繩で収容された遺骨の中には、氏名、住所等の明確なるものが二百数十名あつた。それらの人々はその遺族に対してお骨の手渡しができるということでありますが、硫黄島においてもあるいは沖繩においても、そういった判明しない無名戦士というか、無縁仏というか、こういうものを総合的に、きわめて至れり盡せりに、あるいは慰霊塔が建設せられ、あるいは島民によつてこれの供養が行われておるようだが、これはしかし国内において、全国的な慰霊塔を建設すべきであると私は考へる。政府においても、むしろ進んでこういつた考へがあると思ふけれども、しかしこれには相当の予算その他の関係も伴うことであるということもよくわかるが、こういつた面について、政府のお考えをひとつお聞きしておきたい。

○木村（忠）政府委員 向うにございます遺骨をこちらに持つて帰つて、分骨いたしてこちらで慰霊するという点でございますが、これにつきましては、現地の人々の意向も考へなければなりません。ただいま申し上げましたように、現地の方では、分骨することについて異議はないようでございますので、これらについても十分考へいたしました。なおこちらにおられる残された遺族の方々及び国民全体の気持はどうであるかということ

とも十分に察しまして、これに沿います措置をできるだけすみやかにいたしたいと思ひます。

○池見委員 硫黄島においては、まだ二回、三回と収容するため渡航したならば、収容可能なものが相当数ある。あるいは沖繩においても同様と考へるが、こういつたいわゆる収容行動をさらにまだ続行するつもりであるかどうか。

○木村（忠）政府委員 われ〴〵といたしましては、硫黄島については現地において収容いたしました、こちらに持つて帰つてもことも考へなければならぬと思つております。なお沖繩につきましては、これをいかにしたら最もよろしいか、沖繩といたしましては、非常に丁寧に取扱つておるわけでございますが、これに対する対策をいたしましては、沖繩の皆様方の気持、その遺族の方々並びに日本国民全体の気持を十分に察しまして、善処いたして行きたいと思つております。

○池見委員 政府の意向は十分わかりましたが、遺族としては、そういつた点につきまして最も深く関心を持つておることであるから、政府としては、でき得るだけすみやかにその基本的な方針を確立してもらつて、この遺族を慰めるということが私は最も必要であると思ひますので、こういつた問題は、ひとつすみやかに措置していただきたい。

○堤委員 私のおもな質問は、ただいま池見先生がなさいましたので、一つだけ五月二日に行われる慰霊祭の問題についてお尋ねいたします。これはたしか長官のお言葉では、この人々を漏れなく合同慰霊するという御趣旨のように聞きましたが、それに間違いございませんか。

○木村（忠）政府委員 五月二日に行いますのは、追悼式でございます。この追悼式におきましては、今次の、大支那事変以降の戦争によりまして戦没されました軍人、軍属の方々その他の戦争によつてなくなられた一切の日本人につきまして、その追悼をいたしたい、かように考へておるわけであります。

（略）

○中山委員 長官にお尋ねいたしたのでございますが、五月二日に国民的に慰霊祭があるということに対して、遺族の代表がお喜びになることはわかっておりますが、私ども引揚委員会といたしまして、これはお願いと申しますか、申入れと申しますか、お尋ねと申しますか、やはり留守家族というものは戦争犠牲者でございますので、ソ連から、あるいは中共から引揚げが完成してしまわない限りにおいては、どれだけが死んでいるの

かもわかりませんので、私は留守家族の代表もやはりこの祭典にあずからしてもらいたいという希望を持つているのでございますが、その辺の御処置はいかがな事になつておりましようか。まだ帰らないのですから生ける犠牲者です。全然帰らない人もあるかもしれません。そこで私は代表も入れていただきたいという希望を持つておるのでございますが、その点はいかがでございますか。

○木村(忠)政府委員 追悼式のお客様といたしまして、追悼される方々の御遺族をお呼びするのと同じような意味では、ただいま申されました一応生きておられると考えられる方々につきまして、そういうお客さんをお呼びするのは、妥当ではなからうと考えております。しかしそうでなくして、日本の国民の一部といたしまして、そういう方々の代表になられる方が御出席になられるようなことには、別の意味のお客様と申しますか、そういう方に出ていただくような措置に相なつておると私は聞いております。

○埴委員 援護庁長官に慰霊祭のことでお尋ねいたします。あなたは援護法の二百三十一億でごまかしておいて、五月二日に合同慰霊祭をやつてごまかそうというのがほんとうのねらいだと私は思つております。私は昨日石川県に行きまして、私の郷里福井県をずつとまわつて参りましたが、遺族はどう言うかといひますと、あの遺族慰霊祭は遺族の代表が郡から一人だそうで、三等の往復切符をつけて、宿賃が出るという予定だそうですが、郡に一人の代表という事に対して、遺族は非常に不満を持つておる。それは指令は出ておると思うのでありますが、こいねがわくは、郡というのは大きな郡もあるし、小さい郡もあるのですから、おやりなるのなら、一郡からせめて十人くらいはお客さんとしてお招きがあつてほしい。これは野党だから言うのではないのです。それから各市町村においては、中央と時を同じゆうしてやはり慰霊祭をやるということにはなつておりますけれども、経費のつり合ひは具体的にはどのくらいになつておるのですか。

○木村(忠)政府委員 われ／＼といたしましては、むろんできるだけ多数の遺族の方々においてを願うことを希望いたしておりますが、いろいろな設備の都合もございまして、また輸送の関係もございまして、大体遺族の方々において願うのを一千人あまりということで、各市郡区から一人、それから県代表として県から五人くらいという数字以外には、ちよつとお招きいたすことができないというものは、まことに遺憾な次第で

あります。五月ごろと申しますと、一番輸送関係の困難な時期でございます。この困難な時期に輸送いたしますことは、国有鉄道の方としてどうしても困難であるという点もございまして。また会場の設備といたしましても、雨の降るといふことも考えなければなりませんので、雨天等の場合においてもできるということをお考えすると、今お話のありましたように、一万人以上の方を集めるといふことは困難だと思ひます。そういう点で、われ／＼といたしましては、まことに残念でございますけれども、そういう制限をいたしてありますので、この点はぜひとも御了承願ひたいと思ひます。なおこれに必要な経費といたしましては、御承知の通り予算にありますが一億円の金が地方に行くことになつております。それは府県及び市町村で行う慰霊祭と申しますか、追悼式に対する補助でございます。なお国といたしましては、これとは全然別に経費を組んで、それで行ふことになつております。たしか経費は一千五百万円だつたと思ひますが、この大部分は輸送の経費でございます。

【三六一】第十三回国会衆議院決算委員会議録第一号(昭和27年4月25日)

(発言者)

高橋権六(委員)

木村三男(説明員。大蔵事務官(管財局)国有財産

第一課長)

中垣國男(委員長)

【発言順。敬称略】

○高橋(権)委員 それから無償貸付についてちよつと伺いたいのでありますが、神社・寺院にして、現在は財団法人になつた今日であります。靖国神社のごときは全部財団法人になつたから、法人の所有として土地並びに建物はその方面に譲渡してあるのでしょうか、ちよつと伺いたしたいと思います。

○木村説明員 社寺境内地等の拂下げの案件は、実はまだかなりの数残つております。処分未済になつております。そこでただいまの靖国神社の問題であります。法律の規定によりますと、いろいろ条件がありますが、なかなか宗教活動に必要な限度においてというような条件が一つの要素になつております関係で、範囲をきめる場合には、審査会の方にかけてきております。そこで審査会の意向もまだままとつておりませんので、目下懸案中ということになつております。

○高橋(権)委員 審査会はどういう人であるか、わかりませんが、私のごとき無我の境にある人間ばかりではないから、どういふことをやるか知らぬけれども、特に今日靖国神社は、全国の国のために戦死した人をまつつていふところだから、こんなものを拂い下げるのは一番悪いと思ひますが、それも第一に参考にしていただきたい。どこにもまだ拂い下げになつていないということから、私はここに伺いたいのでありますが、靖国神社は全国の崇敬的になつていふ神社である。その神社の境内を富国生命のごとき営利会社に貸して、元の国防館を使用させておりますが、あれは有料ですか無料ですか、ちよつと伺いたしたいと思います。

○木村説明員 これもはなはだ申訳ないですが、ただいま具体的な事情を記憶しておりませんので、これも調査いたしましたからお答えいたします。

○高橋(権)委員 それではちよつと課長を呼んでくれませんか。私は絶対これは許してならぬことがあります。それでいつも高

橋委員の質問は先へお流れになつて、実に心外にたえないことがあります。どうでしょうか、そんな百里も二百里も離れているのではないから……。

○中垣委員長 ちよつと高橋委員にお答えしておきますが、今呼びに行きましたから、ちよつとお待ちください。

○高橋（權）委員 それでは何つておきますが、委員長の人は、そんなまずい人はなつていないと思うが、もし拂い下げるような場合があつたとするときに、課長様は拂い下げられる考えがありやいなやをちよつと伺いたいのではありません。

○木村説明員 審査会の構成員としましては、官庁関係は私の方とか文部省とか、そういったところの局長などがやつておりますが、そのほかに神社関係、または宗教関係といったような方面からも出ていただいております、従来例によりまして、答申を尊重してきめるということになつておりまして、審査会の決定を曲げて別の方に決定したという事例もございません。従つて私一事務官吏としましては、やはり審査会の意向に従つて事を処理して行きたいと思つております。

○高橋（權）委員 今御答弁中に、学校関係もおつしやつたですね。しかし私現在東大のごとき、日本のわれ／＼国民の血税をもつて有産階級が多く行くところの東大、京大のごとき学校を設立しておるのである。その学校の学生をして誤つた考え、暴力に訴へるようなことをやつている。しかもそれを教育している連中にして、またそういう学生をこしらへるような学校当局も関係されるかわからぬから、私はなおさらこれは注意すべきだと思ふ。東大でも京大でも九大でも北大でも、その他の官立の学校に行く学生は、私、アルバイトでもやつて行つてゐる人は少いと思ふ、有産階級の子弟であると思ふ。そういう子弟を教育するのに、血税とまで多くの方々がおつしやる、まあ党派もあるが、ほんとうにそのように汗水をたらしてやつてゐるところのその納税によつて設立した学校である。その学校の教授あたりにして、実に不心得な人がなきにしもあらず、そういう結果が誤りの原因となつて日本国内を騒がしているのじやないか。そういうことから考へて、私はその審査委員のごときは、よほどそういうことがはつきりわかつて、日本国は日本国として、それはよそのいいところもならなければならぬけれども、日本の美点を忘れるような教授なんかがあるという審査委員に入られたら、とんでもないことになりはせぬかと思ふから、ひとつそういう審査委員の名前がわかるならば、ここに発表していただきたい。課長さん、あなたのような、はなはだ穩健な

方に、あまりやさしいこんな小さい声で質問するのは、あなたを決して攻撃する意味ではありませんから、一つその審査委員の御名前がわかつておつたら教えていただきたいのであります。

○木村説明員 審査会の人名簿であります。持つて参りませんでした。リストはできておりますから、差上げたいと思つて、それから私の説明の中で、あるいは誤解を招くおそれがありますので、この際はつきりしておきますが、靖国神社の場合に限らず、すべて寺院、神社関係の境内地の無償拂い下げの問題は、当該社寺に拂い下げるのが原則でありますから、これは筋書き通りにやつてゐるわけなのであります。ただ靖国神社の場合が、きまらないで今までもおるといふのは、大分外側の方になるところに建物やなんかありまして、それをたして神社の方に入れていいのかどうか、その辺の問題があるので、まだきまらないということになつてゐるわけです。

○高橋（權）委員 今当局の御説明から承りますと、元の国防館やら、戦死したその他の遺家族の宿泊所に使つてゐる建物なんか、私は含まれていないかと思ふが、そういう建物のことでしょうか、ちよつと伺いたいのではありません。

○木村説明員 具体的には、下の方に軍人会館というのがありますが、あの辺の――勘違いしたので訂正します。軍人会館の方は別の問題であります。これもはなはだ恐縮ですが、係の方へ問い合せましてはつきりさせます。

○高橋（權）委員 まだ来ないでしょうか。

○木村説明員 電話で聞けばわかると思ひます。

○高橋（權）委員 そうすると軍人会館は別とおつしやるが、これも御承知でしょうか。今軍人はいないから、元軍人会館……。

○木村説明員 これも今の問題とあわせまして、はつきりさせます。

○中垣委員長 高橋委員に申し上げますが、第二課長が出席の上で、続けて御質問を願ひたいと思ひます。

○高橋（權）委員 それでは委員長の御注意の通りに、第二課長が御出席の後に質問を許していただきたいと思います。

(略)

○高橋（權）委員 第二課長がさしつかえがあればわかつてゐることを引続き御答弁願ひたいと思ひます。

○木村説明員 靖国神社につきまして、わかりました事項を申し上げます。先ほど御指摘の国防館、これは靖国神社が現在富国生命に有償で貸し付けております。そういう関係であります

ので、富国生命が出て行くという條件で靖国神社の方に拂い下げたらいじやないかと事務局は考へておりますので、この線をもちまして審査会の方とお話を進めたいと考へております。

それから軍人会館の方は、土地は国有であります。建物は在郷軍人会館のものでありまして、これが解散団体になりました関係で、現在国有になつております。それで神社、寺院等に貸し付けてある土地の無償譲與の法律の適用はないわけでありませぬ土地ではありませんから。これの処分の問題につきましては、まだ具体的にきまつておりません。

○高橋（權）委員 元軍人会館は、まだ国有であるということも承りましたが、遺族が他府県から同日、同時に上京した結果、旅館にとまつて非常に困難を感じてゐるから、これはなおさら拂い下げないで、遺族の宿泊所になる考へがあるかどうかということ。それからもう一つは元国防館を富国生命に貸してある。その出て行くという條件で拂い下げたはという、それがどうも私は聞きとれないが、もう一べんその点を伺いたいのではありません。

○木村説明員 先ほど申し上げたかと思ひますが、法律の関係では、宗教活動に必要なという條件がついておりますので、現在ほかの会社に貸してゐるということになります。なかなか説明が通りにくい。つまり使わせてあるものが営利会社であるということになります。どうもそここのところ名分が立ちにくいのではないかと。立ちのいてしまえば問題がないのではないかとという意味で、申し上げたのであります。

○高橋（權）委員 よくわかりましたが、あの富国生命に貸してある理由を、私は巷間聞きますと、時節柄神社が困りになつておる、それを救うために割込んだということでありました。維持費があるからやむを得ないが、私は先日富国生命の秘書課長と直接面談したことがあります。富国生命の秘書課長は、自動車の使用を一々つかさどつてゐる。すなわち配車のごときはつかさどつておるといふようなことを言つておつた。ところがどう考へたか知らぬが、私の使ひの者その他によつて何合わせますと、自動車の車庫もあつて、いつ自動車が入つたか、だれが乗つてゐるかというようなことは、わからないということも言つておつた。そこで本員が尋ねたのですが、夜となく晝となく時間をきちんときめて、特に夜間のごとき、火の用心もしなければならぬが、監視してゐるか尋ねたら、今までは自動車なんか、いつだれが乗つて行つたか、だれが使つたかわからぬと言つていたので、今度は警戒してゐると言う。都合が悪いとき

【三六二】第十三回国会衆議院決算委員会議録第十二号（昭和27年4月30日）

（発言者） 高橋権六（委員）

木村三男（大蔵事務官〔管財局固有財産第一課長〕）

〔発言順。敬称略〕

には、そんなことはわからない。こういうわけで、私は秘書課長に向つて、今後靖国神社を使うことはやめてしまえ。しかもあの靖国神社のごとき古い建物は、炎焼したら、再び新しいものになつたら価値がなくなるから、そういうふしだらな、もうかることばかりしておつて、夜警もしないような会社は出て行つちまえ、というようなことを、私は申ししたのであります。私は、この建物は、でき得べくんば、今申し上げるようないろいろな方面に使う必要がある。すなわち、遺族などの宿泊所に充てて、一日も早く富国生命のごとき不都合きわまる会社に立ちのきを命じていただきたいと思ひますが、そういう考えはないでしょうか。またこういうものに使わせておけることは、われわれでもはつきりわかつておる。金ゆえに貸した。しかも神社仏閣のごときは、われわれ国民の先祖その他をまつるものであつても許さぬ。あぶない、火の用心ができない。一日も早く、きょうからでも立ちのきを命じてもらつて——もうわれわれ国民は、神社の立つようにおさい銭を上げて行きますから、立ち得るようになる。今まで草ぼうぼうとして何か荒れ屋敷のごとなつておつたあの靖国宮のあの九段の境内は、手入れがだんだん届きつゝあるということ、われわれ国民がほんとうに敬い申し上げておる神様であるからであります。何か話せば、すぐ物質とかそういうことを考えるからいけない。魂、心のりつぱなる財産から考えたならば、私はそういうことはもう考えるべきことではないと思ふ。その委員にして、先ほど当局から御答弁くださいましたように、そういうお考えの委員があるとするならば、私は心細くていかぬから、私は今日ここにお願ひ申し上げますが、そういう考えを持たない委員と入れかえらるるとともに、靖国神社の元国防館並びに元軍人会館を遺族の宿泊所に、すぐ右左に変更していただきたい。そうしないと、あの富国生命については、いろ／＼話すと個人の問題にわたるから申し上げたくないが、私にここに申し上げたいのは……。

○中垣委員長 ちよつと高橋委員に申し上げますが、ただいま本会議が始まつて記名投票になるようでありますから、この辺でどうですか。

○高橋（権）委員 それではあとで願ひ申し上げたいと思ふが、私は今度のこの靖国神社の境内のことについては、ぜひとも無償などというよりも、早く撤去させていただきたいということをお願ひして保留しておきます。

○高橋（権）委員 本員は、この前に課長が御出席できなかつたために、間接の御答弁を願つて、不得要領に終つたので、再質問いたします。九段の靖国神社のことです。神社仏閣その他については、その整理についての委員を設けてあるからということ、先日來そのお名前を承つております。けれども、私は常に九段の宿舎におりまして、あの靖国神社の実情を目撃しておる結果伺いたいのであります。全国から遺族の方々がたくさんやつて来る。先日でも私の方で三郡の遺族が参りまして、千人以上の遺家族であつたために、現在使用してゐるところの宿泊所ではどうも足りないの、上の公園の前あたりまでも宿舎を心配したということがあるのであります。その委員のいかんによつては、私下りもするし、維持するかもわからぬというようなことでしたが、元の国防館並びに元の軍人会館のごときは、靖国神社に参拝した遺族たちが、遠くに行かないで楽に宿泊ができるということから見ても、私はこれを維持されるようになさる考があるかどうかということをお願ひしたいと思います。

○木村説明員 靖国神社の国有関係の問題は、二つにわかれます。一つは、国有境内地の無償私下げの問題であります。これは前回私が申し上げましたのは、遊就館の持つてゐる土地、その土地につきましての無償私下げは、委員会の方で近くきまる予定であります。ただ他に貸してある関係で、そこをどうするかという問題であります。大体趣旨に沿うように、靖国神社側に私下げ無償譲与という方針にきまるような見通しがございます。

それから、第二の建物の問題でございますが、遊就館は靖国神社の建物でありまして、国有ではないわけでありまして、ですから、私の方としては、どうお使いになるか、これは私どもの容喙すべき限りではないのであります。残りしましたのが軍人会館ですが、これは国有になつております。そこでこの問題につ

きましての具体的な計画、あるいはどうきまるかというようなことは、まだ今のところ機が熟しておりません。ただいまおつしやいましたように、軍人遺家族関係の宿舎として使うというような案も、私どもは十分に伺つておりますので、そういうふうにお考えを十分に尊重いたしまして、なるべくそういう方面に最もお役に立つように、最も効果の上るような方面に私下げをしたいという考えております。

○高橋（権）委員 今の御答弁によると、敷地が国有ですね。そうすると、その敷地を靖国神社に払い上げる考があるということですね。建物は靖国神社の建物であるから、いかになるかわからぬということですが、実際先日からも私申し上げました通りに、現在は富国生命の本社になつております。で自動車の出し入れもわからない、いつ入れたか出したかわからぬようなことを守衛が言つてゐる。昼となく夜となく、あの守衛というもの、建築物並びに附近のいろ／＼火災その他が起らないように警備につくが、その守衛たちが自動車の出し入れも知らない。おまけに自動車にはガソリン、揮発油を使つてゐる。危険物であるそういうものを使つておるのに、いつ出すか、いつ持つて来て入れたかわからぬというような秘書課長なんかの私に對しての答弁があつたのであります。これはここでではありません、ほかであります。靖国神社のごとき、建物も木造建築物であつて、もしものがあつても、もうあれを建築の年にまでさかのぼることができない。私は、これは保護でも加えなければならぬという考をお持ちのおるのですから、もしあの国有財産であるところの土地を払い下げような場合があつたならば、それを条件付にしまして、そして富国生命をもただちにあそこから立ちのきさせるならば払い下げる。神社仏閣でも、特に神というものはありがたいものであるということをお願ひして考へてゐるが、その神社の境内に営利会社の本社を置いてゐる。そうしてあそこから出て来る自動車などは、あそこは道路でないにもかかわらず、クラクションも鳴らさないし、おまけに停車もしない。方向も示さないで出て来るために、われわれ国民の代表であるところの代議士の乗つてゐる自動車が幾回ぶつかるうとしたことがあるか、これはもう数知れずあるのであります。まして、先ほども申すように、揮発油の入つておる自動車をあの境内の近くで置くことになつておりますから、私は、これははなはだ考へべきことになつておると思ふ。そういう点から、今度土地の私下げの場合は、一日も早く富国生命を何とかしてもらひたい。靖国神社の社務所で、幾らか金をとつて貸し

ておるようなことを聞いておりますが、これは神聖なところの神域を、あまりにも冒瀆するものじやないかと私は思うのでありますから、今日その考えがはつきりできることであつたら、ひとつ承りたいと思うのであります。

○木村説明員 私の上申上げるのも、結局、結論はそういうこととでありまして、靖国神社の方に境内地は差上げます、しかしああい建物にほかの会社が住んでおる状況では困るから、それが出来るようにしてください、こういうようなことで、委員会の方にひとつ諮らうと思つております。

○高橋（權）委員 もう一つついでに申し上げます。靖国神社の境内に、国際自動車が多数乗り込んでいるが、これもまたクラクソンも鳴らさない。本日も私がこちらに登院するときに、あのバスがたくさん出て来るのに、クラクソンを鳴らす自動車が一台中ない。遺族が敬神の念で参つておつて、もしひき殺されるようなことがあつてはいかぬ。あそこの中に事務所も設けてあるかもしれないが、これもひとつ場所を移動してもらわなければならぬと思つておられます。というわけで、あなたが富国生命ばかりではありません、運んでくれるためかもしませんが、——あの国際自動車は日本国際と書いてあるのだと思つて、あの自動車はあなたが靖国神社の参拝者のみを運んでおられるのではないのであります。東京都内の遊覧のために使用しているバスであります。それがたくさん入つて来て、出て行くときもクラクソンを鳴らさない。私はとうとう九州から友達も来ておりましたから、それでそういうことはやめましたが、あの国際自動車の事務所も、ちようど拝殿の近くの横にある、しかも自動車をあそこへたくさん並べてある。もし出火でもした場合には、これは取返しのかかぬことになる。おまけに多数の参拝者、特に遺族の方が参つて、そのために死傷者をたくさん出したということになつたら、これはゆゆしき問題だと思つておられる。この点について、お伺いをいたしておきたいと思つておられます。

○木村説明員 国際自動車関係の問題であります。私最近実情を調べております。ただ境内地は、御承知のように神社側が唯一の管理者であります。そこで私も少し使つていただきたく、国所有の土地を神社活動にふさわしいように使つていただきたく、ひとつ神社側の方でも打合せまして、私下げいたしました国所有財産が、趣旨に沿つて運用されるようにすることは、われ／＼の一つの務めだ

と思つておられるので、ひとつ十分に打合せまして、趣旨に沿うようにいたすことにいたします。

○高橋（權）委員 これで打ち切りますが、先日からたくさん遺族が参りまして、読売新聞のニュースを写す記者の方が来られて、しかも遺族たちが参拝している状況を——今まではあまりきゆうくつで参拝もできなかったのを、大びらで参拝できる実情を、一日も早く全国民に知らせるという意味で、読売新聞のニュース映画係の人が来ておつた。ところが、あの禰宜——このねぎはすき焼きのねぎであつたか知らぬが、白い着物で水色のねぎをつけておつた。私は悪口を言うなら、これはすき焼きのねぎだといくらに思つたのですが、写すことを拒んだ。なぜ写すことを拒んだかという、絶対許してないという。ところが、ほかの写真は写しておつたのに、それを拒んだ。私はどうとうがまんすることができないために、議員宿舎からその幹部の方に電話したら、それは間違いで、そういうことは絶対ありませんと言つたから、あつたということを言つたくらいであります。何かそこに私はそういう間違つた考えの人がおつたのじやないかと思つたから、それではにせ者の禰宜が拝殿に上つていたのであるうぐらひのところでは私は許してはならぬと思つた。今後、今申すように、富国生命並びに国際自動車があるところに入るといふことは、特にたくさん参拝者が参りまして、その方々のタバコを吸うように、あそこに休憩のベンチも設けてある。もしそのタバコにつけるマツチが不幸にしてあの自動車に引火した結果が、数台の自動車に影響して、いかなる不幸事が起きないとも、これは断言できないのでありますから、どうか当局におかせられましては、富国生命の自動車も置くことにもなつておりますし、早く富国生命を立ちのきをさせるとともに、また今の国際自動車も、絶対あの中には入れないようにしていただきたいと思つておられます。そうしてあの拝殿も、その他の建物もたくさん木造家屋がありますから、また人命の貴重なることをも考えまして、ぜひともあそこに入れぬように実行をされるように要望して私の質問を打ち切る次第であります。お願ひいたします。

【三六三】第十三回国会衆議院大蔵委員会厚生委員会海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会議録第一号（昭和27年6月27日）

（発言者） 高橋（等）委員

大谷榮潤（参議院議員）

田辺繁雄（政府委員。厚生事務官引揚援護庁次

長）

中原武夫（参議院法制局参事

（第一部第一課長）

堤ツルヨ（委員）

池見茂隆（委員）

【発言順。敬称略】

○高橋（等）委員 それから戦傷病者、戦没者遺族等援護法との関係を見ますと、援護法の規定には、特別未帰還者が外地におきまして死亡いたしますと、その留守家族は遺族となることになつておるのであります。そうするとこの法律の建前から行きまして、そうした方々はいづれも遺族として、三万円の弔慰金を受取るという建前に相なるのであります。それにつきまして指摘いたしますと、援護法の建前は、外地において死亡した人については遺族とするというのであります。結局内地へ帰つて巣鴨その他におります場合に死亡した人の家族は、一体いかに取扱うべきかというような問題が起つて参ります。この遺族援護法と本法との関係につきまして、どういふようにお考えになつておりますか、それも伺わしていただきたいと思つておられます。

○大谷参議院議員 弔慰金の問題でございますが、弔慰金の支給はせぬという考え方でございます。特別未帰還者については、「昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基く負傷又は疾病」で死亡したときは、三万円の弔慰金を支給することになつておるといふ援護法第三十四条第三項が、これにかかつて来るように思われるのであります。海外において拘禁中に死亡したときには、弔慰金が支給されることになつておるのであります。弔慰金は死刑囚に対しては支給しないという建前になつておりました。たとえば山下奉文氏のごとき、現地において死刑執行をされた方でありまして、戦病死者のような国家補償的五万円の公債すら



も、支払いを受けておられないのであります。ゆえに、この問題につきましては、次回の国会におきまして、こういう人たちは、また取監されておる間に病死等によつてなくなりました人たち、こういう者に対しまする弔慰金につきましては、別に御考慮を願つて参りたいというので、この法案には含まれておられない建前であります。

○高橋(等)委員 提案者は含まれておらないと言いますが、実は法律を読みますと含まれておると私は読めるのでございます。それでは提案者の御趣旨は、そこまでは考えておらなかつたというように、お伺いをいたしてよろしゅうございませうか。なおもし本法で遺族法の関係を採用するといはしますと、本法の施行は四月二十八日以降になつております。四月二十八日以前に外地でなくなつた人——これは死刑を除きます——病死その他でなくなつた人につきましては、何ら遺族法の恩典がないのであります。また内地でなくなつた人にもないわけでありまして、非常にそこに不公平ができる。そこで、ことに戦犯者で病気でなくなつた方に援護をやるのなら、死刑になつた方の家族につきましても考えなければならぬという事は、提案者と同じ感であります。そういたしますと法律は、本法の立て方で行けば、ある一部の死亡者については遺族法の適用があるものと私は考へます。提案者はそうでないのだと言われるのですが、私はそう考へますが、政府筋並びに法制局の方のその点の御見解、法律の読み方をひとつお話を願ひたいと思ひます。まず厚生省関係の方からお願いいたします。

○田辺(警)政府委員 今般特別本帰還者給与法を改正いたしまして、特別未帰還者の範囲を拡張いたしますに伴ひまして、戦没者遺族援護法の第三十四条の弔慰金の支給対象である特別未帰還者の範囲も、自然広がるわけでありまして、しかしながらその場合におきましても、たゞいまお話がありましたように、外地において今後なくなる方に対しましては、弔慰金が支給せられるという条文の適用がある。しかしそれ以外の方に対しましては適用がない、こう読むべきであると思ひます。

○高橋(等)委員 遺族法の適用があるわけですね。

○田辺(警)政府委員 一部についてはあると思ひます。

○中原参議院法制局参事 原案によりまして、たゞいま御指摘になりましたように、外地において死亡した場合のみ弔慰金が出る結果になつております。そのことは、提案者がお考えになつておられました戦犯者と弔慰金との関係を、的確に表現しておらないのであります。従ひまして提案者が弔慰金の支給は

しないという御趣旨をはつきりと出すならば、これは修正を要すると思ひます。

(略)

○堤委員 それから、たゞいま高橋委員から御発言がございましたが、留守家族の問題と並行いたしましたので、すでに処刑された者の遺族の問題も当然起つて来ると思ひます。処刑されないので、内外地にたゞいま服役しておるがゆえに、この遺族の対象となる。しかしすでに処刑を受けた者は、処刑されたがゆえに、遺族には何らの補償も援護もなされないという不合理が生れて来るわけでございますが、この点も一度明確にお答え願ひたいと思ひます。

○中原参議院法制局参事 先ほど提案者からこの法案の立案の理念を申されましたが、もし遺族といひますか、留守家族の援護といふ一本建で参りますならば、今おつしやいましたようなことも救済できるのでございませう。ところがそういう特別な立法をすることは、現在の外国との関係から好ましくないと。従つて現在ある法律を借りて行こうという事で、未復員者給与法、特別未帰還者給与法を借りたわけでございます。その場合、では立案の理念をどこに置かかということになりますと、留守家族の援護といふ一本建ではなくて、やむを得ず自分の意思に基づいて、しかも戦争が原因で自由を拘束されておるその事態、その事実は、未復員者の場合やまた特別未帰還者の場合と同様ではないか。それならば同じような扱いをして行こう、こういう二つの理念をからみ合せて立案したのでございませう。そのために両方から疑問が出て参るわけでありませう。一つは未復員者給与法、特別未帰還者給与法は、いずれも本人に給与を支給する、扶養手当を支給する、こうなつております。戦犯として拘禁されておる本人に金をやるということはおかしいではないかということが一方から出て参りますし、他方からは、これでは留守家族援護が徹底しないではないかという異論が出て参るのであります。それは、たゞいま申し上げましたような二つの理念をかみ合せまして、しかもほかの法律を借りました経過から生じた問題でございませう。

○堤委員 非常にむづかしいと思ひますので、たゞいま提案者は、処刑者の遺族に対しては、普通の戦傷病者戦没者遺族等援護法案と勘案して次の国会で考へたい、こうおつしやるのですが、私といたしましては、戦犯の留守家族の援護を考へるならば、同時に処刑者の遺族も私たちが処置をつけ

るべきではないか、こんな考へがあるから御質問申し上げておるのであります。しかし特に誤解のないように私が申し上げておきたいのは、処刑者と申しましていろいろございませう。これは先ほど高橋委員がちよつとお触れになりましたように、外国に対して非常に考慮しなければならぬ処刑者もございませう。個人的に名前を申し上げることもいかがかと思ひますから、皆さんの御想像にまかせますが、かくのごとき処刑者にこの遺族援護をしては、対外的にどうだろうかという常識を要する遺族もございませう。従つてこれに対してはまた特に考へるといはしまして、私たちはやはりB、C級の方々の処刑者に対しては、当然今服役しておる人たちと同じ遺族援護がなされるべきであると思ひますので、でき得るならば次の国会を待たないで、今同時にこれをなしてしまふべきではないか、こう考へるのでございませう。

(略)

○大谷参議院議員 お説ごもつともでありまして、われわれもでき得るならば、この際処刑並びに在監中になつた方々の御遺族に対して、その援護の取扱いの法律をつくつて、はつきり持てそこへ援護の手を延べていただくようにいたしたいという気持は持つておつたのであります。御承知の通り講和発効後まだ日が浅いのであります。日本に対してする諸外国の感情がいろいろのように感ぜられますので、この際そういう人たちの問題をただちにここで取上げますことは、他に及ぼします影響が非常にデリケートになるのではないかと考へます。考へましたために、次回の国会まで延ばしていただくたい、こういう考へを持つたわけでありませう。

(略)

○堤委員 (略)

それからもう一つ外務省の方々にお願いしたいのでございませう。先ほどから処刑者の遺族援護の問題について、処刑者の遺族を援護するという段になつて来ると、対外的に及ぼす影響——対日感情が悪くなりほしくないかという懸念があるというように御意見でございませう。これは当然私たちとして考へなければならぬ問題でございませうけれども、しかしB、C級の戦犯の問題につきましては、この範囲外であるという認識を持つていたたきたいのであります。私は一昨日の委員会でも申し上げましたが、蘭印、アメリカなどは、独立した日本が積極的

に書類を出して交渉して来るならば、われわれは戦犯を釈放する、減刑するということに決してやぶさかではない。独立をされたならば、当然日本政府の見解において、積極的な日本戦犯の擁護の手を打たれるであろうということを、あの人たちが考えておるのであります。いろ／＼な委員によつて引揚委員会でも力説されておりまして、もちろん国内の裁判によつて服役を受けたのでありまして、もちろん国内の裁判によつて服役しておる方々ではございません。日本の裁判で服役しておらない人たちに對しましては、当然日本政府としましては、ことに人道的な見地から日本国民の輿論と相まつて、この人たちの服役解消即時釈放、また外地におる人たちの即時内地服役、またひいては釈放ということに積極的に行わなければ、いたずらに外国を刺激することばかりの一念にとらわれて、これを消極的に終らせてもらつては非常に困るということを申し上げておきたいと存じます。

（略）

○池見委員 議事進行も適當のところにはいいと思いますが、しかし時間は非常にたちましたから簡単にやります。大体きょうは他の同僚議員からの意見をよく承つてわかつたのであります。しかし私はこの修正案は戦犯者の救援とその留守家族の救援という点に、重点が置かれておるようであるのであります。しかし戦犯者の救援、留守家族の救援ということになれば、むしろ私は処刑者の遺族を救援するという一項をつけることによつて、初めてこれが完全に行われる、目的を果すというように考えるのであります。その点から行けば、私は少くとも提案者が最初説明され、かつまた援護庁の次長から、本法案のごときは単独立法がいいという発言を聞いたのであります。まさしくそういうことによつて、戦犯者の救援の目的が達成されると思つておられます。しかしこういつた法律が戦犯者に対しまして、あまり長く続行されることはおもしろくない。むしろ早くこういつた法律はなくなつてしまふということが、私は戦犯者のために最も幸福であるということを考える。この点から見まして、千二百四十一名の現在のこの戦犯者の数から、予算等の関係におきましても、あまりほかの問題に比較して大したものではないということをお考えのことであります。従つて私はこの修正案は暫定処置として、いわゆる戦犯関係の人々のために行われるものであるということにつきましては、最近戦犯者に対することとしての国家的、国民的関心が非常に多くなつておるということ

は、もう同僚諸君も巢鴨に行つてよく御存じであると同時に、戦犯者のお気持ちもわかることと思つておられます。

そこで私は本日も会つて参りましたが、最近戦犯者の処刑者夫人連盟という一つの連盟がありまして、これは各議員諸君にもその陳情書が行つておると思つて、これの中にはまだ靖国神社にも合祀されておらないといつたような一項も見受けるのであります。こういうふうな精神的苦痛と経済的困難ということをお考えのことで、提案者は来国会にはでき得る限り完全なるものを出すといつたようなお気持ちがありますか。そういうふうな点につきましては、私は提案者としては誠意をもつて、それらのことを国民の納得の行くように、戦犯者の留守家族の気持ちの慰安されるようにしていただきたいということをお望みとして申し上げて私の発言を終わります。

【三六四】第十三回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員會議録第十九号（昭和二十七年七月三十日）

（発言者）

川端佳夫（委員）

木村忠二郎（政府委員、引揚

援護庁長官）

若林義孝（委員）

逢澤寛（委員）

【発言順。敬称略】

○川端委員 それでは私関連いたしておられますけれども、少し話ばかりですが、靖国神社の合祀の問題について伺いたいと思つておられます。

今靖国神社に合祀されておられます魂は、二十六年の五月三十一日までの霊といひますか、英霊が合祀されておる、それ以来は遺族を呼びまして合祀祭を行つておられない。六月の三、四、五、こういう日にちをきまされて、靖国神社内でさきやかなお祭りをいたしておられなかつたけれども、こうして独立し、そうして関係方面の干渉もなくなつた今日でありますから、私はこの機会に伺いたいと思つておられますが、まず二十六年の五月三十一日まで合祀されておられます英霊が百五十万ある。この百五十万というのは、まだ遺家族に對して正式に合祀されたという通知が出ておらぬと聞いておられます。しかも途中においては、問合せがあれば、その事実を返事をしてもいいというふうなおふれがあつたやに聞いておられて、せつかく合祀されておるといふことを遺族が正式に聞いておらない数が相当あるようになっておるやうであります。このことは事実でありましようか、お伺いいたします。

○木村（忠）政府委員 靖国神社に對します祭祀につきましては、昭和二十一年でございましたか、一応靖国神社に全部の祭神を祭祀すること、御祭祀申し上げてあるのでございます。ただ今お話がございましたように、これは前から申し上げておられますが、そのうちで、祭神として祭神名簿に登載いたしました、そしてこれを合祀をいたしまして、さらに遺族に全部通知をいたしました、済んでおるといふものが、二十万七千九百五十ということに相なつておられます。従いまして、大多数のものにつきましては、今お話がございましたように、

通知が未済なのでございます。現在御承知の通りに、宗教の分離という憲法の原則によりまして、靖国神社に対しまする合祀あるいはそれに対するいろいろな事項につきまして、国から金を出すとということが禁止されておりますから、従つてこれを靖国神社自身の手でやらなければならぬというような現状に相なつたのであります。これにつきまして、われ／＼といたしましてはできるだけすみやかにわれ／＼の方でお手伝いをいたしまして、つまり憲法に違反しない限度におきましてお手伝いすることを考えなければならぬというので、ただいまどういふふうにしたらよろしいかということにつきまして、靖国神社の側と相談をいたしながら今準備を進めておるわけでありまして。靖国神社側といたしまして、できるだけ早く祭神名簿に載せまして、遺族に通知したいという希望は持つておるのでございます。これをいたしますにつきまして、御承知の通りに、この通知は單なる普通の手紙ではいけないのであります。従いましてこれにつきましては、相当鄭重に扱わなければなりませんので、経費といたしましては相当多額の経費がいるのであります。現在の靖国神社といたしまして、それだけの経費がちよつと出にくいような状況でございますし、またその事務を処理いたします諸経費等につきましても、相当多額のものがかかるようでございます。従つてわれ／＼といたしましては、これをいかにしてうまくやるかということにつきまして、目下研究をいたしております。できるだけすみやかにできましますようにいたしたいと考えております。

○川端委員 御事情は一応承りました。役所としてもやりにくい立場がございまして、靖国神社の関係は、国民の感情の上から行きましても非常に注目を浴びておる点であります。私は何か方法が講ぜられなければならないものだと思つてあります。しかしして今はつきり何つた数字から行きましたも、ほんの一部分しか遺家族に通知がされておらない。大部分は、多分まつられておるのであるかと思うような連中なのであります。非常にその心情もお気の毒な感じがいたすのであります。われ／＼のところにも遺家族の方から盛んにこれの陳情を受けております。従つてこれは聞くところによりまして、全部通知をするとい億いるとかい話も聞いておりますが、これは幾らいるのかわかりませんが、一億くらいの程度のものであるならば、靖国神社へ寄付という大きな形はできないのかもしれませんが、一億でもつてこういふ大きな意義を持つた行事ができるのでありますから、役所の方で具

体的に何か方法はないのでありましようか。私は、これはなほだ解せないような気持ちを持つておるのでありますが、いかがでありましようか。

○木村(忠)政府委員 神社のお祭りに関しますことは、すべて宗教的な問題になります。従いまして、これは現在の憲法の解釈からいたしますと、それに関しまするものに直接国が金を出すとすることは、憲法上はどうしてもできません。従いましてこれに対しまして、いかにしたらよろしいかということにつきましては、われ／＼といたしましても十分研究いたしたいと思つております。

○若林委員 関連して……。靖国神社の取扱ひ方につきまして、これは慎重を期していただいて、私は積極的な方途を講じていただきたいと思つております。他の神社は別でありますけれども、この靖国神社につきましては、いわゆる宗教宗派を超越した国民的儀礼ということに重点を置けば置けないこともないと思つております。この間とられまされた新宿御苑のあの儀式も、これは宗教宗派を超越した一つの追悼式というのでおやりになつたと思つて。ああいう行事は、ことごとく最初は、仏にいたしても神にいたしても、初めからあつたものではない。だれかが始めたのであります。国家としても、ああいう儀式を行うべく、何かのひと形式をとらなければならぬ。そこで、神にあらざらば、どちらにも片寄らないもので、この御制定になつたのが、明治十一年の国礼国式というものでないかと思つて。これは宗教的な意味はない。ただ国礼国式で、こういう儀式を行うときには、こういう場合には、こういう形式をとるのだというので制定されたと思つて。それが神道関係の方がその国礼国式を強く取入れたがために、いかにも神道宗派に関連のあるものになつた。仏教がこれを取入れておつたら、おそらく私は仏式になつておつたと思つてあります。そういう意味において、広い立場に立つて、現在あるあの建物にそぐう、また国民感情にもそぐう行き方においてあれをやるのだという意味にとれば、そう宗教的に靖国神社だけを重点的にとるべきではない。いわゆるこの一つの記念塔のごときものが、国民感情からいつてあの形式を自然にとつたのだ。だから御本殿のごときは、純然たる神社形式になつていないと思つて。あの門のごときは、あれは神式の感じを相当取入れておると思つて。お寺にいたしまして、鳥居を持つておるお寺もあるわけでありまして、そういう意味で、ひとつただわらないで、広い立場で御考究を役所側としてもお願いいたした

いと思つてあります。靖国神社だけに關しましては、宗教上そうではあるけれども、一宗一派にとられた感じで参拜しておるものはない。宗教宗派を超越した存在としてあれが取扱われておると思つてあります。それがあまり役所式になつてもどうかと思つても、いわゆる国家の強制力をもつてつた者をおまつりをするので、英霊に対してはなほは相済まぬという、ほんとうに盛り上つた国民の宗教情操というか、この上に立たなければならぬという意味の方に重点が置かれておると私は考えておりますから、そういう意味でひとつ——今川端委員から発言せられましたように、靖国神社に關しては、遺族がこうあつてもらいたいということを、神社側でできなければ役所側としても何らかの名目でひとつ援助推進をしていただきたい。これはおそらくだれ人も否定はしないものじやないかと考えますから、一言関連いたしまして希望を述べておきたいと思つて。

○逢澤委員 靖国神社に合祀されているものといないものとの点につきまして、ただいまお話があつたのであります。長官のお話では、どうも祭政分離という観点からお話になつて大分むずかしいような、重たいような気分のように私は受取つておるのですが、これは役所としても、靖国神社合祀に対するい／＼の資金とか、あるいはそういうようなものを積極的に出すということ、これはあるいは憲法上の解釈からそういうふうになるかもしれないが、しかし実際問題として必要性のあるということは、これは長官といえどもよく承つておられると思つて。そこで例の引揚者の方々に對する方法については、これはこの委員会におきましてもい／＼論じておるところなのであります。これは私どもの見地から言つて、この引揚げ促進と引揚げ援助に對することとあまり差のないことだと思つて。片方はもう戦死しておる。あるいは戦病死しておる。その霊と化しておるものをごにまつる。それをうちに帰す。かりにうちに帰るとしたならばどうでしょう。向うで遺骨を集めて、そうしてそれを内地に帰す場合の費用は、一体これはだれが負担するのか。そういうような見地から考えると、靖国神社にそれをおまつりすることに対しては、これは憲法上の何があるかもしれないが、あそこには届けるということに対しては、私はそういうような何はないと思つて。靖国神社に遺骨を届けるということでは、私は今若林さんのお話のように、そうあまり憲法にこだわつて——その意思がないというならば、憲法にこだわつてそういうようなかたくな話を

しなければいかぬが、ところが政府が真にこうしなければならぬというような気持があるならば、私は今少しく熱心な研究を施すならば、あえて憲法に違反することはないと思います。それを何か申訳的な態度で長官がおると、それはそういうことになりやすいと思います。この点について、私はひとつほんとうに遺族を出しておる家庭の気持に長官はこれ際なつていただきたいと思ひます。この点が一つ。

それから、さきにこれは川端委員の方からお話があつたのでありますが、例の今度の弔慰金だとか、あるいは年金に対する請求に関する市町村の事務的負担、これまた長官のさつきのお話からいうと、これは言葉じりをとらえてはなほだ何であります、あまりそう大して事務手続が煩瑣でないように私はここで聞いたのですが、これはまつたくどうも下部組織の何に長官が少しうと思ふ。私も日常この点に携わつておる者から言つと、これは実に千差万別のいろ／＼な種類があるので、下部組織としては非常に複雑な手続がある。これは相当複雑なものであつて、そう単純なものではない。家庭自体というものは、あなたが立法される際にもよく研究したと思ふが、家庭は千差万別で、いろ／＼な複雑な事情にできている。そこでこれを甲の町村役場から乙に行き、さらに丙に行くといつて、七つも八つもまわつて歩くようなところもあるし、しかもそれがなかなか解決しない。最後にはどうかという、遺族から言えば、遺族の下部組織の市町村に対する考え方というものは、国家の代行者と考へて話をする。その場合に当るところの下部組織というものは、非常に誠意と熱意を持つてやつておつても、遺族の人にはきわめて不満足なところがある。それは一時に出すのだから、一時何ほ少くても町村でも五十、六十も申請する。多いところは百、二百もある。そういう人たちが複雑なものを持つて行くが、それは総がかりでやつてもなかなかそれが解決しない。それに対しては、それが相当複雑なものであるという認識で、私はあの下部組織に対する事務の補助というようなものを熱心に考へていただきたいということが一点。それから一番まづい点は、あの戸籍謄本の点なのですが、これは一番に市町村が困つておる大きな問題です。これは法律の上からいつてはやむを得ぬことだと思ひますが、そこで市町村としては一応こう思つておる。これはただでやればよいと思つて、みなそのつもりで、これを無料でとりはからいますと、こう言つておるところが監督官庁が無料にしてはいかぬということを各市町村に厳に通牒をもつて戒めておる。そこで市町村長は遺族会の連

中を集めてこれを無料でしますということを宣言していますけれども、監督官庁の方から、とらなければならぬという強い通達があるから、どうしても拂つてもらわなければいかぬというところで市町村としてのやり方は、少し気のきくところでは、一応徴収はしますけれども、何かの形によつてまたそれぞれ還付するということをやつておるらしい。そのくらい気のきくところであれば私は問題は少いと思ふ。しかしながらいやくも遺族からいへば、国家のために殉職した者だ、国家がこれに対して弔慰金なり年金を下げ渡すようになった、それに対して手数料をとるとは何事か、こんな政治がどこにあるかということが一番の話なんです。あなた方はこの声を聞かれておるか、聞かれておらぬか。少くとも私も遺族の人に会つと、どこへ行つてもそのことである。だからこれらに対しても、いろ／＼長官とせられても、遺族に対する取扱ひという問題に対しては、一通りの心構えというものがあつておる。長い間あなたはこの点について、数年間わたつてこの事務を管掌なさつておられた方なから、今日この際になつておるんだから、やはり今日はなお一層その気持を強く出して、同情的の気持を強く出して、それ／＼の方面に當つていただきたいと思ひます。一言だけ申し上げておきます。

○木村(忠)政府委員 宗教の問題につきましては、私専門家でも何でもないであります、私個人がどう考えましたところで、これは宗教問題については何ら権威のあるものではないのであります。すべてこれらの問題につきましては、宗教関係の専門のところは何いまして、そうして話をきめなければならぬ。今まで私たちの承つておりますところでは、いろ／＼お話がございましてけれども、そういうようにはちよつと解釈さしてくれないのであります。従いまして私どもどう力んでみても、いかんともいたしかたがないのであります。先ほど申しましたように、これに違反しない範囲でどうしたらやれるかということを目下考究中であります。何とかいたしたいと思ひます。

それから末端の組織につきまして、非常に簡単なようなことを申したというのでありますが、そうではないのであります。法律の立場だけから申しますと、末端におきましてその事務があるかという、そんなにたくさんの事務がない。従つて表向きのところではそう大した事務がないようになっておるけれども、実際としてはいへんなのであります。これは遺族に対して、権利義務の関係を証明するためにすべつてのことをしな

ければならぬということになる。法律のりくつを申しますと、そういうことになるけれども、実際町村にいたしましては、ほうつておくわけには行かない。全部の者について調べて、そうしてめんどうを見なければならぬ。従いまして町村としてはいへんだろうと思ひます。従つてわれ／＼といたしましては、町村に対する事務費というのに対して何とかしなければならぬ。つまり現在持つております事務費というものが、何と申しますか、法律に伴う事務を考えずに事務費をこしらえたようなことに相なつておりますので、われ／＼としましては、この事務費でもつては、実際に来年の三月末までにこれをやり上げるということにつきましては、非常な不安を持つております。不安と申しますよりは、自信が全然ないのであります。従いましてわれ／＼といたしましては、この際率直に、これに必要な予算を何とかして確保しなければならぬというかたい考えをもつて、目下事務当局と折衝しております。従いましてたゞいまお話にありましたように、非常に町村事務が煩雑であるという点については存じております。これについて何とかしなければならぬということは考へております。

それから戸籍の証明等の各種の手数料の問題でありますけれども、これにつきましては、今お話になりましたように、気持はわれ／＼としても十分持つております。ただ法務府方面におきましては、なか／＼その辺につきまして、これは私の方の所管というよりは、法務府の方で所管いたしておりますが、これにつきましては政府でもつて相当莫大な予算を持たなければ、これに対しましては何とも応じられないというような状況であります。従いましてわれ／＼としましては、それを押し切つてやれというだけのこともできませんし、言ひましても向うは聞かないという現状であります。これにつきましては、そういうようなことになつておるといふところで、今後その問題の打開についてもできるだけ努力はいたしたいと思ひます。

○成瀬幡治君（略）

なお副総理としての緒方さんにお伺いしますが、法律の附則の第二十四条の第二項で、戦争の元兇たるA級戦犯に對しまして、拘禁が解除されたときは恩給その他を支給するというのでありますが、B級、C級戦犯は別といたしまして、戦争の責任者であり、元兇であるA級戦犯に恩典を与えられて、そうして他方多くのこの戦争犠牲者を見向きもしないのは全く了解に苦しむのであります。公務員の恩給は、懲役に処せられてさえ恩給権は消滅するのであります。矛盾も甚だしいものがあります。今次戦争の責任は一体誰が負うのか。誰が責任者と考へておるのか。平和を念願している多くの国民に与える影響並びに世界の国々に及ぼす影響も重大と考へますから、本法案の提案の狙いが何であるか。これと関連して、一つお答を願いたいのでございます。

（略）

○国務大臣（緒方竹虎君）（略）

それからA級戦犯について恩給をどうするつもりであるかというお話であります。これも、いわゆる戦争挑発者の最も責任の重かつたものは、すでに生存していないのであります。その他のものにつきましては、やはりそれが旧軍人でありました以上、恩給法上の措置といたしまして、一般軍人軍属及びその遺族並びに一般公務員及びその遺族と同様であるべきものと考えまして、これに恩給を給する考へております。併しながら諸般の情勢から、拘禁中のものの恩給は、拘禁中は支給をいたしておりません。

それから戦争犠牲者の解釈は、一体どうとつておるか。今回の措置は、職業軍人のみを対象としておるが、広く戦争被害者に対して国家保障の途を講ずべきではないかという御質問であります。今回の改正は、決して職業軍人のみを対象としたしたものではないのであります。今度の復活によりまする旧軍人恩給の大部分は、職業軍人にあらざる軍人及びその遺族扶料であるのであります。戦争被害者全般に對しまして国家保障の措置を講ずることは、勿論これは国として責任を感じることはありますけれども、今日の国家財政の現状からいたしまし

ては、直ちに如何ともいたし難い状態にあることは御了承を願うほかはないと考へております。（拍手、「撤回しなさい」と呼ぶ者あり）

○野澤清人君（略）

第五には、戦犯死刑者の遺族についてであります。今次大戦において、戦犯死刑者となられた方々の遺族に對しまして、政府はすみやかに対策を講ずべきであるにもかかわらず、今日までほとんど顧みられなかつたのであります。そのために、戦犯者の遺族は、あたかも国家の重大犯人であるかのごとく冷眼視され、しかもきわめて不遇な立場に放任されておつたのであります。しかしながら、平和条約第十一条は、戦犯者そのものに対する制約規定でありまして、その遺族の援護に對しては何ら言及されていないのであります。われわれ日本人は、すでに世界に對して独立を宣言いたしました今日、独立国の名譽と權威のために、何ら躊躇することなく、戦犯死刑者の遺族援護のために、明らかに公務に準ずる者として恩給法の対象とせられるよう望んでやまないのであります。（拍手）この点に關し、政府は、今回の改正とともに、いかなる御所見をお持ちなのか、官房長官にお尋ねをいたしたいと存じます。

（略）

○国務大臣（緒方竹虎君）（略）

さらに、新しい恩給法の考へ方について御質問がありました。これは目下人事院におきまして慎重に研究いたしてあります。いずれ成案を得て御検討を煩わす時期があるかと考へております。

（略）

○山下春江君（略）

なお、戦犯者といたしまして有罪の刑に処せられた者の家族あるいは遺族の者につきましては、生活困窮に陥つておる者がすこぶる多いのでございます。これらの者に對しましては、恩給が支給されることが当然だと思つてございまして、今度の恩給法がこの問題に触れていないのはどういふ理由からなのでございましょうか。戦犯といえ、軍国主義者かまたは軍閥の巨頭のように誤解をされる向きがあるようでありまして、戦犯在所者の実態は決してそんなものではありません。むしろ、平時にありましては平凡な一市民であり、また軍人としては、む

しる下級者に属する者が多いのでありまして、これらの者は、戦時中、国家の至上命令に従つて、ひたすら戦勝をこいねがいつつ、第一線に立つてその職務を遂行し、敗戦の結果は、はからずも戦犯者の悲運を招来したのであります。

爾來八年、鉄条網の中に呻吟する者、あるいはすでに処刑された者の遺族などは、いまなお就職をはばまれたり、結婚を解消されたりして、何となく世の日陰者のような人々の身の上を思いますとき、まつたく胸の詰まる思いをするのであります。自殺したり、発狂したり、一家が行方も知れず離散したりして、極度に生活の困窮している者が、巢鴨だけでも百八十人もあります。その中で、生活保護法の適用を受けておる者は六十二人しかありません。このことは、この深い心の底を察するとき、涙新たなるものを感じるのであります。この問題に対しては、独立回復の今日、一旦停止された軍人恩給を復活いたしました今日にありましては、国家は救いの手を差延べて、これらの人々を救済すべきであるにかかわらず、依然拘禁せられて、いつ帰るかもわからないこれらの人々を深く悲しませておられます。かくのごとき状態が続くことにおいて、失望落胆は今後ますます家庭悲劇の大きな根源となるおそれがあります。これら戦犯者と恩給の問題につきまして、政府から責任のある御答弁をいただきたいのであります。

（略）

○国務大臣（緒方竹虎君）（略）

次に戦犯者の恩給のことでありますが、いわゆる戦犯者の中には、すでに拘禁を解かれた者、また拘禁中の者、あるいは刑死した人、獄死した人等があるのであります。戦犯者の家族の中には、その生活がまことお気の毒で、同情にたえない方が少なくないように思われます。今日拘禁中の人々の家族には、未復員者に準じて給与がされておるのでありますが、政府は今後もできる限りのことはいたしたいと考えておるところであります。これら戦犯者の恩給につきましては、特に戦犯者なるがゆえに不利な取扱いをすることは避けたいと存じますとともに、また戦犯者なるがゆえに特に有利な取扱いをすることもいかなるものかと考えておるのであります。今回の法律案の中にこの結論を出しておる次第でございます。

（略）

【三六七】第十六回国会衆議院予算委員会議録第二号（昭和28年5月27日）

（発言者）

世耕弘一（委員）

山縣勝見（国務大臣、厚生大臣）

中曾根康弘（委員）

〔発言順。敬称略〕

○世耕委員（略）

それから最後に小さい問題であります。国民の叫びの一つとして、これは厚生大臣に、時間を省略していただく意味においてお尋ねしておきます。遺家族援護資金を受取るべき当人が死んでしまった。そのために実を言うと、外地から帰つて来て慰霊祭も行う人もない。かような非常に気の毒な英霊が各所に散在しておる。特殊の有志の人たちによつて、幾つかの英霊を一旦とめて無縁仏をつくつて供養しておるところもありませんが、当然受取るべき人が、英霊が帰還するときにはなくなつて、だれも受取る人がないというような金も余分な金もここに浮いて来たとするならば、そういうような余分な金が国家の手元にあるならば、むしろその無縁仏になつておるような英霊に対して、何か慰められる方法なり、あるいは施設があつてしかるべきじゃないかという点、もう一つはどういうことかと申しますれば、遺家族援護資金をめぐつて、いわゆる家庭争議が至るところに起つていようになつて、は報告を受けておられます。これは取扱い上の法の欠陥か、事務の扱いか、いづれかにあつて、せつかくの目的がかえつて逆な面に使われて行くということ、英霊に対しても尊敬を傷つけることであるから、こういう点も何か実際問題として考慮されているかどうかということをお願いしたい。

（略）

○山縣国務大臣 答えを申し上げます。

まず第一点であります。いわゆる無縁の遺骨、ことに外地戦地においてなくなつた方の遺骨、それらの方々に對して、ただいまお話のようなことも考えられますが、しかし何分にも無縁でありますから、無縁の方々に對して、たとえば遺家族援護法等の給与をいたすこともできません。そういうような金でもつて遺骨に對する慰霊等の資に充てたらどうかというお説で

ありますが、これに對しましては、先般御承知の通り南方の八島に對しましては丁重に遺骨の収集もいたし、また現地において慰霊もいたし、また遺骨を奉還いたした後においては、丁重に國家において慰霊をいたしました。なおまた政府におきましては、いづれこれらの合同墓を適當な規模において設けたい。これによつて國民的なと申しますか、社会全般の協賛を得て丁重に慰霊をいたしたい、かように考えております。

（略）

（略）

○中曾根委員 厚生大臣にお尋ねいたしますが、今の遺家族援護法の問題ですが、最近われわれのところ非常に陳情が多い事件があります。それは戦傷死であるとかあるいは戦病死であるとか、こういうケースの方々にあります。いろいろ聞いてみますと、厚生省が非常に努力をされて、百八十万件のうち百六十万件は通知されたのです。残り二十何万件かには実は重大な問題があると思う。と申しますのは、戦死ということがよく知られておるのとはそれと片づけられて、それがいよいよ適用されるということになつておりますが、しかし病院へ入つておつてそれが死んだ、あるいは復員後戦地で受けた傷がもとで死んだ、中には戦犯になることを恐れて現地で逃亡した、逃亡しておつたために帰つて来ないのを、遺家族援護法の適用を受けておつた。ところが一般邦人の顔をしてその仲間の一部が帰つて来た。しかし帰つて来ない人がある。この帰つて来ない人たちは、昭和二十四年八月の何日でありましたかに打切られておる。こういうような問題は二十何万件のうち大いに含まれておる問題だと思つて。これが大きな問題を今起してあります。たとえば群馬県の例を見ますと、小野村という村がありますが、この村は五十何件ケースがあつた中で、戦病死あるいは戦傷死の關係で何ら通知がなく、あるいは留保しておるという通知が来たのが四、五件あります。これはみんな母親は戦死したものだと思つておるし、当然いただけるものだと思つておつたところが一緒に申請書を村役場に出して、隣の家の子のは来たが、自分の子供だけ来ないというので、非常に政府をのろつておるといふケースが非常に多い。これを厳格に適用すればいろいろ問題はあるでしょう。しかしまず第一点として、現地で除隊したとかあるいは逃亡したとか、こういうことによつて昭和二十四年八月に一旦打切りになつた。帰つて来ない者に對しては、再び復活するのが未復員者給与法との趣旨でもある。これは

当然適用しなければならぬ。この問題はいかに御処置なさるか。  
(略)

○山縣國務大臣 (略)  
それから逃亡したり何かして帰つて来た復員者に対しては、そのときの事情をよく勘案して、該当と認められずれば出すということにいたしておるのであります。この未裁定のものに対して、特に原因の判明が確定的でないものに対しては、至急に確定したいと思つております。

○中曾根委員 今の答弁は私の質問に対して非常的がはずれておる。私のお尋ねしたのは、実は二つのことを申し上げた。まず一つは、現地で逃亡その他した者が非常に多い。これは戦犯になることを恐れてやつた者が非常に多いのです。しかし戦犯自体が、われわれからいえば無益な、あるいは無法な行為なのであつて、逃げるのもやむを得ないと思つておる。そういう人たちも未復員者給与法の適用を今まで受けておつた。ところが昭和二十四年にその適用を切つて、給与しないということにした。ところが、その中には帰つて来た者もあるわけなんです。帰らない者もある。帰らない者に対しては、当然シベリア、満州における者と同じ取扱ひをして、未復員者給与法の適用を復活しなければならぬと思う。これを復活するか、しないかというのがまず第一点。  
(略)

○山縣國務大臣 現地で逃亡いたしました者が内地に帰つて参りました際におきましては、先ほど申しましたように再調査いたして、そうして当時の事情をよく調査いたしました。出すべきものは出す。なおまた現在帰りません者でも、調査いたしました出すべきものは出す、こういうふうにしております。

○中曾根委員 四分の一の答弁しかないのであつて、現地で逃亡して帰つて来ない者をどうするかというのです。これは二十四年に切られておる。これを復活するかしないかという質問をしておる。これは相当の数がある。

○山縣國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、第一点の復員しない者については調査をいたして、その調査の結果支給すべきものには支給いたすという方針は確立をいたしております。  
(略)

○世耕委員 最後に一点だけお尋ねしておきたいと思つてますが、遺家族の問題は事務的に取扱われるきらいが多いのですが、そうでなくして、むしろ精神的に取扱つてやつていただきたいということが主眼であります。同時に英霊に対しては、日本人の感情からいって、宗教的な感が非常に深いのでありますから、外地から英霊がもどつて一応役場で慰霊祭をした。慰霊祭が済んでしまつたらあとだれも次の年に法事をしてやる者もない。そういうのが各村にかなりたくさんある。そういう場合に、先ほど厚生大臣がちよつとおつしやつておりましたが、そういうものはまとめて一つのお堂なり石碑を立てて合同に慰霊をするというような方法を考へてほしいというのが今の声であります。それについて予算の問題が出て来るわけでありまして。英霊になるまでは家族が生きていたのだが、帰還してみると、もうみな死んでしまつた、こういうまことに気の毒な実情がたくさんある。それを何とかして石碑を立てるなり、あとくまでも供養してやる方法を考へてほしいという声があり、周囲の人たちに多いのであります。現に私の知つてゐる篤志家で、数柱を一まとめにして石碑を切つて自費でそういうものをまつてゐる者もある。遠く外地に行つて、日本に帰つて来て、その英霊の納まる場所すらないということは、私は精神的に見てもはなはだ遺憾だと思つたので、この点について、何か先ほどちよつとお話を承つたのですが、もう一ぺん具体的な御方針等がおりになつたらお示し願えればけっこうだと思つております。

○山縣國務大臣 お答え申し上げます。先ほど申し上げました通り、戦死された方々の遺骨、しかも内地に引取り手のない、こういう遺骨に対しては、政府の方針として、合同墓を建てて、そうして国家として慰霊する、この方針を確立いたしました。先般南方等に出しましたが、今後もその他の島々にも相当出す予定でありますから、それとらみ合せまして、今後この方針を具体化して行きたい、かように考へております。

【三六八】第十六回国会衆議院厚生委員会議録第一  
五号(昭和28年7月7日)  
(発言者) 青柳一郎(委員)  
田邊繁雄(政府委員) 厚生事務官(引揚援護庁次長)  
〔発言順。敬称略〕

○青柳委員 (略)

次に私が御質問いたしたいと思つる点は、戦犯処刑者などの遺族についてでございます。戦犯者のうちの刑死者、獄死者についてのあの乱暴きわまる裁判、ほんとうに犯罪であるかどうかということとは非常に疑わしいのであります。ことに公務による行動を犯罪それ自体としてらえておる点、さらに日本の国が独立したこの際に、戦犯者について、さらに戦犯者の中の死んだ方の遺族さんについて、明るい気持を持たすべき必要があると存するのであります。この点につきまして、連合国軍最高司令官の命令によつて逮捕、抑留せられた、その拘禁中死亡した者の遺族に本法を準用して援護せられたいのであります。もちろん恩給法が修正せられ、恩給法で解決できればよいのであります。しかしながら、少くとも援護法によつて一応解決していただきたいのであります。ことにこの問題に關しましては、未帰還者の援護法によりまして、留守家族の間は留守家族の手当がもらえるのであります。それがその途中で御本人が死に、あるいは処刑せられたときには手当がなくなつてしまふ、こういうことに相なる点なども十分考へ合わされて、戦争処刑者などの遺族につきましても、これらの援護法の適用があるようにいたしたいのであります。当局の意見を承ります。

○田邊政府委員 最初に現在の法律の解釈、及び取扱ひの方法についてお答え申し上げます。戦犯者による受刑者で死亡した方は、大きくわけて二つございます。一つは拘禁中に病死された方でございます。それからもう一つは死刑に処せられた方でございます。この死刑に処せられた方が、なぜ援護法の対象にならないかと申しますと、戦犯は実は判決があらしたときに、当然復員の手続をとつております。また中には一旦復員して内地に帰られたあとで、逮捕せられて拘禁せられた方もございますが、軍人たるの身分のまま引続き逮捕せられた

方々は、確定判決のときに軍人たるの身分を失つたものとして運用しておくわけでありませう。従いまして刑を執行せられた当時はすでに軍人でないものでありまして、この点から申しますと、この法律の軍人、軍属がその在職期間中に死亡したということにならないのでありまして、これがこの援護法の対象にならない法律上の理由でございます。

それから拘禁中に死亡されたものでございますが、これも大きくわけますと二つございまして、確定判決前に死亡された方と確定判決後に死亡された方とございまして、確定判決前に死亡された方は、その死亡の原因が公務に準ずる自己の責めに帰すべからざる事由で死んだ場合は、この援護法の対象になるわけでございます。確定判決後において病死された場合も、その病気の原因が確定判決前にすでに疾病にかかつておつたが、その疾病のためになくなつたという場合には、この援護法の対象になるわけでございます。こういうものに該当される方々に対しては、現在援護法で遺族の方々に遺族援護金をさしあげておられるような状況でございます。

そこで問題は、戦犯による死刑に処せられた方々の御遺族の援護の問題でございますが、これは従つて特別の立法措置を講ずるよりほかはないわけでございます。これを援護法上どう取扱うかという問題は、実は恩給法とも密接な関係がございます。と申しますのは援護法の第一条に、軍人、軍属の公務上の負傷、疾病という言葉を使つておるわけでございます。これはこの立法の大精神でございまして、公務上の負傷、疾病、死亡に対して遺族を援護云々というふうを書いてあるわけでございます。恩給法もまったく同じであります。従つて援護法がこれを取上げまして、戦犯の死刑者を公務、ないし公務と同視すべきものと決定するならば、同じ国家の法律である恩給法に書けない理由はないわけでありませう。公務であると同視するならば、少くとも今日の法律がこれを考へて、公務と同視すべきものと判断いたしますならば、そういう立法措置を講ずるならば、同じ国家の法律であり、しかも公務であるということを根本原因として、片方の法律において認めるならば、恩給法で公務であるという書き方をしなれないという理由はないわけでございます。しかも恩給法では、戦犯による死亡というものは公務による死亡と同視すべきものであるというふうに書けるかどうかという点について、十分私どもの方からも申入れをし、また研究をしていただいたのであります。この点はいろいろの関係から、今回の恩給法の改正では取上げていただけなかつたのでございませう。

す。従つてこれと歩調を合せまして、この戦傷病者戦歿者遺族等援護法におきましても、第一条の精神を恩給法の中に入れるということとは、立法上非常に困難でありましたので、今回除いたのでございませう。しかしこの点は、今日の国民感情から考えましても、また戦犯の留守家族の方々の援護というものが、今日すでに特別未帰還者給与法の形をかりてやられておることから考えましても、何とか措置しなければならぬじやないかというところもございませう。いづれにいたしましてもこれは法律措置をいたします場合に、どういう形を考へておられますか、研究を要することではないかというふうに考へております。今回はいろいろの関係からこの援護法の中に取上げなかつたのでございませうが、政府といたしましては、できるだけすみやかな機会に実現できるように、研究を進めて参りたいと思へております。

【三六九】第十六回国会衆議院厚生委員會議録第十  
六号（昭和28年7月9日）

（発言者）

堤ツルヨ（委員）

山縣勝見（国務大臣。厚生大臣）

〔発言順。敬称略〕

○堤（ツ）委員（略）

そこでもう一つお尋ねいたしたいのは、戦犯の釈放ということが非常に大きくモンテンルパなどでなされて、全国民あけて非常によろこんでおるのでございませうが、戦犯の中に、まことにお気の毒なことには、これはどなたからも発言されておりますが、第三国人がございませう。日本があつた戦争をやつたころ日本人であつて、日本軍あるいは日本政府の要求によつて、また国家総動員法などに基いて、軍人と同じようになつて、一線で活躍した人々が、戦犯のゆえをもつて、今日第三国人が、日本人でないのに縛られておる。そこでこの人たちは、裁判を経て釈放されることを求めて来たのであるが、刑期が満了するまではあなた方を許すことができないという結論になつて、第三国人でありながら日本人並の扱いをされていることになると。これは立場をかえて、私たちの子供が第三国人になつて、巣鴨の刑務所に日本人と同じように縛られているというところを考へたときに、まことにこの若き青年を中心とするところの第三国人には同情を禁じ得ないのでございませうが、もつと気の毒なのは、この留守家族などございませう。従つて生活保護法、遺族援護法の対象に、当然日本人並に刑が終るまでこの人たちが加えられるものとするならば、むずかしい文句を言わないでこの人たちの刑が終るまではこの方々の留守家族の生活保護法適用並びに留守家族援護法等の対象にすべきものであると存するのであります。血の出るような叫びの手紙が私たちのところへも来ておるのでありまして、この委員会が済みましたならば、私はこの手紙を大臣に見てもらふべくお手渡しをしようと思つておりますが、若い第三国の方々が絶望的な中から、せめて遺族だけでも、留守家族だけでもその対象にして生活保護法の適用にかけて救つてくれ、留守家族援護法の対象にしてくれということをやかましく言つて来ておられるのであります。大臣のお手元にも届いておると思ひますが、これらの処置に関して、外務大臣なりまた政府部内において、閣議等においてお持ち出し



になつたことがあるか、また持ち出されたならば、この方々が一方科せられる方は科せられながら、権利としてのこの保護は受けられないというような処置を閣議においてどう解決なさつて、今日まで放置なさつているのか、この辺を少し承りたいと思います。

○山縣國務大臣 戦争中日本人として従軍をいたして、その後国籍を失つたために援護法等の対象にならない者に対する国家の施策が欠けておるといふお話であります。これは私はまったく同感だと思います。主としてこれは朝鮮人や台湾人でありましょうと思います。この点は実ははなはだ遺憾でありまして、講和条約の発効とともにこれらの人々は日本の国籍を失つたのであります。従つて援護法は恩給法と同じように日本国籍を有するというのが法の一つの大きな建前となつておりますので、援護法の対象には現在なつておりません。これは非常に遺憾であります。今これに対してどういふふうな話をしたかという話をいたしましたのであります。しかし何分にも恩給法との関係その他もあつて、なおまた法律の建前、いろ／＼な点から、ただいまは援護法の対象になつておりませんが、たとえ朝鮮人につきましても、ただいま日韓会談等の関係もあり、今後はたとえ日韓会談の分科会等におきましてもこの問題を取上げて、何とか法律の建前は建前として、少くとも日本の国籍を持つて日本国のためにいわゆる殉国された人々でありますから、何らか援護の方法をとりたい。しかしこれは今申したような事情からたゞいまは援護法の対象にいたしておりません。しかし今後はこれらに対して私も努力いたしたいつもりであります。

なおたゞいま留守家族援護法との関係のお話がありました。内地に扶養家族を持つておる者に対しては、たゞいま留守家族援護法を法の建前を離れて適用いたしてあります。この点は申し添えておきます。

○堤(ツ)委員 まことにこの点はお気の毒で、処刑の方だけ一人前で、補償の方はしないというような矛盾はどう考えてみても私は人道に反する処置だと思つてあります。でありますから、逆にわれ／＼の同族の日本民族が他国へ行つて、こういう処置を受けておつたときに、血肉をわけた、われ／＼がどういふ叫びを上げるといふことは、これはもうほんとうに常識でわかることでありまして、ひとつこの遺族援護法、留守家族援護法また生活保護法などの実施に當つて、ぜひ法律を離れて人道的な見地からこの中へ加えられるよう、血も涙もある厚

生大臣の御処置をお願いいたしたいと存じます。

次に、青柳委員の質問と重なるかもしれませんが、戦犯で処刑されたところの遺族の問題であります。処刑されないで判決を受けて服役中の留守家族は、留守家族の対象になつて保護されておるのに、早く殺されたがために、獄死をされたがために、国家の補償を留守家族が受けられない。しかもその英霊は靖国神社の中にさえも入れてもらえないというようなことを今日遺族は非常に嘆いておられます。去る日も各党の婦人代議士一人ずつという御指名で、この遺族の会合に出席をいたしましたる陳情を承つたのでございますが、留守家族の対象に今服役中の戦犯の留守家族の方々がなるならば、遺族援護法の改正された中に、当然戦犯処刑、獄死された方々の遺族が扱われるのは当然であると思つてあります。これも第三国人の方々と同様に私は取扱つていただきたい問題だと思つてありますので、恐縮でございますがもう一度伺います。

○山縣國務大臣 平和条約第十一条に書いてあります裁判によつて拘禁されている者に対してのものにあらずして、獄死をされた人々の家族に対するお尋ねが主であろうと思つて、前の方々は、今仰せの通りこの未帰還者留守家族援護法の対象になつております。あとの方の問題は、先ほどの鮮台人に関する援護と同じようなものでありまして、われ／＼としては、戦犯といえどもその遺族には罪はないのでありますから、留守家族援護という建前から、戦犯なるがゆえに援護方法がうまく行つていないといふことは、国民の一人として忍びがたいのであります。鮮台人の問題あるいは戦犯遺族の方々の問題は、閣議においても私は発言して参つたのであります。しかしいろいろな関係で解決しておりません。先ほどの問題と同様に努力いたしたいと思つております。

○堤(ツ)委員 A級戦犯の処刑された遺族の方々が、しば／＼問題になるのであります。A級について私もたゞししたところ、A級を含めてこれを扱つてくれといふことが不可能ならば、A級はしんぼうするからA級の指揮棒によつて動いたBC級をせめて救つてくれといふ悲しい叫びをあげておられます。でありますから、政府部内において閣議でたび／＼この問題をお出し願つて解決を願いたいといふことをさらにつけ加えておきたいと思つております。

(略)

【三七〇】第十六回国会衆議院予算委員会第一分科  
(出席委員、国会、裁判所、会計検査院、内閣、総務府、経済審議) 会議録第二号  
(昭和28年7月13日)

(発言者) 中川源一郎(委員)

緒方竹虎(國務大臣)

〔発言順、敬称略〕

○中川(源)委員 (略)

いま一つは、七年間捨ておかれたところの慰霊祭が、昨年初めて国家の手によつて盛大に催された。今後毎年少くとも一回は慰霊祭を行う必要があると思つてございます。ただ物質的のみに止まらずに、精神的にも遺族の方々が英霊を慰めるために、国家が慰霊祭を行う。どうしても国家ができない場合には、地方に行わしめるということが一番必要ではないか。精神的な慰安に対して私はさう考へるわけでございますが、この点、今後慰霊祭を行われるかどうかということの御答弁をいただくだらば、けっこうであります。

○緒方國務大臣 (略)

それから第四番目に、戦没者の慰霊祭を年々繰返すつもりはないかということですが、このことにつきましては、まだ研究いたしておりますので、十分に研究いたしてみます。以上お答えいたします。

(略)

○中川(源)委員 (略)

それから最後にお尋ね申し上げたいのは、戦争処刑者、あるいは獄死者の問題です。獄死者、処刑者の中には憎むべき者もありません。しかし中には、非常に気の毒な処刑者もあるのでございまして、罪を一身に引受けていよいよ戦争に負けたのであるから、すべての罪悪は自分が引受けて死刑を志願するといふので、死刑になつた人もおります。中には気の毒な、涙のこぼれるような者があります。私はいろいろ調査をいたしました。ここにも一例がありますが、これは一々申し上げません。大臣のお手元にこれを差上げますから、余暇にござん願ひましたらけつこうでございますが、人の罪を一身に引受けて自分が処刑になつた者、これらを捨てておくことはどうか。逃げ歩いて、自分の罪を否認して、うそ八百を唱えて無罪になつて、命が助かつて帰つておられる人が恩給を受ける。そうして、人の罪を

一身に引受けて処刑された者が、何らの恩給にも浴しない。あのサイパン島の最後のとき、いよいよ最後である、お互いに刺し違えて自殺した者、これらは自殺として一向恩給に浴しない責任感の強い、負けたのでしかたがないというので、最後に腹を切つて死んだ者には、自殺として何らの恩給の恩典に浴しないというようなことでは、英霊になつた人あまりにも気の毒である。ドイツは、これらの人に対してはすべて年金、恩給の恩典に浴させておるのでございます。これらにつきまして、大臣から御意見を承りましたならばけっこうでございます。

（略）

○緒方国務大臣（略）

それから刑死者、獄死者に對しましては、今御指摘のような事実がありまして、私らも全然同じような感じを持つのであります。これはきわめて機微な関係がありますので、今日特別立法といつたしまして、刑死者、獄死者に恩給、あるいは扶助料をやるといふことはすぐにはいたしかねますけれども、将来の問題として、ぜひ措置をすべきものであると考えております。それから自殺者が戦死者として扱われていないというお話であります。これは戦死者として扱っているのが事実ではないかと存じます。

【三七二】第十六回国会衆議院  
引揚及び遺家族援護に関する調査特別  
委員会連合審査会議録第一号（昭和28年7月13日）

（発言者） 高橋等（委員）

三橋則雄（政府委員、総理府  
事務官（恩給局長））

【発言順、敬称略】

○高橋（等）委員 非常にその御答弁に、私は満足いたします。それから戦犯によりまして、死刑に処せられた人の遺族、これに對してはどういう考えをお持ちになつておりますか。

○三橋（則）政府委員 この提出いたしました法案におきましては、刑死せられたりあるいは獄死せられた方が、戦犯として逮捕留置せられるときに、すでに今度の法案にありますところの恩給を給せられるような条件を備えておられる方でございますれば、その遺族の方には、その恩給に相当するところの扶助料を給するようにいたしております。問題は、おそらく刑死、獄死された方を特別な、すなわち戦死されたと同じような取扱いができないかということ、もう一つは、ごく短期間、一年あるいは半年ぐらゐ軍務に服した方で、刑死あるいは獄死された方がおられる。そういうような方は恩給は全然もらえないような方でございます。そういうような方の遺族の方に相当の扶助料を給するようにしたらどうか、こういうような御質問だろふと思うのであります。これにつきましては、実は現行の恩給法の建前を、たいへん説明がましくなりますけれども、申し上げますと、戦死したと同じような取扱いをしますがためには、在職中における公務のための傷痍疾病が原因になつてなくなられた方に限るのであります。ところで刑死あるいは獄死された方は、在職中における公務による傷痍疾病のためになくなられたとは申し上げかねるのであります。従つて、こういう方に對しまして、戦死された方と同じような恩給を給しますがためには、どうしても特別な立法が必要である、こう考えている次第であります。特別立法をすることになりまして、恩給を給せられるような資格のある人であるといふことを問はず、いやしくも戦犯として逮捕留置されて、そうして刑死された方、あるいは獄死された方に對しましては、一応全般的に考え、そうしてその次に、その中から恩給を給し得るものは給する、こういうようなことも、考えられるところでございますが、今そういうような処置をするのがいかにどうかにつきまして、慎重に検討しなければならぬものがあるということで、今日に至つておる次第であります。

【三七二】第十六回国会衆議院厚生委員会  
九号（昭和28年7月16日）

（発言者）

山下春江（委員）

田邊繁雄（政府委員、厚生事務官（引揚援護庁次長））

中野四郎（委員）

【発言順、敬称略】

○山下（春）委員（略）

時間が切迫しておりますので、続いて次の問題も一緒に申し上げておきます。これは恩給の審議にあつてやるべきであります。戦争処刑者の場合であります。処刑者を公務死にするかしないかということは、恩給の場合でも非常に大きな問題でありまして、これはどうなるかわからないと思つて。あるいは処刑者を死没したと扱わなければならないようなことになるか、あるいは公務死と扱つかうかということは、今日たゞいまの間では自信をもつて申し上げられないと思つて。戦争裁判を受けたいわゆる受刑者の中で、刑死した人とか獄死した人が将官で五十六名、佐官で百十六名、尉官で二百四十三名、准士官で六十五名、下士官で三百二名、兵が三十五名、勅任官が三名、奏任官が十名、民間の雇用人が七十六名、文官が四名、計九百九名、そのうち獄死が六十三名で、刑死された方が八百四十六名になつておりますが、これの処遇というものが恩給に取り上げられますかどうかかわかりませんので、一応援護法の方で考えておいていただかなければならないと思つて。今日私どもが、今日恩給法からもこれらの人は漏れております。しかしながら、一部改正のこの援護法からも漏れております。しかしながら、この問題は、もはや今日これを漏らしておるといふことは私どもはまことに相済みぬような気がいたしますが、これをなぜ漏らしてしまつたかということには、恩給局と援護庁とが、格別いろいろ異論のある問題はそつちの役所でやつてくれ、こつちの役所でやつてくれということ、どつちからもすつぽかしたのではないと思つて。こういう問題はいろいろな過去の感情もございまして、独立を回復して一年もたちました今日、私どもはほんとうに今申し上げましたように、いろいろな感情を乗り越えて、十年間まつたく国民からあるいは白眼視されたようなふうな人々に對しても、この法律によつて――一

本の線香をたむけたような法律でもやむを得ません。今日の国家の財政状態からは十分なことではないと思いますが、これが両法案から漏れておるといことは、これを審議するわれわれ議員は、何とも釈然としない気持ちにならざるを得ないのでありますが、これに対する援護庁のお考えをお尋ねいたしておきたいのであります。

#### ○田邊政府委員（略）

それから戦犯刑死者の問題でございしますが、獄死者の点も合せまして、現在の法律の対象外というふうにお話になりましたが、実はそうではないのでございまして、獄死者の中でも、その死亡した原因である負傷疾病が未復員者であるという身分を持つていた時代に発生したものである限りにおきましては、獄死者に対しても援護法を適用しております。刑死者に対しましては、現在の援護法及び恩給法ではこれはいかんともしがたいのでありまして、特別立法をするほかにないのでございします。特別立法をする際にこれを公務と考えるか、あるいは公務と同視すべきものと考えるかという点が援護法の対象となるわけでありまして、援護法で公務と同視すべきであるという特別の規定を置くならば、これは恩給法でもいけない理由はないわけでありまして、援護法がよくて恩給法がいけないというふうには私はないと思えます。従つて、公務と同視すべきかという点について政府としては、これは恩給法及び援護法において公務と同様に考えるという規定を置くことができなるとするならば、特別の立法をすることが必要であるということになるわけでありまして、戦争受刑者の遺族に対しましては、特別の援護法をつくるということ以外にないわけでありまして、この点につきましては、いろいろ検討いたしましたのでありますが、もう少しいろいろな実情を考慮する必要があるということで、政府の方では今の段階においては、そこまでだちに特別立法することとは差控えたわけでありまして、お気持はよくわかるのでありまして、援護法の中へなせ入らないかという点について御疑問はあるかと思うのでありますが、援護法の第一条にはつきりとこの立法の趣旨が書いてあるわけでありまして、つまり、「公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き」とはつきり書いてあるわけでありまして、従つてこの法律のすべでは公務という観念を基本として制度の建前を立てるのだということがはつきりと書いてあるわけでありまして、そこでこの法律とは別個に、戦争裁判の刑死者に対しては、その遺族に対して国家が年金を差上げるのだ、こういう別個の体系の法律があ

ることになるわけでありまして、そういう体系の法律をつくることについては、実は政府では今日そこまで手を延ばしてやる決意がでなかつたというわけでありまして、

#### （略）

#### ○山下（春）委員（略）

それからもう一つ、先ほど次長が言われました特別立法をつくらなければだめかどうかということをお尋ねするのでありますが、たとえばこの間私どもは中共へ遺骨を送りましたが、花岡鉦山の捕虜の監督をしておつた軍属、これがその後罪を問われまして処刑を受けておりますのが、七十六名あります。これはおそらく恩給法に入らぬと思ひますが、恩給法に入らないと申しまして、かつてに好んでやつた仕事ではないのでありまして、軍属であることは間違いないのです。これはたつた七十六名ではありますけれども、この間私ども、あれだけの思いをいたしまして、丁寧に遺骨を中共へお返ししたのであります。その問題の任に当りました軍属が七十六名処刑を受けて、そのまま浮べれずにおることに対してはやはり何らかの方法をして、この法律が通過するようにすべきだと思つておりますが、特別立法の必要ありやいなや。

○田邊政府委員 戦犯で刑死された方の中には、恩給法の対象である軍人軍属もありません。それから恩給法の軍人軍属ではないが、援護法の軍属に該当する方もあります。軍人軍属に全然該当されない一般人で刑死された方もあります。恩給法の方々がよくて、そのほかの方はいかぬという取扱ひもできませんし、また援護法の対象たる方はいいが、一般邦人の刑死者の方はいかぬという取扱ひもできないのではないかと、かように考えます。そういう取扱ひ上の問題が一つと、もう一つは、刑死者の中で恩給法なり、援護法の身分を持つておつた方々の中から限定いたしまして、その死亡した事実を公務と考えるか、考えないかという点が問題であるわけでありまして、現在の政府の考えでは、これは公務ないしは公務と同一視すべきものとは、今日では考えないという考え方で参つておるわけでありまして、恩給局長の言葉をかりますれば、刑死者に対しては、刑死者なるがゆえに特別の利益を与えないかわりに、刑死者たるものに特別の不利も与えない、こういうことを言つておるわけでありまして、しかし、公務ということをお考えすればそういうことにならうと思ひますが、公務ということにこだわらずにやるとすれば、これは援護法なり、恩給法を離れた特別の立法というこ

とにならざるを得ない。特別立法のやり方はいろいろあると思ひますが、そういういくつかを私は申し上げたのでございまして。今日の段階として、そういう特別の立法をするところまで政府の方ではなか／＼手が伸びなかつたというわけでありまして、

#### （略）

#### ○中野委員（略）

もう一点伺つておきたいのは、先ほど山下さんから御質問がありました、刑死の問題と自殺の問題です。この事実を今ここで申し上げることは、実は巢鴨に収容されております現在の戦犯の方々に影響をいたしますから、名前と場所はあげませんが、一例を申し上げますと、ある収容所におきまして、二名の自殺者が出たことになつた。一名は確かに責任自殺であろうと思ひます。しかしながら一名の方は懲役十年に処せられましたが、いわゆる死刑、無期というような、非常に乱暴な判決の中にありまして、十年といえれば軽い方なわけです。この人がたまたま他の戦犯の証人として呼び出され行つた。行くときは非常に元気で行つたのですが、行つたさき自殺したというので帰つて来ないのです。このことは、昨日も巢鴨戦犯の諸君がこの議會へ来まして、私もお目にかかつてつぶさに聞きましたが、各収容所において相当数あるということですが、しかしながらこのことは向うで殺されたのか、あるいはどういふような処置を受けたのか判然としないのですけれども、大体今の判決を受けておる戦犯諸君の想像によれば当時の証人というものに対するところの向うのあり方は、非常に乱暴な苛酷なものであつた。私らは殺されたと見る方が正しいのであつて、自殺というやうな結果はとも納得できないと言つておる。こういうものについて、一体現在の援護局はどういふやうな考え方を持つて、これから処して行かれるのか、向うでは自殺と発表しておるが、實際上においては拷問の結果死んだと言つても過言ではないやうな証拠がたくさんあるわけですが、その証人に立つ者は、現在収容されておる戦犯諸君の中でも、いつ何時でも証人に立つといふことをば多く言うておるのでありますが、そういう場合にはいかなる処置をされるか、この三つを関連事項として伺いたしたのであります。

#### ○田邊政府委員（略）

それから刑死、自殺の問題であります、刑死の問題につきましては先ほど申し上げた通りであります。自殺の問題につき

ましては、これは自殺ということがはつきりしている場合でなければ役所としては取上げないわけでありませぬ。自殺につきましてはいろいろのケースがありますので、目下いろいろの研究中でありませぬ。これはある程度の腹ができませんれば処理ができると思ひますので、この点はもう少しお待ちを願ひたいと思ひます。

【三七三】第十六回国会衆議院厚生委員会議録第二十二号（昭和28年7月21日）

（発言者）

山下春江（委員）

広瀬節男（政府委員、外務省

参事官（大臣官房審議室付）

小島徹三（委員長）

〔発言順。敬称略〕

○山下（春）委員 戦犯で処刑されました方々を公務死にいたしたいというのは、大体国会における全部の意見のように考えるのでありますが、政府はそれを公務死に扱うことは、いろいろ国際関係その他の情勢を勘案して、ただちに行うことはどうかというような答弁をかつてなさつたのでありますが、外務省はどうかというお考えをお持ちになりますか。すでにあすはモンテンルパで死刑を宣告された人々までが非常に大きな恩典によつて母国に帰つて来るというような事実の前に、私どもが、すでに獄死あるいは処刑されて仏になられた方々に對してもいろいろな条件で扱えないということは、はなはだ残念だと思ひますのであります。外務省の御見解はいかがでありますでしょうか。

○広瀬政府委員 私まだ不幸にしてこの問題に取組みましてから日が浅いものでございますから、詳しいことは存じませぬ。ただ聞きましたところでは、今山下さんのおつしやいましたような見解をこの前の国会で答弁したように聞きました。大体同じようなことを上司から聞きました。あらためてどういふ見解を持つておるか、私ははなはだふつつかでございますが、ここで申し上げる段階にまだないのでございます。これは答弁にはなりませんけれども、私はまだ何とも申し上げられないのであります。

○小島委員長 政府委員に申し上げますが、この問題につきましては、相当重要な決定をしなければならぬ段階になつておると思ひますから、外務省において的確に返答をせよというように至急聞き合せた上でしつかりした御返答を願ひたいと思ひます。

○山下（春）委員 そういふ問題が、今委員長からお申出がありました通り非常に重要な段階に来ておりますのに、外務省の方の考え方がまとまつていないということは非常に困る問題であります。私どもはこの問題をきめるかきめないかということとは法

案の進行上非常に重大な関係がありますので、本日おいでになつていただくについては、実はそういう問題の外務省側の御見解を——援護庁あるいは厚生省の方の見解はかね／＼聞いております。厚生省も援護庁もこれに對しては実は的確な答弁をしてくれないのであります。しかしながらそれによつて来るところはどうか外務省で、国際的にいろいろ／＼なむしる逆効果になつてはいけぬという配慮があつたというようなことをそんたくしての答弁でございました。そこで外務省としてはこれに對しては非常に責任を持つて、的確な御答弁を願うことを希望して実はきよ室長においでをいただいたわけでございますが、この問題につきましては非常にすみやかな機会に外務省の態度を御決定願ひたいということを私からも強く要望いたしておきます。

○広瀬政府委員 ただいま私ほんとうに突然呼び出されたのですが、どの法律なんですか。はなはだうかつなでございますが、未帰還者留守家族等援護法なんですか。

○山下（春）委員 そうではございませんが、処刑者及び獄死者が合計九百九名ございますが、その中に三百二十二人あるのでございます。それから一時金に該当する方が四百人ございます。その恩給をきめますにも非常に困難であります。この人たちに恩給を差上げられるものかどうかというところは、この遺家族援護にも関係して来るわけでありませぬ。恩給をあげることが私ども当然だと思ひますけれども、その扱ひ方についてこれを公務死とみなすかどうかということによつて——今日まで八年間この方々は、実は何らの手を施されぬで捨ててあつたのであります。まことに国民としても当委員会としても申訳ない限りでございます。この機会にこれを明確にいたしたいと、かね／＼私どもは何回か政府の意図をたたいておつたのであります。国民としては、当然すてになくなられた方には上も下もなく同一に国家のために公務で死没されたものと扱ひたいのであります。そういうことに対する政府の見解をただしたいのであります。実は突然ではないのでございまして、この問題は当委員会におきまして、恩給を審議している内閣委員会におきまして、再三問題にいたしておつたところでございます。外務省の意見がまとまつておりませぬでしたらばどうかと思ひますが、戦犯室長としては、こういう問題に對してはどうか扱ふべきかと、御意見があると思ひます。それでもつけついででございます。

○広瀬政府委員 ただいまは恩給法の方が主たる関係でございますね。実ははなはだふつつかでございますが、未帰還者援護法というのを土曜日にいただきまして、これの二十九条に異議がないかということだけを言つていらつしやつたものですから、そういう関係かと思つて失礼いたしました。

ただいまの公務死に準ずる者云々というのは、私として個人的見解を述べることはどうかと思われまので、またその資格もただいまございませぬし、これは帰りまして相談いたしましたから、御答弁させていただきたいと思ひます。

○小島委員長 委員長から重ねて申し上げます。刑死者、獄死者を公務死として認めるか認めないかということは、かりに日本の国会で公務死としてこれを認めた場合に、それが国際関係に影響があつて、そのために現在拘禁されている者に影響するその積放に關係して、国際交渉上非常に不利になるということがあるかないかということを知りたいのでありますから、その点、はつきり外務省の見解を聞かせていただきたい。

○広瀬政府委員 私の個人の意見は申し上げられませんので、よく上司や同僚と相談いたしましたから御返事させていただきますかと思ひます。

【三七四】第十六回国会衆議院厚生委員会議録第二十三号（昭和28年7月22日）

（発言者）

小島徹三（委員長）

広瀬節男（政府委員、外務省参事官（大臣官房審議室付））

山下春江（委員）

田辺繁雄（政府委員、厚生事務官（引揚援護庁次長））

〔発言順。敬称略〕

○小島委員長 他に御質問はございませんか。——ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小島委員長 速記を始めてください。

この際昨日の質疑に対する外務省の釈明を求めます。

○広瀬政府委員 昨日の御質問、よく援護庁の方とも相談いたしました結果——この戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の修正の件でございますが、これを上司と相談いたしましたして、省議といたしまして、困窮しておられる被処刑者の遺族の援護は、社会保障の見地から見しても支障ないものと認めますし、国際関係上から見しても異議はございません。こういうことを省議決定いたしましたことを御報告申し上げます。

○山下（春）委員 まことにありがとうございます。ぜひひとつそうしていただきたいと思ひますが、そうするとこれは政府の方で訂正してお出しただけでしょうか。

○広瀬政府委員 それは私の方の関係ではないので、援護庁の方にお尋ね願ひます。

○田辺政府委員 ただいまのお話は、私は、国会の方で処刑者の遺族を援護したいという見地から、特別な立法をなさるということに關連して、外務省の立場についてのお尋ねに対してお答えがあつたものと思ひます。

○山下（春）委員 それでは委員会の方で処置することにいたしましたしてさしつかえございませぬか。

〔了承々々と呼ぶ者あり〕

【三七五】第十六回国会衆議院厚生委員会議録第二十四号（昭和28年7月23日）

（発言者）

小島徹三（委員長）

青柳一郎（委員）

高橋等（委員）

〔発言順。敬称略〕

○小島委員長 次に戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題とし、その審査を進めます。

本案は前会において質疑を終了しておりますが、現在委員長の手元に、本案に対する修正案が提出されておりますので、まずその趣旨弁明を求めます。青柳一郎君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

〔略〕

附則第十六項を附則第十九項とし、同項の次に次の四項を加える。

20 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者（以下「被拘禁者」という。）が、当該拘禁中に死亡した場合（被拘禁者が軍人軍属であつた在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより当該拘禁中に死亡した場合を除く。）には、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四条第一項の規定により支給するものをいう。）に関する規定を準用する。

〔略〕

○青柳委員 この修正案も各派共同提案になるものであります。朗読は省略させていただきますが、少しく訂正する箇所がございますので、その点だけ触れておきます。

〔略〕

第四点は、平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された

者が当該拘禁中に死亡した場合は右の遺族にも遺族年金及び弔慰金を支給せんとするものであります。

〔略〕

○高橋（等）委員（略）

なおこのたゞいま提出になりました修正案は恩給法の一部改正と歩調を合せたものであります。また平和条約第一一条に掲げる、裁判により拘禁された者が拘禁中に死亡した、その遺族に対する手厚い規定が織り込まれておりますことは、画期的なことであると私は非常に喜んでおります。

以上賛成の討論といたします。

○小島委員長

以上で討論は終局いたしました。採決いたします。まず戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小島委員長 起立総員、よつて本修正案は可決されました。次にたゞいま修正いたしました以外の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小島委員長 起立総員、よつて本部分は原案の通り可決され、本案は修正議決いたしました。

なおたゞいま議決いたしました両法案に対する委員会の報告書の作成に關しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。〔略〕

【三七六】第十六回国会参議院會議録第二十九号（昭和28年7月30日）

○成瀬幡治君 私は、日本社会党第四控室を代表いたしまして、委員長報告のうち、恩給法の一部を改正する法律案に対する修正案並びに修正部分を除く衆議院修正による恩給法の一部を改正する法律案に反対をいたすものであります。

〔略〕

第二の理由は、今次戦争の責任者は誰であるかとの問いに對しましては、緒方副総理は、満州事変以降大東亜戦争の間の閣僚であり、旧陸海軍の指導者であるとの答弁をされておるのであります。然るに今回の改正におきまして、これら指導者と目されるところのA級戦犯者に対して恩給の復活を認めるのであります。B、C級戦犯者に対しては誠に同情に堪えないのであります。A級戦犯者を単に国内法でないという理由の下で戦争責任を明確にしないことは、誠に遺憾であるのであります。今回の改正によつて戦争責任をばやかし、戦争責任者は誰であるかをばやかし、その責任を挙げて全国民に蔽いかぶせる態度は、独善も甚だしいと言わざるを得ないのであります。かかる態度はフアシストのみならず得ることでありまして、戦争を嫌い、平和を愛好希望する国民の意思を全く無視したと言ふべきであります。なお修正部分に對しましては、このことによつて問題が根本的に解決されたものではありませぬ。内閣委員会におきまして、新しい恩給法が提出されるべきであるという見解は、全員一致しておるのであります。このことが端的にこれらのことを証明しておるのであります。従つて、修正に努力をされましたことに対しては深く敬意を表するものであります。問題を何ら解決しておらないというのが反対の理由でございます。

要するに、本法案は、語るに声なき声を聞かないところの、又、今次戦争犠牲者の救済補償をしなくて、限られた部分の人たちのみを対象としたものである点を指摘いたしまして反対討論を終ります。（拍手）

【三七七】第十六回国会参議院厚生委員会會議録第二十四号（昭和28年7月30日）

（発言者）

山下義信（委員）

青柳一郎（衆議院議員）

堂森芳夫（委員長）

常岡一郎（委員）

〔発言順。敬称略〕

○山下義信君（略）

最後に伺いますのは、今回特に御考慮になりまして、この平和条約第一一条によつて拘禁せられたものが、その拘禁中に死亡した場合に遺族年金、弔慰金が出るということになっておるのであります。これは大変お考え下さつて本法の適用を拡張して頂いたわけなのであります。大体これはどういう御趣旨でお取扱いになつたのであります。この御趣旨は明確にいたしておかなければならぬと思ひますので、一応この御趣旨を承わつておきたいと思ふ。私もこの援護法にかかわらず、恩給法にかかわらず、戦争被害者に対しては援護給付につきましては、その死亡の原因というものに非常な厳密な制約を加えておるのであります。或いは公務によつて死亡したと考へられるものが、実際の裁定がそうなつていなくて、或いは恩給法に洩れ、援護法に洩れたいして来ておるのであります。そういうようなことが未だにあつては問題になつておるのであります。この拘禁中に死亡した場合という中にはいろいろな死亡の原因があるかと思ふ。引つ括めて今回これをお取上げになりました御趣旨はどういう御趣旨でございますか、承わつておきたいと思ひます。

○衆議院議員（青柳一郎君） 戦犯の実態につきましては、もう先生がた御存じの通りでございますので、私はここに述べることは必要ないと存じます。ところで、いわゆる恩給年限に達した人、即ち将校において十三年、兵隊において十二年在职をすでにした人が、戦犯として拘禁中に刑死、獄死せられた場合には、恩給法におきまして、今回の恩給法の改正におきまして、只今申上げましたように、恩給年限に達しておるものが、その後において刑死、獄死したかたにつきましては、そのかたが得られる普通恩給、これが亡くなられたらでございますから、遺族扶助料と相成りまして、その恩給の半額が遺族に支給せら

れることに恩給法の今回の改正で相成っております。而して現在も拘禁中のかたへにつきましては、御存じのように未帰還者留守家族援護法によりまして援護を受けるということに相成っております。その中間にあるもの、と言いますと、ちよつと語弊があるようではありますが、恩給年限に達しないうちに刑死、獄死した人がここに残るわけでございます。これらのかたへにつきましては、恩給年限の如何にかかわらず、ここにこの戦傷病者戦没者遺族等援護法におきまして、援護をする必要が痛感せられましたので、かかる修正を行なつた次第でございます。

〔委員長退席、理事大谷瑩潤君着席〕

なお只今御指摘の中にございました、これらのかたへを公務死として取扱うべきであるというような議論が非常に闘わされました。我々の国民感情としては、或いは公務死として取扱うことが公正を得たことであろうかと存じますが、幸いにして、最近マヌス島或いはモンテインルパのかたがたのように、関係各国の理解を得られつつあるこの際に、これを公務死として扱つて行くことは、まだまだ、もう少し十分考えたいことといたしたことで、この点につきましては、今回は触れないことにいたしましたので、こういう結論に相成つた次第でございます。○山下義信君 私はこの取扱い、その考え方が非常に不都合であると言つておるのではないのであります。国民感情の立場から申しますと、私どももいたしたしましてもこの種のお扱いにつきましては異議をとなえるものじやない。のみならず、当初から援護法はできるだけ広く適用して行こう、ただ軍人軍属、厳格な意味のそういうような範囲内にとどめずして、ひとしく戦争被害者に、軍人軍属に準ずる者にまでもできるだけ公平に適用して行こうじやないかという考え方は首尾一貫してありますので、従つて少しでも適用する理由がある場合にはこうしてお取上げになり、この適用範囲を拡大いたしますことが私どもが進んで積極的に賛同いたすわけなのであります。併しながら同情は同情、筋は筋であります。従ひましてこのかたへ、の拘禁中の死亡というものが、その死亡の原因にはいろいろある。併しながらここではすべてその死亡の原因を問わない。或いは刑死した場合もある、病死した人もある、或いは自殺したもの、いろいろ不幸な状態で死亡せられておる。それをすべて引つ括めてこれの適用をしようとするのです。これを或いは公務による死亡としてすべて一括して扱ふということになれば、言うまでもなく、これは恩給法に属する問題なのであります。援護

法におきましてこの種のことを取扱うということになりますと、こういうケースは他に同等に扱わなければならんケースがあるわけなんです。従つてこの戦争裁判によつて拘禁されたかたへ、の問題が今、今日の問題であるからと言つて、すぐにそれに對して特別の殊遇をする。而してこれと同じようなケースにある人たちに對しては一向顧みない。時の脚光を浴びてそうして世間の視聽を集めておる問題はすぐ取上げて、少々法規の上においてはどうかと考えられるものもすぐにこうして取扱うが、併しながら多くの国民から忘れられておる病死いたしました軍人、軍属、而もそれが公務か非公公務かということの裁定の非常にきわどい微妙なものですらも峻厳なる裁定を行わんとしつたある幾多の類似ケースがあるのであります。私はそれらに對しても公平に取扱うという、今後十分御考慮になるという提案者のお考えならば首尾一貫する。併しながらいつでもその時のジャーナリズムに乗り、その時の時代の、何と申しますか、世間の関心を集めるような問題には少々不平等であつても特別の待遇を与えて行くということは、政治的には、何らかの意味があるかわかりませんが、国の制度の建前といたしましては、私は十分考へて行かなければならんと思う。このことが不都合とは私は言うのじやない。こういうかたがたも皆ごとく加えたいというのが我々の念願としておることでもありますから、若しこれを恩給法によらない、或いは公務として扱えば恩給法によるべきであるが、そう扱わないで、特に援護法において我々は特別に考へてこういう規定にしたのだというならば、提案者におかれましては公平の原則に基いて、その他この種の對象に向いまして十分考慮する意思があるかないかということも、私は承わつておかなければならんと思うのであります。御見解を承わりたいと思うのであります。

○衆議院議員(青柳一郎君) 御尤もなお尋ねであります。殊に病気で戦没したかたへ、その病気が公務によるものであるか、非公公務によるものであるかという点につきましていろいろ遺族さんの中には悲しい立場に追い込まれておるかたがたが多数におられるということもよく存じております。この点につきましても衆議院の厚生委員会におきまして相当大きく取上げられて論議が行われたのであります。公平の原則から申しますならば、これらの戦病死者につきましても援護法において恩給法で取上げられないならば、せめて援護法において考へるべきであるということも我々も考へております。従ひましてこの問題につきましても將來十分に検討いたしたいということを厚生委員会に

おきまして各委員が揃つて考へておる次第でございます。

○委員長(堂森芳夫君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、それぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

○常岡一郎君 討論を省略されて直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の常岡君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それでは質疑を打ち切り、討論を省略して、採決をいたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を衆議院修正案の通り可決することに賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でございます。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

(略)

【三七八】第十九回国会衆議院厚生委員会議録第一号（昭和28年12月11日）

（発言者） 堤ツルヨ（委員）

大野木克彦（説明員。総理府

事務官（行政管理

庁次長）

〔発言順。敬称略〕

○堤（ツ）委員（略）

もう一つの点は引揚援護庁でございますが、これはもちろん恩給法が復活いたしました、ほとんどの問題が恩給局に参りますけれども、しかし引揚援護庁の中にまだ残された問題はたくさんある。これはよその党ではどうお考えになつておるか知りませんけれども、浮かばれない二、三十万の援護法の対象にならない未裁定の英霊の問題や、それからソ連、中共を中心とするところの、いまだ終らざる未復員の方々の留守家族の問題が、来年の四月にこれを内局に入れてしまつて簡素化して、恩給権を持つた人を恩給局に送つたとしても、そう簡単に片づくかどうか、これははなはだ疑問だと思つて。こういう点も、そういう見通しははつきりとお立ちになつて、来年の四月から内局に入れてもさしつかえないとお考えになつておられるのか。私は御忠告申し上げておきますが、わからない二十数万の未復員者、浮かばれない戦病死、国家のために殉じた英霊三十万がまだ宙に浮いておる、これをどうなさるつもりでありますか。四月を目途として内局にしようとお考えになつておるが、そういう点の見通しがあるのかどうかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大野木説明員（略）

それから引揚援護庁の問題は、実は引揚援護庁は外局でございますが、その仕事の特異性にかんがみまして、非常に形をずつと以前からそのまま存続しておるのでございます。御承知のように外局であれば、外局がありまして、その下に部があつて課があるというのが普通の形でございますが、援護庁につきましては、いまだに局がそのまま残つております、その下に部があり課がありという非常に複雑な形が、以前引揚げの最盛期のときのまま残つているわけでございます。今後引揚げの方は、もちろんまだ残つている方もありますが、大部分が片づいているときでもございますし、軍人恩給それから遺家族の援護等の仕事が大體軌道に乗りますれば、これを廃止するわけではなく

て、相当の局になるわけでございますから、予定通り内局とさせていただきます。支障はないのじやないかというふうにお考えしております。

【三七九】第十九回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第六号（昭和29年3月16日）

（発言者） 高橋等（委員）

〔敬称略〕

○高橋（等）委員（略）

次に、もう一つ、これは簡単なことです。最近遺族の方々がたくさん靖国神社へまいつております。昇殿参拝をいたしました、涙の対面をして出て来る姿は、まことに涙なしには見られません。私はけさもその光景に接したのであります。ところが、全国の戦没者の中で実は靖国神社へまだおまつりをしてないものが相当多数あり、数十万、あるいはもつとあるかもしれない。これにはいろいろ、険路があることは存じておりますが、ここで一々それを数え上げません。ひとつ厚生大臣の方でも何とか政府としてくふうしていただきたい。遺族問題は、物質面だけではないことはよく御存じの通りであります。一日も早く靖国神社に奉祀ができるようにおとりはからひを願ひたいと思ひます。



(発言者) 大久保武雄(委員)  
木村篤太郎(國務大臣)  
〔発言順。敬称略〕

○大久保委員 これをもつて最後といたしますが、木村長官に最後の点をお尋ねしたいと思ひます。先ほど後顧の憂いをなくするために、金銭的な措置は実はずつかく検討中である、精神的な面におきましては栄典の問題を考えておる、かような御答弁でございましたが、栄典の問題と同時に、私がこの際御質問したいと考えますのは、やはり先ほどの人命に関する問題であります。人間が一命を国にささげて国家公衆のためにおのれを犠牲にする、こういう際において、ロシアのような宗教のない国ならばいざ知らず、いずれの国におきましても、民族が宗教を信ずる国におきましては、その英魂に対して何らかの慰籍方法をとつていない国はないと私は考えております。重要な問題は遺族にいたしましては、本人にいたしましては、人間はパンのみにて生きるのにはあらずであるかということをはきわめて重大な問題であり、現在におきましても、遺族が困苦欠乏に耐えて歯を食いしばつておりますのは、私はやはり英霊が靖国におまつりされておるからだと思ふ。この犠牲者の慰霊の問題につきまして、長官はいかなるお考えを持っておられますか。この点を最後として私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○木村國務大臣 われは防衛庁を設置いたし、自衛隊をつくることを考えて、ただいま御審議を願つておるわけでありませぬ。私は実は世界の平和の一日も早く来らんことをこいねがう一人であります。つくることがつくりませんが、これはまつたく日本の外部からの不慮の侵略に対して、日本の国を守らうとする趣旨にほかならないのであります。われは外国に対してあえて戦争をする意思のないことは、日本国民みな考えておるところであります。そこで国際情勢がだん／＼よくなつて参りました、外部からの不当な侵略のないようなことを期待するのであります。万が一不幸にしてさようなことに至つて、身を犠牲に供した人に対しては、国家的にこれをおまつりをするということは大いに考えられるべきことであらうと思ひます。しかしながら具体的に今どうすべきかということ、実はそこ

まで考えておる段階ではありません。と申しますのは、われわれはどこまでも日本の平和をこいねがつておる、かような危険の来ないように何とか処置されるべきことをこいねがつておるのであります、今の段階においては、少くともそこまで進んでそのおまつりをどうすべきかということにまでは考えは進んでおりませぬ。これは私の率直なお答えであります。

○大久保委員 私はもう質問を打ち切ろうと思つておりましたが、一点だけお尋ねしたいのですが、私ももちろん戦争というものは遠いと考へております。またさういふことをこいねがつておりませぬ。しかしながら問題は、外務委員会でも申し上げましたように、日本の近海において、一万人の人間が拉致され、六百隻の日本の公船もしくは私船が拿捕されておるといふ場合において、私は自衛隊がこれを防止するためには、その全力を尽くすことは当然の責務であると思ふ。今後におきましては弾薬を積み、弾薬庫に満載しておる。一発くらつたならば轟沈するのであります。一船が沈めば百人二百人の犠牲者はすぐ出て来る。長官は戦争は遠いといふことで、この犠牲者に対するまつりを遠いもののお考えになつておられますけれども、私は今後戦争に至らぬでも、日本に対する脅威、侵略といふものがある／＼な形で海上においては身近にあると考へる。さういふ場合においても、やはり遠いとお考へになりますか。さういふ場合においては、いかなる御処置をおとりになりますか。戦争といふ問題ではなく、自衛隊法に盛つておる行動の範囲内において起つた手近な犠牲者に対して、どのような処置をとるか、長官の御抱負を伺いたいと思ひます。

○木村國務大臣 ごもつともな御質疑でございます。外国からの大きな武力行為でなくとも、手近な事故において国家のために命を捨てた人、その祭りをどうするか、これは私は考へなくちやならぬことだと思ひます。また将来不幸にしてさようなことが起る可能性は、十分にあるのであります。しかし今、しばらくどういふお祭りをするかということにつきまして、対案は持つておりませぬ。十分検討したいと思つております。

○大久保委員 幸いにして長官と意見が一致しまして、至急研究することをごさいますから、一日も早くさういふ態勢が確立することをこいねがひまして、私の質問を打ち切ります。

(発言者) 中川源一郎(委員)  
田辺繁雄(説明員。厚生事務  
官(引揚援護局長))  
〔発言順。敬称略〕

○中川(源)委員(略)  
それから物質的の面においてはいささか弔慰金なり、年金なり恩給の支給がなされますので、遺族も喜んでおる向きが多  
ございます。精神的の方面に對しましては、何とつ何らかお考  
をいたたくわけに参らぬかと思ふのでございます。精神的と申  
しますと、たとえば靖国神社とか地方府県の護国神社で行う祭  
祀は今まで国費をもつてされておりましたが、今は憲法とかい  
ろいろなものに触れるような考へ方もありまして、まことに困  
難をいたしておる。この点について、その費用を国または地方  
の団体において支弁するといふようなことにもいたしまして、  
精神的の慰安を与えることができるかどうか、お伺い  
いたします。

○田辺説明員 この問題は私の方の所管というわけではござい  
ませぬが、行政の部門から申しますと、靖国神社は宗教法人  
になつておる關係上、文部省の所管ということに相なるうかと  
思ひます。私の方でも、精神的処遇の点につきましては非常に  
大事なことと思つておりますので、文部省にその点についてい  
ろいろ御意見を打診してみられる機会があります。先  
ほどお話になりましたように、憲法上の問題といふようなこと  
もございまして、なか／＼むずかしい問題があるようござい  
ます。われ／＼の方でも、側面からではございますが、何とか  
精神的処遇の点について考へてみる余地はないだらうかとい  
うことで連絡をとつておりますが、今後十分連絡をとつて参り  
たいと思ひ存じております。

(略)  
○中川(源)委員 もう一、二点お伺いしたいと思ひます。無名  
戦士の墓について、厚生省ではいろいろ御計画をお持ちくださ  
つておるといふことでございますが、もうすでに場所はきまり  
ましたが、またその経過並びに今後の御方針について承ること  
ができますならば、たいへんけっこうだと思ひます。

○田辺説明員 戦没者の墓の点につきましては、すでに閣議の了解も得まして、大体の計画を立てておるわけでありまして、敷地の問題について目下各方面とお話合ひ中でありまして、二、三候補地を持つておるのでございますが、こういうものは各方面の円満な御賛成を得ました上で進めたいというのがわれわれの念願でございます。遺族会その他関係の方面とも十分御相談いたしまして進めて参りたい、かように考えております。目下協議中であります。

○中川（源）委員 各方面の御意見を承るのはたいへんけっこうでございますが、これは主として戦没者の遺族の希望ということが非常に大きいものじゃないか。たとえば宗教団体でありましたならば、自分の宗教団体に都合のいい希望をいれたいということがあると思ひますので、それよりも遺族の希望をいれるということが一番大切じゃないか。どのくらいあるのか知りませんが、南方に六十万も遺骨が捨て置かれてあるということを知りておるのであります。そういう人たちの親あるいは肉親の者は、この点については非常に注意深く見ておるわけでありまして、参りますときには、国のため死んで靖国神社に帰りますと約束して行つた者がほとんど全部であります。靖国神社の中とか、そばが適当であると日本遺族会でも決議しておりますので、こういう点も十分お考えくださいまして、八百万遺族の期待にあまりはずれぬようなことのないような場所で、またその様式についても希望するようなものを十分お考え願ひたいと思ひます。

（略）

【三八二】第二十回国会参議院会議録第三号（昭和29年12月2日）

○小酒井義男君（略）

次に、昨年軍人恩給の復活が政府提案によつて本院に付託されたときに、我々は次の諸点について意見の相違があるために反対をいたしました。それは極めて階級差が甚だしかつたこと、同時に軍人軍属のみこれが限定されていることが、重要な反対点であつたのであります。我々は公務のために戦没した者、これがたとえ軍人であつても、或いは学徒であつても、すべて公平にその保障をするべきであつて、一部の者にこれを限るといふ不公平を避けなければならぬと考へたからであります。（拍手）又第十九国会におきまして恩給法一部改正が出された際に、衆議院における一部自由党議員諸君の修正によつて、曾つて戦争指導者としてその責任を追求されたところの戦争犯罪者であつた人たちが、これが高額の恩給を受けることとなつたのであります。緒方副総理は、これは政府の関知せざるころであると言われるかも知れませんが、政府と与党の関係は不可分なものであります。数百万の生命と、その遺族を不幸に陥れた責任者の遺族と、葉書一枚で戦争に駆り出された戦没者の遺族がおかれておる現状について、如何ような所見をお持ちになつておるか、承りたいのであります。

（略）

○小酒井義男君 簡単に再質問をいたします。

緒方副総理にお尋ねをいたしました具体的な例として、戦犯として刑死、獄死をした人の遺族の恩給と、そうでない一般の戦没者の遺族に対する処遇について、あなたはこれでいいとお考へになつておるか、不合理をお感じになつておらないかという点をお尋ねしたのであります。それに対する御答弁がなかつたようでありまして、この点を一つ重ねてお尋ねをいたしたいと思ひます。

（略）

○国務大臣（緒方竹虎君） お答えをいたします。

戦争中のいわゆる戦争指導者の遺族に対する援護、それと軍人にあらざる公務員としての戦争の犠牲者に、公務についておつて戦争の犠牲になつた者の遺族に対する援護の間に均衡が

とれておるかどうかという御質問に對しましては、必ずしも均衡がとれていないと考へます。であります。あの法律は必ずしも自由党が提案したものでなく、これは院議として法律になりましたので、政府はそれを実施いたしてはいるのであります。その点につきましては、政府といたしましては、今御質問の趣旨については、十分考へておるところであります。（拍手、「もう一つ」「二点聞いています」と呼ぶ者あり）

【三八三】第二十二回国会衆議院予算委員会議録第  
十四号(昭和30年5月16日)

(発言者) 高橋等(委員)

重光葵(國務大臣。外務大

臣)

川崎秀二(國務大臣。厚生大

臣)

〔発言順。敬称略〕

○高橋(等)委員(略)

それからこれは所管が非常にはつきりいたしませんもので  
から、副総理にお尋ねをいたしておきたいと思うのです。それ  
は靖国神社の合祀についてであります。終戦以来靖国神社へ合  
祀されました英霊の柱数は八十五万柱と承わります。現在未合  
祀のものが大体百十五万柱くらいに上るんじゃないだろうか、  
これはまだはっきりした数字じゃありませんが、考えられます。  
ところがこれらの遺族の人々は一日も早く靖国神社に合祀され  
るところに神しずまることをひたすら待ちかねておられるわけ  
なんです。そこでこれを何とか急いでやってもらわなければいか  
ぬというので、いろいろと靖国神社その他へもお話をいたして  
みるのであります。何分にも経費が相当かかる、総額として  
三億円くらいの金がかかるのであります。そこで、政府とし  
てはこれをお気づきになつて、何か手を打たれておるかどう  
か。また今後どうなさろうとお考えになつておるか。何かいい  
知恵があればこれは一つぜひほつていただきたい問題だと思  
うのです。これはほんとうに遺族の心情を思いますと、ぜひや  
つてやらなければいかぬと思うのですが、国の予算を正面切つ  
て出すわけにいかぬ点のあることも万々了承いたしておりま  
す。何かお考えがあれば承わつておきたい。また何かそういう  
ことでなさろうとしたことがあれば承わつておきたいと思いま  
す。そうして何とかこれをやつてもらいたいと思う。

○重光國務大臣 終戦後十年、国民全体の気持を融合して協力  
一致の方向に向けなければならぬ今日におきましては、お話の  
通りに、戦没者の英霊を靖国神社に御奉祀するというようなこ  
とは、精神上非常にけつこうなことだと私は考えます。ただ政  
府といたしましては、御承知の通りに政教分離の関係がござい  
ます。これは例の終戦以来のことでございます。そこで直接手  
出しをするということにはまだ相なつておらないようござい

ますが、しかし神社のことは神社の管轄、また遺族の関係は厚  
生省というような工合にして、おのおのできるだけの手段を講  
じてその全体的な方針に合するよう努力をいたしておる次第  
でございます。また今後そういう方向に向つて何かと考えを出  
して努力をいたしたいと考えております。

○高橋(等)委員 今副総理の努力をいたすということは、お互  
いにいろいろ知恵をしぼりまして、われわれも大いにこの問題  
の解決に協力をいたしたいと思つておりますので、また御相談  
いたしたいと思ひます。

(略)

(略)

○川崎國務大臣 これは先ほど所管の問題について微妙の点があるからという前提を置いてお話がありました。私の方に少  
し関係のあるところがあるのであります。御指摘の通り、第二  
次大戦の戦没者約二百万のうち、まだ合祀されないものは約百  
十五万柱であります。そうして靖国神社において合祀する場合  
に祭神の資格決定のために、経歴など種々問ひ合せを厚生省に  
いたしてきまして、そういう際におきましては、積極的に協力を  
いたしておられますし、これに対して所管事項に照して回答を  
いたしておるわけであり。何か積極的な施策はないかとい  
うことであります。これは副総理から御答弁をいただきま  
したことで御了承願うほかはないのであります。率直に申し  
上げるならば、私も高橋さんと同じ気持でありまして、厚生省  
においてはなるべく合祀者が多くなつていくことだけは希望い  
たしてあります。ただ御承知の通り憲法二十条の関係もありま  
して、こちらで力を加えてやるということができないのを非常  
に残念に思つておる次第であります。

【三八四】第二十二回国会衆議院海外同胞引揚及び  
遺家族援護に関する調査特別委員会議録第三号(昭  
和30年6月9日)

(発言者) 眞崎勝次(委員)

田辺繁雄(政府委員。厚生事

務官(引揚援護局

長)

堀内一雄(委員)

〔発言順。敬称略〕

○眞崎委員 関連して。山下委員より根本観念について御質問  
になりました。私も非常に同感でございますが、二、三、私が  
特に体験しておるところから申し上げて、当局の反省と、その  
お考えを伺いたいと思ひます。

大体、取り扱ひ上、昔はこれは陸海軍省で扱つておつたもの  
ですから、実情に即し、どつちかという理解ある取扱いをし  
ておりましたから、適当に行われておつたと思ひます。ところが  
今度の戦争で、一つは戦争を憎むの余り、坊主憎けりやけ  
さまで憎いというかつこうで、軍人を虐待し、それに関連して  
おる者をなるべく虐待しようという観念が一般にあつたために、  
解積が片寄つて、不利に解積されている感じを私どもに与えて  
おります。それから、実態をよく理解しておられたために解  
積が不行き届きと私は思ひます。たとえば、今の公務という解  
積でも、だいぶ実態に沿う、言いかえれば好意的な解積のよう  
になつておりますが、大体、召集を受けて海外に出ます者は、  
向うでどういふことに原因するか知りませんが、それは  
別といたしまして、もうすでに命令によつて本国を出て行くこ  
うことが公務でありまして、すべて出先においての原因は、  
もうあまりせんせきせぬでも、根本原因というものが公務に因  
しているというところをお考えいただきたいと思ひます。た  
とえば、私たちの体験でも、兵を召集しまして、それを兵營  
に入れますと、規律正しい生活をするだけでも病氣をする者が  
非常にふえます。海軍などにおきましては、直ちに船に乗せて  
訓練すると能率が上るのでありますけれども、生活の急変のた  
めに非常に病人が出ます。そういう点が、実際自分が体験して  
おりますと、いわゆる公務の解積ということがはつきり実態に  
適するよう判断ができませんけれども、自分が体験がないと、  
どうしてもその思いやりがなくて空論に走りやすいのであり

ますから、それらの点もよく考えていただいで、今山下委員の御質問もありましたが、すべてが根本の観念においてよく理解ができてない、それから、今言ったように間違った観念でもってこれに対処しておったことが災いしておる点があるかと思ひますから、根本観念において今のような点をくんで処置していただきたいと思ひます。御意見を伺いたいと思ひます。

○田辺政府委員 われわれの根本観念が間違っているから待遇が悪いというような御発言ではなかつたかと思ひますが、御承知の通り、この仕事をやっておりますのは、厚生省ではありません。引揚援護局でございます。引揚援護局は御存じの通り旧陸海軍の残務処理機関の統合されたものが大部分を占めております。実際の処理に当っておりますのは、旧陸軍系統で申しますと、旧陸軍の本部、それから各連隊区の後身であり出す各世話課でございます。それから、海軍関係におきましては、旧鎮守府のあとを受けております地方復員局、それから中央におきましては昔の海軍省の人事系統、経理系統をやっております方が中心となつてやっておりますのであります。もちろん現在やっております方が全部かつてこういう恩給関係の仕事をやつておつたとは限りませんが、そういう人事系統をやつておつた方が多いわけでありませぬ。従つて、実際の制度を作る場合におきましても、また取扱いにおきましても、恩給局の過去における実例を詳細に調べ、また部内における従来の取扱いを、十分参酌してやっております。われわれは、むしろ、大東亜戦争の特殊性を考えまして、公務というものの認定につきましては実情に即するように取り計らつておるつもりでございます。そのことは、現実に、その裁定の結果いかに戦地における傷病について却下したものが少いかということに現われておりますが、ただ、戦地に行つた者は全部公務ということには、従来の恩給法でもそういう建前はとつておらないのであります。戦地だからいい、内地だからいけないということとはとつておらないのであります。個々のケースによつて判断するという建前をとつております。これは恩給法の解釈でございますが、過去の恩給法の裁定よりは、よほど私は実情に即するようになっておると思ひます。これは、過去の例を見ましても、かえつて過去における恩給の裁定の方が幾らかかたかつた面があるのではないか。それは過去の例でございますので、大東亜戦争の場合と比較すべきでない、こういう考えから、そういうふうにしたしております。しかしながら、ただいま御質問のありました点等を考えまして、この戦争の特殊性というものを考えました

場合に、公務であることがはっきり認定できるものだけについて公務としての裁定をするということは、もう一ぺん考え直す必要があるのではないかと、少くとも戦地におけるいろいろな混乱した事情を考えた場合に、戦地における勤務に関連する傷病というものは、公務でないことが明らかである、だれが考えても明らかである、医学的常識から判断して明らかであるという場合は別といたしまして、それ以外のものは公務とみなして行こうじゃないか、こういうことが今回の改正案の内容で、あるということには、先ほど申し上げた通りであります。在隊中いやしくも傷病にかつた者は全部公務であるという考えは、恩給局でもとつておらないのであります。むしろその点についてかたい取扱いをしておつたのが従来の恩給の取扱いではなかつたかと思つております。

○堀内委員 ただいまの山下委員の一般戦争犠牲者の処置に対する発言は、私まことにけつこうだと思つてございませぬが、それに関連して、まず精神的取扱いにおいてどういふふうになつておるかということをお伺いしたいのであります。靖国神社に祭られるということ、当時の軍人の精神的な最も大なる名譽でもあつたのでございませぬ。このことは、明治初年に天皇の御意思によつて、政府の制度として私は祭られておつたと思ひますが、終戦後憲法改正その他によつて、靖国神社が単なる宗教法人となりました今日、靖国神社に英霊を合祀するということ、国家の制度として行なつておるのか、さもなくばどういふ形式においてこれが合祀されておるのであるか、それを伺いたい。

○田辺政府委員 現在の憲法のもとにおきましては、国家の制度として合祀されておるのではないかと考えております。

○堀内委員 どういふ形式において合祀されておるのでございませぬか。現在も合祀をやつておるのでありますが、あれは単なる靖国神社の、何と申しますか、一つの事業としてやつておるのでございませぬか。その辺のところを伺いたい。

○田辺政府委員 靖国神社は宗教法人でございまして、従つて私の方の所管でございませぬけれども、私も今まで伺つておるところでは、御発言の通り、靖国神社の事業という言葉が当るかどうか別でございませぬが、そういう靖国神社の仕事として合祀されておる、こういうふうには解いたしません。

○堀内委員 そこで、先ほど山下委員からの御質問の一般戦争犠牲者でございませぬ。一般戦争犠牲者は、現在は靖国神社に合祀されることにはなつていないのでございませぬか。

○田辺政府委員 詳細は存じないのでございませぬが、靖国神社は国家に功労のあつた死亡者、戦死者等を合祀することになつております。従つて、軍人でなくても、戦争に際し功労のあつた死没者というものにつきましては、合祀の手續をとつておるようには伺つております。

○堀内委員 それでは、今の報道員であるとか船員であるとかいふような人で、いわゆる恩給法なり、また恩給法には適用にはならないが扶助料には適用になるといふような人は、現在は合祀されておらないのですか。

○田辺政府委員 私、詳細に存じませぬので、あとで調べまして、適当な機会にお答えいたしたいと思います。

(発言者) 佐藤清一郎(委員)

川崎秀二(厚生大臣)

〔発言順。敬称略〕

○佐藤清一郎君 私は遺族の処遇に関連して、靖国神社に対する政府の考え方につきまして所見をただしいと思うのであります。われわれ八百万に及ぶ全国の遺族のものはその処遇に對しましては非常な関心を持つておるのでありますが、さらにまた靖国神社に対する関心もなみなみなぬものがあるものであります。われわれの肉親は戦争のために国家から召集をされました時には、神社の社頭に集まりまして、村の人、町の人、親戚知人全部が集まって、あとのことは心配するな、死んで靖国神社に帰れと、そうして国のために尽せよと云うて、国民ひとしく、政府も国家のために身を犠牲にすることを強要されたのであります。敗戦の結果、今日までの遺族に對する処遇にたつきま

しては、われわれといたしましてはほんとうに涙なくして聞くこともできない、また訴えることもでき得ないような、全国至るところにそういったような話があったのでありまして、日本民族としてこれほどの悲劇はいまだかつてなかったらうと私は考えるのであります。いまだ当時の戦死者をはつきりと把握することはできませんが、シベリアにおりますいまだ帰らないところの人たちを加えまると、おそらく二百万以上になるであらうと想像されるわけでありまして、現在遺族に對する処遇は本年度の追加予算におきましてもまだはなはだ不満足ではございますが、一通りはできたわけでございますが、この靖国神社に對しましては何らの方策もされておらぬのであります。今回靖国神社におきましてはいろいろな経費を含めまして六億七千万という金額を、靖国神社奉賛会という組織を作りまして、全国の都道府県知事その他の諸団体にこれが寄付を呼びかけておるわけでありまして、今、地方財政が逼迫いたしました非常に困難な地方行政の時代におきまして、こういったような寄付をして靖国神社の運営をせなければならぬというような事柄は私ははなはだ残念に思うのであります。この寄付の内容につきましては、いろいろ批判もございしますが、少くともこの合祀者の通知状、これが七千七十万円ばかりでございますが、それから祭神簿費、これが千七百七十万円、それから索引簿費、こ

れが千八十万円と、大体一億程度のもものは、どうしてもこれは厚生省におきましてこういったようなものを今の引揚者援護費等のうちにおきまして何とかせなければならぬ私は費用ではないかと考えるのであります。国家といたしまして、敗戦したからと申しましても、こういったような、遺族に對する処遇の一環といたしまして靖国神社のどうしても出さねばならぬような経費というものは、寄付というふうなものによつてまかなうべきでないかと考えるのであります。これにつきましまして川崎厚生大臣の所見を承わりたいと思つております。

○國務大臣(川崎秀二君) お説の通り、今回の大戦が生み出した最も大きな悲劇は、西においてはドイツであり、また東においてはわが国であることはもとよりでありまして、この兩國の受けました被害は歴史あつて初めてのことだと思つております。その意味では、われわれはこの戦死者並びにその遺族に對しまする処遇について格段の努力をいたさなければならぬのであります。遺族の心事を思ひまするときには、恩給法の改正あるいは遺家族援護法等の強化を中心に今日まで各政党とも超党派的に御努力をいただき、ことに一昨年来法律の強化を企図いたしまして着々その処遇改正に向つて邁進をいたして参つたのであります。本年も政府原案におきましても相当な額が計上されまして、一方にはこの恩給に對する、少数ではあります。が、相当な批判もある折柄であつても、われわれとしてはまず國家財政の苦しい中からも、この人々に對する処置を改正するに全力をあげてきたのであります。ことに今回は自由党、民主党の修正が衆議院を通過をいたしました。予算上はすでに通過をいたしました。新たに法律も一兩日中には衆議院に提出になることに相なりまして、相当な改正をいたし、ここに進捗を見おけるわけでありまして、靖国神社に對しましても同様な考え方のもとに私どもは気持としては対処いたさなければならぬのであります。靖国神社の合祀がおくれていることについては私は御遺族の心事を思うときにも遺憾のことと存じております。しかしながら、御承知のように靖国神社は今日では宗教団体でありまして、憲法第二十条の「宗教の自由は、何人にも對してもこれを保障する。いかなる宗教その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」という規定をされておりました。この解釈につきましては何とか他に便法はないかといふことも考えたのであります。今日のいわゆる政教分離の見地から、国が直接合祀に對して援助をいたすわけには参らないことをはなはだ遺憾に思つておる次第であります。先ごろ予算

の修正に当りましても合祀またはただいま御指摘の、政府がすべきこれらの連絡についての費用だけでも一千万円ないし二千万円は国から補助を計上してはどうかといふ案が民主党政調会並びに自由党政調会の双方にあつたのであります。最終的な見解は、やはりこれが障害になるということに相なりまして、そのために何らの計上をいたさなかつたことを、はなはだ今日の法律の建前からいたしまして遺憾に思つております。しかしな政府の気持をいたしましては、法の許す範囲内でもつて何らかの方法でお手伝いをいたしたい。その措置を今日研究をいたしておるような次第でありまして、この点は十分に御了承願いたいと思つてございまして。

(略)

○佐藤清一郎君 憲法第二十条に、宗教の自由と、それから、国がいかなる宗教団体にも権力を用いてはならないといふような規定がある。これは私も十分承知しておるわけでございます。が、憲法の規定はもちろんそういうことになつておりましたが、厚生省内におけるやはり何らかの便法といふものが私はなければならぬと思つてあります。もちろん、私は、憲法改正の問題はいろいろ論議されておるときでございまして、憲法改正の場合におきましてはこの問題もあわせて解決されんことを切に希望するものであります。これにつきましまして、厚生大臣はどうお考えになつておられますか。

○國務大臣(川崎秀二君) 建前はそういうような次第になつておりました。また憲法上紛議を招くようなことの行為は、国として、責任者として、いたすことはできませんけれども、遺族の集会あるいは恩給法並びに遺家族援護法等の諸問題の整備によりまして、通知をされる際に、何らか靖国神社の合祀と結びつけてこれを行うといふようなことで、相当に便宜的な方法もあるのではないかとこのことを考えておりますので、それらについては、さらに具体的に研究をいたしてみたいと思つております。御心情のほどは十分わかりますので、何とか解決の方法を講じたいというのが私の考え方でございます。

○佐藤清一郎君 御苦心のほどは十分に私も承するわけでございますが、全国の遺族の方々には、おそらくこの川崎厚生大臣に對して、私の質問等にも、非常な関心を持つておられると思つております。全国の遺族会連合会ができておられるのでありますから、どうか一つ、こういった点につきましまして、遺族会に對してならばできるというような面が私にはあるのではないかと

も考えられるのでありますので、十分御考慮を願いたいと思  
うのであります。  
（略）

【三八六】第二十二回国会参議院予算委員会会議録  
第三十四号（昭和30年6月26日）

（発言者） 松澤兼人（委員）

一 萬田尚登（国務大臣。大蔵  
大臣）

大蔵

森永貞一郎（政府委員。大蔵  
省主計局長）

大蔵

〔発言順。敬称略〕

○松澤兼人君 この点は他の委員諸君もお触れになっている点  
であります。民主、自由両党の修正に際しまして、民自了解  
事項というものがありまして、これがだんだんと実際化して  
くる傾向があるのであります。これを大蔵大臣としてはどうい  
うふうにお考えでございますか。おそらく大蔵大臣としては了  
解事項というようなものは知らないとおっしゃるだろうと思  
うのですけれども、しかしその一つ二つをとってみますという  
点、だんだんそういう方向にいきつつあるようであります。この点  
についていかがでございますか。

○国務大臣（一萬田尚登君） 具体的にどういうふうな点をおさ  
しになっておるか、ちよつと理解いたしかねるのであります。が  
……。

○松澤兼人君 それでは言いましょう。これは新聞の記事であ  
りますから、あるいは御否定になるかもしれない。第一は東北  
興業株式会社の債務を政府が保証するかどうかという問題であ  
ります。この問題は何とかしなければならぬという申し合せ  
であろうと考えるのであります。第二は石油、炭鉱に対する補  
助金三億円の扱い方は、補助金としておいておくけれども、将  
来石油炭鉱の新会社ができた場合にはこれに出資することを考  
慮する。第三は小笠原住民への補償、これを考慮する。第四は  
住宅計画の内容は両党でさらに検討する。第五は靖国神社工事  
費は法的に疑義があるのでなお検討する。六、ビキニマグロの  
補償は考慮する。七、移民会社につき協議する。

こういうふうに通じておるのであります。このうち第二の  
石油、炭鉱に対する問題につきましては、新会社がすでに発足  
するように法律案が提案されております。第七の移民会社につ  
きましても、これは別の会社を作つてこれに補助金を与える  
というふうになっておるのであります。七つの項目のうち、す  
でに二つの問題については法案が提出されております。こういう

ふうには、これは陰のことであるけれども、具体的には一つ一つ  
現実化してくるところの傾向があるのであります。この点につ  
いてお聞き及びかどうか承りたい。

（略）

○政府委員（森永貞一郎君）（略）

なお、これは先ほどおあげになりました七つの中のひとつに、  
靖国神社の問題もおあげになったかと思ひますが、これは今の  
法律の建前から申しまして、国がそういう経費を計上すべきで  
はないという一応の結論に達しておられるかと思ひますが、な  
おこの問題についても両党間においては御研究に相なると、そ  
の程度に承知いたしております。

（略）

○松澤兼人君 そうしますと、東北興業の問題については、政  
府資金によらずに何か別途その資金の手当をすればそれでよろ  
しいということであり、それから小笠原住民の問題は、これは  
まだ懸案である。それから靖国神社の合祀費の問題は、これは  
現在のところ取りやめである。それからビキニマグロの問題は、  
一億五千万の修正増加の分で片がついている。こういうふう  
に了解してよろしゅうございますか。それに政府資金が今後出る必  
要は全然ございませんか。

○政府委員（森永貞一郎君）（略）

靖国神社の問題も、両党間においてはおそらく御検討中のこ  
とと存じますが、直接国の予算に関連した問題といたしまして  
は一応けりがついておると、さように御了承いただきたいと思  
ひます。